ISSN 1881−8897

Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.16 *2022*

Memorandum of understanding regarding the magic of rainfall in Yamanashi
……MARUO Yoriko 1

The origin of pleasant water and unpleasant water in modern Yamanashi
……OBATA Shigeo 13

Introduction of the *Yogen-no-tori* Collection……SAIGAN Mai 19

Folding Screen of *The Tale of the Soga* ……MATSUDA Misako （78） 31

Detailed Measurements of materials exhibited
"500years of birth The Life of TAKEDA Shingen" ……EBINUMA Shinji （72） 37

Diary of the *Soukaisyo*
（The Management Records of the *Juichiya* Noguchi Family）in November,1795
……NAKANO Kenji, EBINUMA Shinji, OBATA Shigeo, KANEKO Seiji,
Kamei Daisuke, KOBAYASHI Kana, HORIUCHI Toru,
MIYAZAWA Fumie, MURAMATSU Ayame （39） 70

The Kofu Tokugawa Family's Temple and Shrine Policies and the
Revival of Festivals ……NAKANO Kenji （23） 86

Kitamura Brothers' Challenge in Hokkaido and Construction of Kitamura Village
（As a commemoration of the exhibition in
Minami-Alps City exhibition of about KITAMURA Yuji）……OBATA Shigeo （1）108

山梨県立博物館研究紀要 第十六集

二〇二二年三月

山梨県立博物館
研 究 紀 要

第16集

2022

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

山梨の雨乞い習俗についての覚書き
― 強請祈願による雨乞いを中心に ― ……丸尾　依子 1

山梨のおいしい水とまずい水 ……小畑　茂雄 13

ヨゲンノトリ関連資料の収集について ……西願　麻以 19

《資料紹介》
「曽我物語図屏風」 ……松田美沙子（縦組78） 31

《資料紹介》
「武田信玄の生涯展」出品資料の法量詳細 ……海老沼真治（縦組72） 37

《資料紹介》
「寛政七年卯十一月十三日より　会所日記」
（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）……中野　賢治
海老沼真治
小畑　茂雄
金子　誠司
亀井　大輔
小林　可奈
堀内　　亨
宮澤富美恵
村松　菖蒲（縦組39） 70

甲府徳川家の寺社政策と祭礼復興 ……中野　賢治（縦組23） 86

北海道「北村」建設と北村雄治・亀・謹兄弟の軌跡
南アルプス市ふるさと人物室
第10回展示　拓― ひらく ―に寄せて ……小畑　茂雄（縦組１） 108

山梨県立博物館

研 究 紀 要

第16集

2022

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

図版１　「伸びゆく農郷北村入口」村界標（昭和戦後期）個人蔵

図版２　石狩川沿岸での羊放牧風景　個人蔵

図版３　『甲府市水道誌』（若尾資料）収録の導水管設置工事写真

図版４　「暴瀉病流行日記」（ヨゲンノトリの図）

図版５　ヨゲンノトリが描かれたハガキ

図版６　ヨゲンノトリグッズ

図版７　「曽我物語図屏風」左隻　個人蔵

山梨の雨乞い習俗についての覚書き

― 強請祈願による雨乞いを中心に ―

丸　尾　依　子

はじめに

「天に選ばれし、名水の地。山梨。」とは、山梨県がうたうキャッチコピーである。山梨県はミネラルウォーターの生産量のシェア42%と全国一位を誇り、豊かな水資源を有する県として盛んにPRをすすめている。その山梨では、かつて雨乞いが盛んに行われていた。本稿では、文字記録や伝承のなかにかすかに存在を認められる雨乞いの記憶をたどりながら、山梨における雨乞い習俗の特徴とその背景について述べる。

なお、本稿は、令和２年度（2021）１月２日から２月23日まで開催した「強請祈願とやまなしの雨乞い」展の展示およびリーフレットで紹介した内容に、加筆修正を加えて再構成したものである。

１．雨乞い習俗の諸相

豊富な水資源を誇る山梨において、なぜ雨乞いが行われてきたのか。その理由は山梨の地形と土壌にある。山梨県の土地の高低差は、非居住地で3,000m以上、居住地でも約1,000mにもおよぶ。山々に降った雨は川となるが、高低差が生み出す急流は深い谷を刻み、数多ある小さな沢も、水量や水温の問題により、すべてが農業用水源として適するものではない。やがて平地に流れ下る川は扇状地を形成し、水は地下に潜り込む。また、富士山麓のような溶岩台地も土壌の透水性が高く、河川は少ない。豊かな水量を有しつつも、起伏に富む複雑な地形と地質が、水の利用を阻んできたのである。

（１）．山梨県内雨乞い習俗事例一覧

山梨県内における雨乞いの事例報告を取りまとめたものが表１である。また、表１では、雨乞いの事例を内容別に次の８種類に分類した。

１…神仏像・神体の沈水または涸渇：神仏や信仰物を水に浸ける、常時水に浸けておいたものを取り出して乾かす、火であぶる

２…神仏汚穢：神聖な水場を濁らせる、不浄なものや汚物を投げ込む

３…水垢離：神聖な水場で集落の代表者などが水垢離を取り、降雨を祈願する

４…霊水拝借：聖地に出向き、神聖な水を借り受けてきて降雨を期待する場所に撒く、または集落の氏神等に供える

５…登山：高い山に登山して降雨祈願をする

６…芸能奉納：雨乞踊りや雨乞い唄など、降雨祈願のための踊りや唄を行う

７…類感呪術：火を焚いて煙を出す、太鼓や鉦を叩くなどして、雲や雷の模倣をする

８…その他：獅子舞、泥浚い、特殊な神事など、その他の方法による雨乞い

表１を地図に落としたものが図１である。これらにより、山梨には多くの雨乞い事例があること、調査報告の多寡はあるものの、分布が県のほぼ全域にわたること、強請祈願的な雨乞いが多いことがわかる。

表１　山梨県内雨乞い事例一覧

№.	市町村		内　　容
1-1	上野原市	秋山（尾崎）	若者が裸で神社の前の石に水をかける。
1-2	上野原市	西原	一ノ宮神社に聖徳太子の御手によるという翁面2個があり、宮原前の川原で水に浸し雨乞いすればたちまち雨が降る。
1-3	上野原市	棡原	軍荼利神社の御本尊を開帳すると大雨になる。本尊は行方不明になるので、木像の鎖を厳重にしてから開帳する。雨を得て十分となれば閉める。
1-4	大月市	真木	鎮西が丸（鏡の池）という名の池がある。この池から出た水晶玉を「お玉」と呼び、旱魃の時にはこれを池に浸せば雨が降る。
1-5	大月市	滝子山	鏡の池より出た鏡を鎮西が池に浸すと効果がある。お礼に新しい鏡を一つ添えて返す。
1-6	甲斐市	牛句	天狗沢の雨乞弁天を輿に遷し村中を担ぎ歩き、弁天沼に行って祭りをした。
1-7	甲州市	大和町初鹿野	水かけ地蔵は巨勢金岡が岩面に描いたものと伝えられ、清水をかけて祈る。
1-8	甲州市	大和町田野	氷川神社境内の秋葉様の祠にごすくらいの水晶の玉がある。雨乞いにはこれを輿に載せ、竜門の滝まで運んで淵に沈めて雨乞いをした。
1-9	甲府市	上阿原	福王寺の川ぎら仏は、川から流れてきたものである。雨乞いの時に水に浸ける。
1-10	甲府市	上今井	浄恩寺付近に水漬けにされた雨乞地蔵がある。雨乞いの時に取り出すと、水を欲しがって雨を降らせる。
1-11	甲府市	上帯那	旱天が続くと水が森まで雨乞に行く。ふつうは村内の水分神社あるいは幸潤院で雨乞いをするが、それで験が無ければ最後の手段として幸潤院の本尊の観世音を堂の傍の池に投じて雨を乞う。
1-12	甲府市	増坪	寺の観音像を近くの川に入れて流し、また引き上げる。
1-13	甲府市	横根	光福寺に行基菩薩の作と伝えられる行者の像があり、3週間降雨を祈願して効果がなければ、木像の材となった桜の木の根の跡という沼へ沈める。その苦に耐えられず、直ちに降雨がある。
1-14	中央市	大鳥居	大福寺では、旱魃が続くと御籠堂にこもって雨乞の祈祷を行った。それでも降らない場合には、境内にある雨乞堀を回って「天竺天王、十天王、雨を降らしたまえ…」と唱え、雨の行者の木像を投げ込んで雨を乞う。
1-15	市川三郷町	大塚	長昌院には、武田勝頼の兜についていた毘沙門天の像を祀っているが、雨乞いにはこれを水に浸す。
1-16	韮崎市	鍋山	馬頭観音は祭礼に必ず雨が降るという雨の神である。雨乞いには観音を池に入れて水を浴びせる。
1-17	笛吹市	御坂町蕎麦塚	宝珠院にある雨乞い地蔵は、丹蔵という下男の身代わりとして池に沈めたものである。体に縄を巻き、たらいに入れて頭から水をかける。降らなければ、近くの堤の水の中に投げ入れる。
1-18	笛吹市	八代町永井	瑜伽寺に「流れ薬師」と呼ばれる仏像がある。荒縄で縛り、「雨降れ…三千坊、雨降れ…三千坊」と唱えながら集落のはずれの堤に引きずって行き、堤の泥の中に薬師を突っ込んで雨を乞う。
1-19	笛吹市	御坂町黒駒	若宮嵐山の雨乞観音は「火あぶり観音」という。全身黒焦げで、頭部は焼け焦げて落ちている。日照りが続くと、火にあぶって雨乞いをする。
1-20	笛吹市	御坂町八千蔵	旱天には寺から十二神将と薬師を持ち出し、清水の湧きそうな川端に置く。薬師は井戸前に置く。裸になって水を掛け合い、十二神将にも水を浴びせて雨乞いをする。雨が降るまで続ける。
1-21	富士吉田市	上吉田	西念寺本堂にあるオビンズルサマに縄を数本かけて、一方で四方から縄を引っ張り、川の中に入れたり出したりした。
1-22	北杜市	長坂町清春	清春村（旧長坂町）片嵐の椀貸淵で竜宮の椀を淵から借りて返さなかったところ、女が催促に現れた。女を斬りつけると大蛇となって足を落として逃げていった。この足の骨は土地の清泰寺に保存されていて、雨乞いにはこれを借り出し水を注ぐ。
1-23	北杜市	小淵沢町	小淵明神は、池だけで祠がなく、雨乞いには幣を池中に納める。
1-24	北杜市	須玉町大和	溜池のことはツツミ（堤）と呼び、堤がある場所はツツミノサワ（堤の沢）という。石尊さんの御神体を沈めるということをかつて行った。
1-25	身延町	大炊平	大炊平では、峠の地蔵を栃代川の川原に担ぎ出し、川の流れでこの地蔵を洗い清めて雨を祈る。
1-26	北杜市	須玉町桑原	溜池のことはツツミ（堤）と呼び、堤がある場所はツツミノサワ（堤の沢）という。石尊さんの御神体を沈めるということをかつて行った。
1-27	身延町	古関	雨乞淵に古関の地蔵を担ぎ出して洗い清め、雨を祈る。
1-28	山梨市	市川	清水寺の木像三体を付近の堤に投げ入れ、「雨降れ、祇園だ、天づく天のお祭りだ…」と叫んで雨を乞う。
1-29	山梨市	大工	太子堂の観音さんを付近の川に入れ、顔を洗ってやり、雨乞いをした。
2-1	上野原市	四方津	近村の者が集まり、鳥沢の神主因幡の家から牛を借り出して天神淵に引き入れる。
2-2	上野原市	棡原	軍刀利神社の祭神であるグンダリサンが顔や刀を洗ったという窪みのある石があり、グンダリサンの手水鉢と呼ばれる。旱魃の時、その中の水をかき回して濁らせて雨乞いをした。
2-3	大月市	真木	鎮西が池の周囲に人々が集って池をかき回し、小祠に雨を祈る。
2-4	甲州市	大和町	雨乞い菖蒲（天目山　棲雲寺）天童山の頂上にある菖蒲が一面に生えた池には八大竜王が祀られている。この池を濁し、菖蒲をお借りして帰る。雨が降ったら菖蒲を山に帰す。
2-5	都留市		桂林寺にあるベンテンサンを祀った池には化身である白ヘビが住んでいて、決して水が絶えることは無い。村人は日照りの時には池を棒でかき回し、白ヘビを怒らせて雨乞いをする。
2-6	市川三郷町	四尾連湖	牛の首を切って湖に投げ込み、雨乞いをした。
2-7	北杜市	須玉町穂足	蓑笠姿で東山に登り、山頂にある大日如来の石碑を揺さぶると雨が降る。
2-8	北杜市	高根町北割	高根町北割にある八牛池には8頭の牛が棲み、八ヶ岳の噴火のために信州南佐久の八那池に移った。この池の水が濁ると雨が降る。
2-9	身延町	常葉	村人が新しい稲藁をもって牛の首を作り、若いものが掛け声勇ましく担ぎ、古関川の雨乞淵に行ってそこに沈めると雨が降る。
2-10	身延町	富里	雨乞淵は今は埋もれてしまったが、以前は旱魃になるとこの淵に村人が集まって淵をかき回しながら「雨たまえ」と鉦・太鼓を鳴らして祈った。
2-11	道志村	月夜野	両国橋の牛淵に牛の形の岩がある。ここに藁の牛を沈めて祝詞をあげて雨を祈る。
2-12	山中湖村	平野	湖の主は赤牛であると言う。麦わらで牛の形を作り、弁柄で赤く染めて湖中に沈めた。
3-1	小菅村	余沢	釜淵をせき止めて、男たちがその水を浴びて雨を祈った。
3-2	甲府市	千代田	若い衆が社前の川に裸になって入り千垢離をとる。「サンゲ、サンゲ、六根清浄、おこめにはつだい金剛童子、大山大将不動明王、石尊大権現、大天狗、小天狗」と唱える。
3-3	都留市	曽雌	一の沢に雨乞場という淵がある。雨乞いには村中が集まり、掛軸を杉に掛けて読経した後、裸になって淵に入り、泳いだり、水の掛け合いをする。帰ってから氏神の前で太鼓を叩いて祈る。
3-4	都留市	馬場	社前の川をせき止めて淵とし、注連縄を張り、村人が裸になって二手に分かれて水の掛け合いをする。
3-5	都留市	不詳	御正体山の川に淵があり、そこに祠があった。ここでお神酒などを上げて垢離を取り、裸に蓑笠をつけて若宮の神主の音頭で雨を祈った。
3-6	都留市	禾生	村中集まって桂川に下って水垢離を取り、裸で生出山の山上の池に行き、ホラ貝・太鼓をならしてセングリを行い、生出神社に集まり御神酒を戴いて解散する。降るまで同じことを繰り返す。
3-7	笛吹市	御坂町下黒駒	下黒駒石尊祭は、水垢離をとって疫病除けや水難防止と共に降雨を祈願する。
3-8	笛吹市	御坂町二之宮	二之宮の下田では、雨乞いとして美和神社で祈祷をしてもらった。また、8月行われる石尊祭が雨乞いの意味を持っていて、裸の男衆がオミタラシ（貯水池）で水垢離をした。
3-9	身延町	大崩	「垢離取り淵」という淵がある。雨乞いはここで一堂垢離を取り、三石山に登り、山頂の三石様に雨を祈った。
3-10	身延町	堰町椿草里	雨乞沢、雨乞淵、雨乞峯等の地名がある。裸になってこの淵や滝に入り題目を唱えつつ水浴する。雨乞峰に登ることは絶えている。
3-11	西桂町	倉見	氏神の下で裸男がセングリ（千垢離）を行う。
4-1	上野原市	秋山（栗谷）	足柄市関本の道了権現の水を借りに行く。開山堂の前にこの道了薩埵の掘ったという井戸（金剛本堂の水）があり、これを樽に受け、途中止まらずに帰ってくる。効があれば返す。
4-2	上野原市	西原	権現山の王勢籠権現の水を借り受けに行く。借りた水は、鶴川支流の飯尾川の奥で川の両岸に竹を立て、注連縄を張った中に流すと雨が降る。
4-3	甲府市	相川	代参で長野の上諏訪神社に行き、祈祷を受けて竹筒に水を汲んで戻り、その水を田に撒いた。
4-4	都留市	十日市場	二升入りの樽で西湖の竜宮の水を借りてくる。余計に借りると余計に降るので、程を考えて借りる。村の神様に供えた後、子どもたちが樽神輿のように担ぎまわる。降れば倍にして返す。
4-5	都留市	法能寺	御正体山の若宮権現の水を借り受けに行く。
4-6	富士吉田市	新倉	富士吉田市新倉の山中にあるミコガ滝では、滝つぼを浚えば雨が降ると言って、雨乞に浚う。降らなければ西湖の竜宮様から水を借りてきて水桶を滝つぼに浮かせ（この水をこぼすと大荒れになる）、その周りで祈る。験があれば水を倍にして返す。
4-7	南アルプス市	櫛形町	村の天神井の水を汲んで氏神の諏訪社に供えるが、降らなければ諏訪湖の水を汲んでくる。諏訪さまはこの水を喜んで雨を降らされる。
4-8	忍野村	忍野	西湖の竜宮へ内野地区の親方と小遣いさんが一升瓶に水を借りて来て、清水の池のほとりにある木に瓶を吊るす。降らない時は、神主が幣束、注連縄を樹木に縛って祝詞を奏上してから水を容器に入れて池にこぼすと必ず雨が降った。
4-9	忍野村	内野	村の清水池に竜宮様を祀り、西湖から受けてきた水をまず少量池に入れ、降らなければ2度、3度とこれを繰り返す。
4-10	道志村	道志	大山に雨乞いの参詣をして水を借り受け、途中泊まらずこぼさず振り向かずに帰ってきて、金毘羅様に集って雨を祈り、験があれば返水する。返しに行かぬと今度は降りすぎて困る。
4-11	西桂町	下暮地	昭和8年7月に、西湖の竜宮様のお水を借りに行った。西湖の区長に案内料一円を払った。竜宮様の祠の前のお池の水を持ち帰り、三つ峠山下の大山祇神社の前の川にこぼすと雨になった。
5-1	笛吹市	一宮町	蜂城山の下の竜が池のなかに干満二つの玉がある。旱天には池に入り満玉を取って草の輿に載せ、蜂城山に登り太鼓を叩いて雨を祈る。
5-2	北杜市	須玉町	大正期、雨が降らない時には櫛形山周辺の山に登山して祈願した。鉦・太鼓を持って伊奈ヶ湖付近から登り、山頂で雨乞を行った。
5-3	北杜市	白州町	雨乞岳山麓に石尊社があり、雨乞いが行われた。
5-4	早川町	奈良田	若い衆が未明に起きて白根の峰に登り、ハイマツを焼き、家に残った者は寺で雨乞いの題目を唱えた。

5-5	富士川町	最勝寺	昭和53年（1978）に、最勝寺の人々が櫛形山中腹のクルソンさんと呼ばれる仏像に雨乞いに行き、帰路に道に迷った。
5-6	道志村		神奈川県の山の大室山に「雨乞岩」があり、旱魃の時に岩に登り雨乞いをした。
5-7	鳴沢村	大田和	足和田山には、古くは雨乞い登山があった。
5-8	富士河口湖町	大石	十二ヶ岳に祀られているオギョウドウサマへ登り、祠に納められている短刀を河口湖に沈め、降雨があった時にそれを引上げて返した。登山に際しては雨乞いの唄を大声で唱えた。
5-9	山梨市	西保	水が森は、西保村でも雨乞の霊場とした。
6-1	大月市	笹子	山上の白竜権現の前に集い、異口同音に数千遍も神の名を唱えれば雨が降る。
6-2	小菅村	白沢	白沢の滝の下をせき止めた水を一時に落とし、これを浴びながら笛・太鼓で雨乞いの唱えごとをした。
6-3	甲府市	積翠寺	深草観音は「ヒミズの観音」と呼ばれる。旧村単位で村人が集められ、堂から観音像を運び出して外で経をあげ、降雨を祈願した。
6-4	北杜市	須玉町東小尾	雨乞踊りは遊行僧が伝えたとされる。花笠、女装で踊る。
6-5	南部町		夏に御堂の妙法寺で太鼓を叩いて雨乞いをしていた。
6-6	早川町	茂倉	雨ヨ降らせ給えや　サンリョウ王の尊　と唱える。
6-7	早川町	戸川	雨ヨ降らし給いナ 西山の弁天も　東山の弁天も これほどの日損を知らノウこともあるまいに 雨ヨ降らし給いナ 太鼓を叩き、輪を作って踊り、外から囃子をするものと分担する。村中寄って行う。
6-8	早川町	湯島	村中で寺に集まり題目を唱えて信心した。
6-9	早川町	早川	西ン山の大天狗　東ン山の大天狗 雨ヨ降らしてくれまいか 西ン山の大天狗　東ン山の大天狗 雨を降らして給いナ
6-10	富士川町	柳川	雨乞い唄が伝承される。歌詞は後述。
6-11	身延町	富里	鎮守または川原に「天下泰平・亀岩八大竜王・内外八大竜王」等と書いた幡を立て、タツの形を作りシメを張り、鉦・太鼓を叩き、「天竺天王十六王、雨乞いだに頼むぞ」云々と唱える。
6-12	身延町	西嶋	神明社に集まって祈祷の後、社伝の庭に出て輪を作り、唱えごとをする。「雨を降らせ給いな　天竺天竜王の　東山の黒雲　西山の大てんぐ　雨を降らせ給いな　それこそ降ってきた　ドンツク、ドンツク、ドンツクドン」
6-13	富士河口湖町	大石か	十二ヶ岳のお行堂なぜ雨よ降らかさねえ 天に雨や絶えとうか かーるぴまわりゃどうするどう 長浜の東光寺の坊主 南瓜の蔓が枯れたーとて 鍋とってほきゃーとー 十二ヶ岳のお行堂竜ごんどーは留守どーか 天に水は絶えとうか 背戸の菜っ葉もかあらから 茄子も南瓜もずうでえどう 天に水は絶えとうか さあ降れ龍ごんとう 十二ヶ岳のお行堂何ぜ雨よ降らかさねえ 天に雨はにゃあとうかー 茄子も南瓜もうつ絶えとう おかたやのけえをどうするどー 十二ヶ岳のお行堂天に雨は絶えとうか 川島の嘉重ん畑をどうするどう 鍋へ蜘蛛ん巣を作らあ かーるまで降ってきた これで命がつながるどう
7-1	甲府市	三つ水門	荒川の三つ水門で、火を焚き、太鼓や鉦を鳴らし、川に供物を供え、一連寺の竜頭を浸して雨乞いをした。
7-2	都留市	金井	桂林寺境内にある蛇池を雨乞のために浚うと黒蛇がいる。池の底で火を焚き、穴が見えないようにすると雨が降る。
7-3	笛吹市	境川町寺尾	毎年7月15日～17日のの3日間に行われる船形祭りは水神祭とも言われる。17日には村の男たちが裳笠を付け、雨支度で祭事に参加した。各戸かがり火をたいて黒沢山に登り、船を倒したような形に火を連ねて降雨を祈る。船を立てにするほど雨が降ってくれるように、という意味がある。
7-4	早川町		早川町では、ハイマツを焼き煙を立てた。
8-1	上野原市	秋山（寺下）	ガマン淵を浚い、天神様の神体を運び、太鼓、鉦で「南無白河天神サンゲサンゲ六根清浄」と唱え、裸で水をかける。
8-2	道志村	戸渡	川原畑にあるモロクボ沢の的岩の三の的の穴を浚うと雨が降る。
8-3	甲州市	大和町田野	十二神楽のなかの獅子舞は陽気祭や悪疫流行に際して行われ、旱災の時には天童山上で舞われた。
8-4	甲府市	米倉山	米倉山で雨乞いをした。
8-5	甲府市	上曽根	竜華院の竜が池は竜神が棲み、雨乞いに霊験がある。
8-6	笛吹市	御坂町二之宮	美和神社境内にある石尊祠を拝んでから雨乞いの踊りをし、薪を積み上げて燃やし、その周りを人々が裳をつけて三日三晩踊った。それでも雨が降らない場合には、神輿を担いで馬場川から金川の取水地点まで行き、途中の堰をすべて打ち払ってきた。
8-7	北杜市	鳩川	鳩川の畔の漁夫の娘が僧に恋をしたが断られた。娘が鏡に向かうと鱗が現れた。僧は大蛇になって池に消えたので、娘も入水した。池には今でもその鏡が沈んでいて、祈れば必ず雨が降る。
8-8	北杜市	白州町	曲淵に頼めば必要な数の膳椀を貸してくれた。清泰寺の白雲は、貸し手の正体を知りたくて膳椀を返さなかった。返却を求めに来た女の手を切り落とすと、鱗の付いた大蛇の脚を残して消えた。その蛇骨は今も清泰寺にあり、雨乞いに利用されている。
8-9	南アルプス市	上今諏訪	雨宮の地名が残る。
8-10	南アルプス市	能蔵池	能蔵池の主は赤牛で、雨乞いによって雨を降らせてくれた。また人寄りがあって前腕を貸してほしい時には貸してくれたが、ちゃんと返さない者があったり汚物を洗ったりしたために、怒って池を飛び出し、甘利山の褄池に行ってそこの主になった。
8-11	南アルプス市	八田村	原七郷（上八田・西野・在家塚・上今井・吉田・小笠原・桃園）は御勅使川扇状地の中央に位置するため、旱魃に悩まされてきた一帯で、長谷寺では古くから雨乞いの祈祷が行われてきた。
8-12	身延町	古谷城	牛淵には深い穴があって水が渦を巻いている。淵からは川の流れでゴーンゴーンと音がする。その中に金の牛がいると言った。だから古谷城では牛馬は飼わない。牛淵では雨乞いをする。
8-13	道志村	道志	モロクボ沢の上流の川の中に「的様」がある。水中の岩が的状に白く透けて見え、そのように呼ばれる。旱魃になるとその場所に行って、的様に雨乞いの祈願を掛ける。
8-14	西桂町	上暮地	村の天照大神社に若者が集まり、末社の神々に祈って歩く。雨が降るまで続ける。
8-15	山梨市	江曽原	七面山のふもとに七面堂がある。旅人が七面堂を出発して七面山を通った時、夕立があったので井戸の中に隠れると、白鼠、狼、大蛇が現れた。祈ると夕立も止み、それらも消えた。それから雨乞いの祭りを盛大に行うようになった。

一覧表作成に使用した資料は、まとめて参考文献に記載した。

また、１－22に記載した清泰寺の雨乞いについて、展覧会終了後に安達満氏より関連資料の提供を受けた。

山梨県内雨乞い事例分布図

【地形図出典】国土地理院発行　地理院地図（タイル）　電子国土 Web 掲載地図を結合して使用

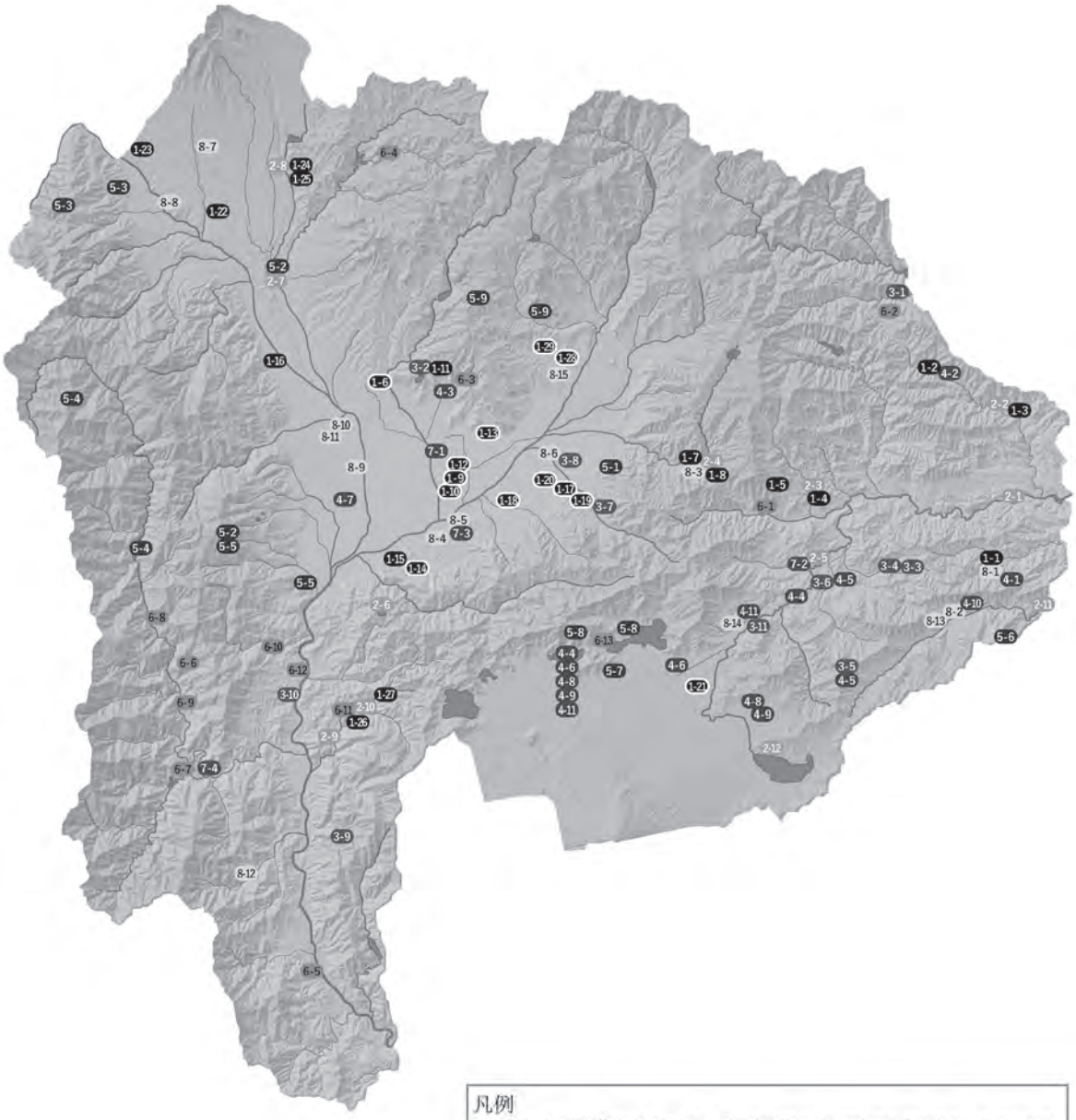

雨乞いの種類別分布は、地域性ははっきりとは言えないものの、水垢離を取る事例が県東部に比較的多い。同じく県東部の道志村では、神奈川県伊勢原市の大山阿夫利神社から神水を借りる習俗を見ることができ、他地域との交流が生み出す文化圏を確認できる。また、神仏を水に沈めたり、あるいは水に浸けていたものを取り出したりする事例は、甲府盆地とその周縁部に多い傾向がある。

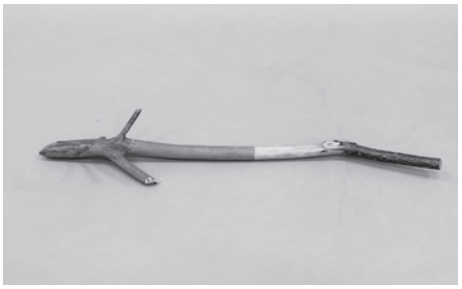

写真１　オカタブチの棒

（２）．強請祈願と雨乞い

表１の分類を見ると、山梨県内においては、分類１のなかでも強請祈願的な雨乞いの事例が多く見受けられる。強請祈願とは、神仏を痛めつけたり、不自由を強いたり、不完全なままに放置したり、脅すようにして強引に願いをかなえさせる呪いである。

強請祈願は身近にも見られる。例えば、ダルマに対する願掛けである。願掛けの際には片目のみを入れておき、両目の開眼を交換条件に願望の成就を受け入れされる。また、年中行事の中にも強請祈願が見られる。早川町奈良田の小正月行事では、「成木責め」という豊作を願う行事が行われる。この行事では、オカタブチの棒（写真１）と呼ぶ木製品を用いて新嫁の子宝祈願を行った後、同じ棒を用いて柿の木の幹を傷がつくまで叩く。その際に「成るか成らぬか、成らねば切るぞ」と唱え、強引に結実を約束させるという。

強請祈願的な雨乞いでは、表１の分類で示したように、神仏や信仰物を水に浸ける方法や、常時水に浸けていたものを取り出して乾くままにしておく方法をとるが、水浸けにする場合はただ浸けるというだけでなく、荒々しく投げ込んだり、くり返し水責めにするような方法も取られた。また、水から取り出して乾かす場合も、例えば井戸から取り出した仏像をわざわざ井戸の端に置くとか、火であぶる方法をとることもある。いずれの場合も、常態とは異なる状況に置くだけでなく、神仏を身体的にも心理的にも痛めつけるような方法をとることに強請祈願による雨乞いの特徴がある。

強請祈願的な雨乞いの分布を確認すると、県全域に見られないこともないが、比較的多く見ることができるのは甲府盆地とその周縁部であり、より限定するならば、盆地に流入する大小の河川の扇状地上に点在すると言うことができる。

２．県内における強請祈願的雨乞い習俗の事例

続いて、県内における強請祈願的な雨乞いの各事例を紹介する。冒頭で述べたように、県内の雨乞い習俗の多くは、もはや記憶や記録のなかの出来事となり、現行はほとんどない。ここで紹介するのは、そのうち幸いにも記録や聞き書きが残されていたり、行事が現存していたりと、雨乞いの様をある程度詳細に知ることができるものである。

（１）．山梨市市川の清水寺における雨乞い

①．山梨市市川地区の地形的特徴と生産活動

山梨市市川の清水寺には、アマゴイサンと呼ばれる木像がある（写真２）。

写真２　アマゴイサン

高さは50㎝から１ｍほどで、表面は激しく削れ、割れ、原形を留めないまでに破損した像も見られる。清水寺の山号は「岩泉山」という。創建は不詳だが、本尊は平安時代前期の特徴を備える[1]。もとは集落内の「龍野沢」[2]に建てられ、「岩清水」と称したと伝えられる。龍野沢は湧水地でもあり、水源地に対する信仰が基層にあったと推察される。現在地に移ったのは、大永元年（1521）という。

清水寺がある八幡地区は、ヤマツキと呼ばれる山際の傾斜地である。兄川と弟川の二つの川の扇状地上であり、水の多くは伏流水となって地下に潜る。弟川には北側の山から沢が流れ込むが、狭く水量が少ないために取水には適さなかったという。また、土壌が粘土質で固く井戸を掘ることも難しかった。そのため、溜池や、兄川から水を引く大工堰（だいくせぎ）や野背坂（のせざか）を越えた西保村（にしぶむら）（現 山梨市牧丘町）に皷川（つづみがわ）から引水する西保堰（にしぶせぎ）[3]によって水の確保に奔走してきたという歴史がある。

②．雨乞いの映像記録

清水寺の雨乞いの記録映像は、寺院近くに居住していたＡ氏が昭和40年（1965）頃に個人的に撮影したもので、音声はない。筆者は、平成16年（2004）に行った調査時、Ａ氏より記録映像を手渡された。以下に、Ａ氏からのからの聞き書きと、Ａ氏撮影の映像をもとに報告する。

雨乞いは、まず本尊である千手観音像を開帳することから始まる。雨乞いの霊験はあらたかで、たいていの場合は雨が降ったという。それだけに、軽々しく厨子を開けることは戒められていた。次のような出来事もあったという。ある夏、学生の集団が、厨子を開けてはいけないという禁忌を犯した。すると、たちまち１m先も見えないような豪雨となった[4]。

本尊の開帳で降れば、雨乞いは満願成就となる。しかし降らない場合は、アマゴイサンを使用した雨乞いが行われる。その場合の雨乞いは、清水寺の裏山にあたるオタキンサワと呼ぶ雨乞い場で行われる。集落の男性たちは、アマゴイサンや燃し木を担いで列をなし、オタキンサワに向かった。オタキンサワの湧水は浚われ、注連縄が張られ、幣束が立てられ、御神酒の一升瓶が据えられた。湧水地の前で火が焚かれ、水辺に立った僧侶は読経を始め（写真３）、集落の人々は、男性だけでなく女性や子どもも集まってそれを眺めた。おもむろに、水辺に据えられていたアマゴイサンを子どもが担ぎ上げ、水面に叩きつけるようにして投げ込む。さらに、別の子どもが水からアマゴイサンを持ち上げ、再び水に投げ入れる（写真４）。繰り返されるその行為を、大人たちは酒を飲み、談笑しながら眺めている。アマゴイサンは、雨乞いが終わるまで水面に浮かぶままにされた（写真５）。

アマゴイサンは、「いじめれば、いじめるほど雨が降る」と

写真３　雨乞いの準備
（雨乞いの記録映像より）

写真４　アマゴイサンを投げ込む子ども
（雨乞いの記録映像より）

写真５　水面に浮かぶアマゴイサン
（雨乞いの記録映像より）

言い伝えられている。水に投げ込む以外にも、火であぶったり、木に吊るして叩いたりしたとも伝えられている[5]。次のような記録もある。「(前略) 滝壺へそれを放り込むです。それで付近では松や木を切って燃やして、若い男が褌一つで二〜三人で滝壺へ飛び込むと、一緒にその木偶を水へ放り込む。(中略)『空の雲がつっとんだー』っていう。『雨ー降れー、ぎおんだぎおんだ、そーらのくもーがつっとんだー』、そうして集まってきた人達が騒ぎ立てる。そん時に火を焚けばね雨降ってくるですよ。不思議と雨が降ってくる。空へ煙を立てると雨が降ってくる。そういうことがあったです。」[6] 雨乞いは大正時代の終わりごろにも行われ、蓑笠を被って行事に参加したと伝えられる[7]。

③. 文字記録

江戸時代の文久二年（1862）に行われた雨乞いの古文書がある。その年は６月中に日照りが続き、清水寺で雨乞祈祷が行われた。甲斐あって大雨が降り、村人はこれに感謝して天下泰平・五穀成就・雨乞念願成就の「報謝仏事」を執り行った。儀式は８月６日から10日までの５日間にわたり、大般若と百座護摩が執行された[8]。記録からは、この雨乞いにアマゴイサンが用いられたかは不明であるが、少なくとも江戸時代には雨乞い自体が行われていたことの確認はできる。

（２）. 甲斐市牛句の雨乞い

次は、平成25年（2013）に行われた甲斐市牛句（うしく）の雨乞いである。同地は甲府盆地の北縁に位置し、荒川を挟んで甲府市と隣接する。集落は南北に長く、南部と荒川およびその支流の亀沢川（かめさわがわ）流域には水田が、中部と北部の丘陵地上には溜池や畑地が拡がる。南部の盆地北縁部に沿って宅地開発が進む。集落内には上条堰（かみじょうせぎ）の取水口があり、盆地の北縁に沿って灌漑する。取水口は荒川扇状地の扇頂部の、荒川と亀沢川の合流地点である。雨乞いは、ここで行われる。

平成25年の雨乞いは、６月23日に行われた。この年は梅雨時期にもかかわらず降雨が少なく、取水場所の水位が低下したために作物や生活への影響が心配され、堰の下流にあたる天狗沢や大久保とも協議のうえ雨乞いが決定された。雨乞いは、集落内の諏訪神社における神事から始まった。朝、境内には注連縄が張られ、社殿に向かって左側の石祠の前に陽物型の石造物が５つ並べられ、祭壇が組まれた（写真６）[9]。天狗沢・大久保の両区からも酒や水が奉納された。祭壇前に据えられた神輿には、高さ70㎝近い陽物型の石造物が御神体として載せられた。御神体を含む石造物群は、平素は拝殿の左奥の外壁部分に造られた欄干に安置されている[10]。

写真６　石祠の前の神体と祭壇
（2013年撮影）

写真７　水を浴びせて神体を「いじめる」
（2013年撮影）

神官による神事の後、白装束で神輿を担いだ氏子たちは神官と太鼓の先導で旧道を練り歩き、上条堰の取水口を目指す。移動の間、担ぎ手たちは絶えず「懺悔懺悔 六根清浄 大峰八大金剛童子 大山大将不動明王 石尊大権現大天狗小天狗」と唱える。取水口には、水の中に高さと縦横90㎝程度の台が設けられ、四方に注連縄が張られている。神輿の到着後、御神体を降ろして堰の中の台に載せ、担ぎ手たちが入水し、雨乞いの儀式

が始まる。牛句の雨乞いでは、御神体を「いじめればいじめるほど雨が降る」と言い伝えられており、担ぎ手たちは御神体を激しく「いじめる」。

その方法は水垢離に近い。はじめに、「牛句一本締め」で拍子を打ち、一人が台に登って御神体を持ち上げる。周りの担ぎ手たちは手で水をすくい、激しく絶え間なく浴びせる。また、御神体を竹棒で強く叩いたり突いたり、酒を掛けたりする（写真７）。水を浴びせる間も、「懺悔懺悔…」と唱え続ける。御神体を持ち上げたり、抱きかかえたりする人を交代しながら、これを繰り返す。30分ほど繰り返して儀式を終える。御神体を神輿に戻し、再び列をなして諏訪神社に戻る。石祠前での神事の後、全ての陽物型石造物の神体を拝殿横に戻し、雨乞いが終了する。

写真８　雨の行者
（2019年撮影）

（３）．中央市豊富の大福寺における雨乞い

中央市豊富の大福寺の薬師堂には、薬師像の両脇に19躯の木造の破損仏群が併祀されている[11]（写真８）。これらはかつて「雨の行者」と呼ばれ、雨乞いに使用されたという伝承がある。木像は、菩薩立像が７躯、神将形像が６躯、男神像が４躯、天部立像が２躯で、11世紀から12世紀の制作と推測されている。

写真９　雨乞いをした池（2019年撮影）

『甲斐国志』によれば、神仏像は江戸時代には破損した状態であったという。また、旱魃の時には村人が集まり、これらの神仏像を境内の池に浸して雨乞いをしたとされている（写真９）。上野晴朗（1973）によれば、大福寺の雨乞いは次のように行われた。「豊富村の大鳥居の部落では、昔、大旱魃が続くと、御籠堂にこもって、まず雨乞いの祈祷を行なった。そして、それでどうしても雨が降らない場合には、村内の大福寺境内にある雨乞堀を廻って、『天竺天王、十天王、雨を降らしたまえ……』と、連声しながら、薬師堂内に安置してある、天の行者の木像を堀に投げ込んで、雨を乞うのであった。」[12]

大福寺は、浅利川の扇状地の扇頂部に位置する。そして、境内の雨乞いの池は、寺背後の山からの湧水によって形成され、沢となって斜面を下り浅利川に合流する。大福寺の雨乞いには、清水寺と同じく扇状地上の水源信仰としての側面も見ることができる。

（４）．甲府市上今井の雨乞い

甲府市上今井の下ノ側区には、「下ノ側のお地蔵さん」として親しまれている地蔵像がある。地蔵は浄恩寺の西の辻付近の暗渠となった川の中に浸けられている。

同地区では、雨が降ってほしい時に川から地蔵像を引き上げ、傍らのお堂に安置して祀ったという。その手法は、次のような考え方に基づく。水の中にいる地蔵は、ふだん体が濡れているのに、水から出されると体が乾いてしまうため、「いつものように濡らしておくれ、水が欲しい、雨が欲しい」と願って雨を降らせる[13]。雨乞いの儀式は近年行われておらず、現在では10月５日[14]に、地蔵への感謝のために祭りが行われている。

（５）．雨乞い唄にみる強請祈願的思考

昭和56年から57年（1981～1982）に調査が行われた「山梨県民謡緊急調査」では、県内に伝承されている民謡の調査・採集が行われた。対象は新民謡をのぞき、節まわしが不明も歌詞を記憶していれば対象とされ、文字記録があっても伝承が途絶えている場合は除外された[15]。報告書として刊行された『山梨県の民謡　緊急調査報告書』（1983）には、４件の雨乞い唄が記載されている[16]。そのうち、詞章に強請祈願的要素を含む２件を紹介する。

「柳川雨乞い」

神の前の太郎坊　川のなかにござって　水のないのもわからんか
雨を降らせて給いナ　天竺天の竜天王
開きばあの大統領　畑のなかにござって　作の焼けたも知らないか
雨を降らせて給いな　天竺天の竜天王[17]

「雨乞い唄」

十二ヶ岳のお行堂　なぜ雨よ降らかさねえ
天に雨や絶えとうか
かーるびまわりゃどうするどう
長浜の東光寺の坊主
南瓜の蔓が枯れたーとて
鍋とってほきゃーとー
十二ヶ岳のお行堂　竜ごんどーは留守どーか
天に水は絶えとうか
背戸の菜っ葉もかあらから
茄子も南瓜もずうでえどう
天に水は絶えとうか
さあ降れ龍ごんどう
十二ヶ岳のお行堂なぜ雨よ降らかさねえ
天に雨はにゃあどうかー
茄子も南瓜もうつ絶えとう
おかたやのけえをどうするどー
十二ヶ岳のお行堂　天に雨は絶えとうか
川島の嘉重ん畑をどうするどう
鍋へ蜘蛛ん巣を作らあ
かーるびまで降ってきた
これで命がつながるどう[18]

これらの雨乞い唄に歌われる旱魃に対する人々の心意は興味深い。いずれも窮状を訴えるだけでなく、神を詰る。「一体何を怠けているのだ」と怒りをあらわにし、「さあ雨を降らせろ」と詰め寄って、強引に

降雨させる。今直面している旱魃という困難は、神仏の人間社会や自然に対する怠慢によって引き起こされているのだ、と言わんばかりである。これらの雨乞いが、強請祈願的行為をともなっていたかは不明である。しかし、神仏を心理的に追い詰めんばかりの詞章は、これこそが強請祈願的雨乞いの執行に至る心意であると言うことができるのではないか。

３．山梨の雨乞い習俗に関する一考察

ここまで、山梨県内の雨乞い習俗の分布を概観するとともに、強請祈願的な雨乞いの事例を挙げた。雨乞い習俗の分布では、図１に示したように地形と照らし合わせた場合、山間地と河川流域の扇状地および微高地上に分布することが判明した。さらに、先に紹介した各事例と照らし合わせると、扇状地の雨乞いの場としては水源となる扇頂部の湧水地や取水口が選択されていることがわかる。扇状地は、その地形と地質の特徴から特に扇央部に常習的な渇水をもたらす。その一方で、大量の雨が降れば扇頂部から水が溢れて洪水を起こしやすい。先に示した事例で言えば、山梨市市川、中央市豊富、甲斐市牛句、柳川の雨乞い唄の事例は、いずれも扇状地上の雨乞いである。扇頂部の水源に祈願をすることで、「渇かず、溢れず」の安定した水の供給を願ったと考えることができるだろう。一方、甲府盆地内の場合、網目のように走る小さな河川の狭間に微高地が形成される。甲府市南部の上今井では、「（雨の時には）道をひとつ挟んで水がツク（水没する）」[19] こともあったとされるほど、わずかな場所の違いと高低差が水との関係性を左右した。

強請祈願による雨乞いは、それらの不安定で相反した性格を有する自然環境が生み出した信仰形態とみることもできるのではないか。水に翻弄されやすい自然条件において、人々は生きるために絶えず自然に働きかけ、神仏にはその営みを守ることが期待された。神仏と人と自然という三者の相互の役割分担と、それによる調和の下に人の営みが保全されるわけであるから、協調を乱し、生活を脅かすような注意力散漫や怠惰は、たとえ神仏であっても見逃し難い。まさに、「雨乞い唄」にうたわれる神仏への責任追及と詰問の心意である。その現われこそが強請祈願による雨乞いではなかったか。

また、水資源の保全が注目される現代において、雨乞いに見る水源地信仰は再評価されるべきである。扇頂部や山中、あるいは樹海の中の水源を神聖視する思考により、潜在的に水を有する山や森の水源に大きく手を加えることを忌んできた。神仏を祀り、常時は手を着けず、人を寄せなかった。雨乞いは根本的な水量確保には結びつかない上に、対処療法的で非科学的である。しかし、その思考こそが長きにわたり水源を守ってきたことは確かである。

最後に、清水寺の事例からは、雨乞い習俗消滅の背景に生産作物の切り替えがあった可能性を指摘する。同地区では、昭和30年代（1955～1964）までは米麦の二毛作と養蚕業が主生業であったが、昭和30年代に果樹栽培への転換が始まる。水はけと日当たりのよい扇状地は果樹生産に適する。そのうえ、昭和45年（1970）から始まった全国的な米の生産過剰による稲作転換の推進が、果樹への切り替えをさらに後押しする形となった[20]。市川地区の雨乞いは、果樹への切り替え期であった昭和40年（1965）頃の実施を最後とする。雨乞い習俗消滅の背景には民間信仰に対する考え方の変化もあっただろうが、生育時に大量の水を要する稲と、水はけのよい土地と少雨を好むブドウという作物の特性が大きく影響を与えたとしても不思議ではない。

４．おわりに

民間信仰とそれに規定される人々の振る舞いには、自然観が垣間見える。水は空からもたらされ、大地を経由して生物の体内を潤し、再び大地を流れて空に還る。人は天と地をめぐる水の通過点に過ぎず、自然の営みには神仏が関与している。人は自然の一部であるからこそ、自然や神仏に働きかけはするが、その関係性を根本から覆すことは自らの存在を脅かすことにつながりかねないと考えたのだろう。雨乞い習俗からは、自然と神と調和することを望み、しかし自らも積極的に働きかけながら力強く生きた先人たちの姿が浮かびあがる。

清水寺の雨乞い習俗とその消滅の背景については、山梨における生活変化と民俗の変容との関係性をより直接的に知ることができる事例として、その実証を今後の課題としたい。一大果樹生産地は、豊かな水への渇望の歴史を内包する。それは、今一般的にイメージされている山梨の水の文化とは相容れない。だが、水との関わりの歴史と文化を正しく見つめることは、現代の山梨における水との関係性を問い直し、山梨が発信すべき水の文化に新たな視点を投じることにもつながるだろう。

註

（1） 『山梨県史 文化財編』（1999） 617頁を参照した。
（2） 聞き書きではタキノサワ、オタキンサワとの呼称であった。
（3） 享保２年（1717）につくられた。
（4） 2004年聞き書きによる。
（5） 2004年聞き書きによる。
（6） 『山梨市史 民俗編』（2005） 690頁より引用した。
（7） 前掲同書
（8） 市川区有文書「雨乞い成就に付報謝仏事執行許可願乍恐書付奉願上候」文久二戌年七月廿五日
（9） 石祠の祭神は不明であったが、山梨県内では水路の傍に石尊祠を祀る例が多い。石祠の背後の山の斜面に沿い、水路が作られて水が流れていた。この石祠も石尊祠の可能性がある。
（10） 陽物型の石造物は、諏訪神社に祈願をし、満願成就となった人からの奉納品であるという。雨乞いのために造られたものではないとの認識であった。
（11） 「大福寺破損仏群」として中央市文化財に指定されている。
（12） 上野晴朗（1973） 120頁より引用した。
（13） 山城地区自治会連合会（2019） 6 - 7 頁を参照した。
（14） 上野晴朗（1973）では、祭日を９月５日とする。
（15） 手塚洋一（1984）による。
（16） 雨乞い唄の記録は、北巨摩郡須玉町東小尾（現北杜市須玉町東小尾）１件、南巨摩郡早川町１件、同郡鰍沢町（現富士川町町）１件、南都留郡河口湖町（現富士河口湖町）１件の計４件である。音声記録は、須玉町と鰍沢町の２件で、他は歌詞の記録のみである。このほか、解説文中において、南巨摩郡早川町都川、同茂倉の雨乞い唄に触れる。
（17） 『山梨県の民謡　緊急調査報告書』109-110頁掲載の「柳川雨乞い」より引用した。伝承地は南巨摩郡鰍沢町柳川、演唱者は堀口つる（女・故人）、生年　明治30　とある。
（18） 『山梨県の民謡　緊急調査報告書』109-111頁掲載の「雨乞い唄」より引用した。伝承地は南都留郡河口湖町、伝承者　少数　とする。
（19） 2017年聞き書きによる。
（20） 『山梨市史 民俗編』（2005） 6 - 7 頁を参照した。

参考文献

・天野安夫「忍野の池」『甲斐路 88』 山梨郷土研究会　1997
・岩科小一郎『山麓滞在』1942　体育評論社
・岩科小一郎『大菩薩連嶺』1959　朋文堂
・上野晴朗『やまなしの民俗―祭りと芸能―』 光風社書店　1973
・影山正美「『椀貸し伝説』考―『市』の始原的風景を探る―」『甲斐路 70』 山梨郷土研究会　1991
・國學院大學民俗研究会『民俗採訪』1953
・國學院大學民俗研究会『民俗採訪』 1994・1995
・都留文科大学民俗学研究会『金井の民俗』 1967
・高谷重夫『雨乞習俗の研究』 法政大学出版局　2004
・田中宣一『供養のこころと願掛けのかたち』 小学館　2006
・土橋里木『甲斐伝説集』 山梨民俗の會　1953
・土橋里木『山梨県の民話と伝説』 有峰書店　1979
・手塚洋一「山梨県民謡緊急調査の概要」『甲斐路』51　山梨郷土研究会　1984
・東京女子大学郷土調査団『甲州秋山の民俗』1974
・山城地区自治会連合会「わたしの地域・歴史探訪 やましろ」山城地区自治会連合会　2019
・山中共古『甲斐の落葉』 有峰書店　1975
・山梨県北都留郡誌編纂会『北都留郡誌』 名著出版　1973
・山梨県教育委員会 『山梨県の民謡　緊急調査報告書』 山梨県教育委員会　1983
・山梨県史編さん専門委員会民俗部会『上津金の民俗』1994
・山梨県史編さん専門委員会民俗部会『道志の民俗』2001
・山梨県史編さん専門委員会民俗部会『二之宮の民俗』1997
・山梨県史編さん専門委員会民俗部会『福士の民俗』1995
・『甲府市史』別編Ⅰ民俗　甲府市役所　1988
・『山梨県史』民俗編　山梨県　2003
・『山梨県史』文化財編　山梨県　1999
・『山梨市史』民俗編　山梨市　2005
・『山梨日日新聞』 1978年９月５日

（山梨県立博物館）

山梨のおいしい水とまずい水

小　畑　茂　雄

はじめに

山がちで河川も多い山梨県は、歴史的に水にまつわる地域の課題が多く存在する。そのため、これまでの郷土史研究や山梨県立博物館の調査研究および展覧会事業においても、治水や利水に関するものは多く行われてきたが、水の味に明確に言及した文献はあまりない(1)。

他方、現在の山梨県はミネラルウォーターの出荷額が全国トップとなり、自他ともに「おいしい水」を持つ地域という認識が定着している。しかし、その「おいしい水」は、歴史的にほぼすべての山梨県民（甲州の人々）に飲まれて来たのかというと、甲府盆地一帯に関しては必ずしもそうとは言えないようだ。むしろ、上水道の普及以前において、ある程度の山梨県民は「まずい水」を飲んできたとも言えるのだ。県土の８割にもおよぶ山林が水源として「おいしい水」を育むなかで、山梨県（甲州）のある程度の人口が日常的に入手できる飲料水は「まずい水」だったのである。

「おいしい水」が山梨県の中核的なイメージに定着しつつある昨今だが、その「おいしい水」の事実とイメージは、有史以来不変のものではないのである。このことからすれば、先人たちが築き上げた山梨の「おいしい水」という資源や定評を当然のごとく享受する現在の私たちは、その山梨の「おいしい水」をもっと形成的に理解する必要があるのではないだろうかと感じる。特に根拠なく自明のことと語られがちな、山梨の「おいしい水」や「災害の少ない」というイメージは、歴史的にはごく新しいものに過ぎず、その成り立ちや歴史的背景を知らずにいることは、さまざまな意味で危険極まりない。本稿は、山梨の「おいしい水」とその背景にあった「まずい水」を知る手がかりとするため、山梨の飲用水の味に関する文献資料を研究対象として、これまでに県内各学校で実施した「山梨学」講座における「水」に関する講義に、若干の整理を加えて編集したものである。

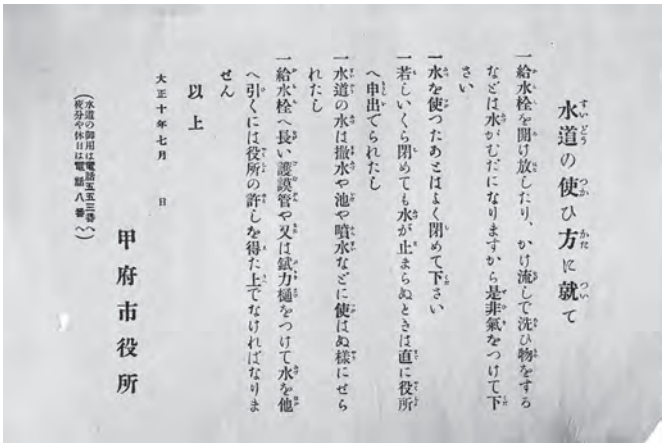
水道の使ひ方に就て

一給水栓を開け放したり、かけ流しで洗ひ物をするなどは水がむだになりますから是非氣をつけて下さい

一水を使つたあとはよく閉めて下さい

一若しいくら閉めても水が止まらぬときは直に役所へ申出でられたし

一水道の水は撒水や池や噴水などに使はぬ樣にされたし

一給水栓へ長い護謨管や又は鉄力樋をつけて水を他へ引くには役所の許しを得た上でなければなりません

以上

大正十年七月　日

甲府市役所

（水道の御用は電話五五三番へ）
（夜分や休日は電話八番へ）

「水道の使ひ方に就て」（「峡中広告集」〈甲州文庫〉）

山梨のまずい水

まずは山梨（甲州）の「まずい水」について見ていきたい。飲用が可能な水が、質と量と共に安定的に供給されるようになるのは近代的な上水道の整備以降のことであり、山梨においては大正２年（1913）の甲府市における水道事業の開始をその嚆矢としている。こうした近代的な上水道によって、河川水や深井戸といった、比較的水質が安定した水源が利用可能となる前は、極めて不安定な水事情におかれていたのである。

山梨における水源の不安定さという点では、古くから利水に苦労を重ねた扇状地上の諸村や、早くから河川水による上水を建設した甲府城下町の実例からも指摘できるが、水質の安定性、つまり水の「おいしさ／まずさ」という点からも、甲府盆地で古くから使われてきた浅井戸（不圧地下水）の水質は電気伝導度を高めに示しており、それほど良くはないとの指摘(2)もある。

とりわけ甲府城下町は「まずい水」の地域であって、甲府勤番士である野田成方の「裏見寒話」（宝暦

２年）や、徽典館学頭として甲州にやってきた宮本定正による「甲斐の手振」（嘉永３年）に、その体験的な記述が残されている。

> 水白く濁り垢あり飲めず、されと土地の人は厭はす、又害をなさす、是馴たれは也、大抵荒川の水を汲む、是は実に名水いふ斗なし、官舎の井水またあしく雑水にのみ用ふ、飲水は片羽御門外荒物屋島屋吉右衛門なる者の井近辺の名水これを汲む。（「甲斐の手振」）

> 国詞にては用水と云、源は藍川より流れ出、鍋屋町百石町の裏を流る、弐筋は郭内へ入り町へ出つる、一筋は田町武家家屋敷へ取る、末に至ては細溝にして奇麗にも見へす。（「裏見寒話」 ※「弐筋」は資料中に「マヽ」と記載。）

こうした地誌上の記録をはじめ、山梨の「まずい水」について言及しているのが、露木寛の一連の著作[3]である。露木は『三ツ水門』で、甲府の酒造業と水にまつわる、興味深いエピソードを書き記している。

> 柳町二丁目十一屋忠蔵、これは甲州道中記にも出てくる家である。現在横沢町に住居されるこの家は幸い私の知り合いでもある。宝永二年江州から来て営業したと云う話であるから、当時の水に就て聞いてみたら、然り昔から北巨摩の奥地長沢にある弘法水を運んで来て、酒を造ったと言う話であった。私にとっては、実に待っていましたと云うような、痛快な話ではあるまいか。（露木寛「三ツ水門」）

十一屋は近江商人のルーツを持つ甲府柳町二丁目の野口家のことであり、甲府の代表的な酒造業と言えるが、酒を仕込むための水を、わざわざ甲府から40kmほども離れた長沢（現在の北杜市高根町）に求めていたということを、当時の十一屋当主・野口忠蔵氏へのインタビューにて明らかにしている。甲府城下町の中心部の酒造業が、これほどの遠隔地に仕込み水を求めていたことは、十一屋から数百m圏内にあったであろう宮本定正の官舎の井戸水と同様に、柳町近辺で入手できる水が酒造には適さないものだったことを示しているが、十一屋が甲府近郊で適した水を求めずに、片道40kmもの水輸送を厭わなかったのは、「弘法水」の名水としての何らかの声価や信仰が（あるいはコスト面を考慮しても）、十一屋の酒造りに必要なものだったのかもしれない。

この「弘法水」と醸造をめぐるエピソードがもうひとつある。上野晴朗が『山梨のワイン発達史』[4]で紹介している日本初のワイン醸造を果たした甲府の２名の人物のうち、八日町の商家・醸造業を営んだ一族の詫間憲久についての一節である。

> 共同経営者となった詫間憲久は、甲府市八日町一二一番戸の商人であるが、残念ながら生没年などいっさいわからない。恐らく当時八日町の素封家だった詫間平兵衛の一族だったと思える。平兵衛の家は、酒詫間・味噌詫間・荒物詫間と呼ばれるほど、一族が酒・醤油・味噌・荒物商などを手広く商い、高根町の弘法水を吸みに、甲府から馬数十頭に桶を積んでいき、この水をもって味噌を作った話などが伝えられている商家である。当時ワインを試醸しようとしている人々が、多くは日本酒を作る醸造家から出ているので、恐らく憲久もその下地のもとに、山田と組んでワイン醸造を始めたのではないかと思える。（上野晴朗『山梨のワイン発達史』）

十一屋と同じく長沢の「弘法水」と醸造業にまつわるエピソードである。この「弘法水」については後述するが、甲府城下町の柳町や八日町といった都市部において、十一屋や詫間といった酒や味噌などの基幹的な生活物資を供給する大店が、遠隔地に水を求めざるを得なかった事実は興味深い。

こうした甲府の水の問題は、井戸水だけでなく、甲府城下町の建設以来数次にわたり整備された「上水」と呼ばれた水路も同様で、「上水」では城下町の生活や産業を潤す質と量とを確保するには至らなかった[5]。甲府の近代水道事業が開始された５年後に市によって刊行された『甲府略志』（大正７年）には、「要するに上部の砂又は砂礫層よりは多量の湧水あるも概して不良にして飲料に適せず、甲府市を水なしと称するは水なきに非らず、飲料水に乏しきなり」（21頁）とあり、上水道が整備される以前の山梨の飲用水環境は、少なくとも甲府城下町においては「まずい水」と評価し得る状況だったのである。

飲み水に対する価値観と名水

ここまで水の「おいしい／まずい」について、その基準について触れることなく述べてきた。飲用水として「不良」であることや、見た目から「不浄」であることの表現はあっても、味覚的に「まずい」という表現は、少なくとも近代以前には見られない。同様に、宮本定正が「甲斐の手振」にて、荒川の河川水や片羽御門外荒物屋島屋吉右衛門宅の井戸水を「名水」と述べているような例はあるが、味覚的に「おいしい」という表現は見当たらない。近代水道が普及する以前は、飲用水に適しているか不適であるか、また足りているかどうかが重要であって、また、当然飲用水にうま味成分は入っていないので、「水の味」というのは現代的かつ社会的な価値基準[6]であるのかも知れない。

「弘法水」（北杜市高根町長沢）の近況

ここで登場する「名水」という概念を考える上で、十一屋と「味噌詫間」が求めた「弘法水」を見てみよう。上野が紹介した「味噌詫間」のエピソードだが、「弘法水」の地元である長沢の伝承にも、その経緯を見ることができる。

三、弘法水　　北巨摩郡安都玉村（あつたまむら）長沢

昔弘法大師が念場ガ原を通つたとき、三里の間水が無いため、旅人の難儀を憐んで、持つていた杖で地をついたら忽ち清水が湧き出した。この弘法水は味噌を醸造するのに特に適していたので、今から百年ばかり前、甲府の「たくま」という味噌屋が、味噌を造るのにこの水を用い、毎日十数頭の馬に弘法水を運ばせた。この水を入れると味噌の味がよくなつてたくまは繁昌し、お礼に清水の傍に弘法大師の石像を刻んで建立した。今も近郷の村人は、味噌煮が始まるとこの弘法水を汲みに来るし、又この石像は百日咳に効き目があるといつて、この石像をさすりに来る者が多い。（土橋里木『甲斐伝説集』[7]）

このような「弘法水」は全国的に見られるといい、弘法大師の「名水」伝説は北海道と沖縄を除くすべての都府県で見られ、その数は1,500件ほどと、人物に由来する「名水」の中で２位を大きく引き離しているとされる[8]。長沢でも味噌造りや百日咳（清水傍の石像からの間接的ではあるが）への効能が謳われているように、全国の多くの「弘法水」はさまざまな効能を持ち、さまざまな成分が含まれるものが多いとされ、「名水」とは、飲用水として水質が優れたものというよりも、何らかの霊的な力や効果が期待されるもの、という概念だったことがうかがえる。酒造業の十一屋にとっても、醸造に適した長沢の「弘法水」は、酒造りに必要な効能が期待されたものだったのかもしれない。

近代水道の整備まで飲用水に恵まれなかった甲府において、宮本定正が挙げた「名水」以外にも、例外

的に優れた飲用水を得られる井戸が若干あったようで、そのうちの「御膳水」は、近代甲府の水事情を象徴するエピソードとして、いくつか紹介されている。

> 斯の如く飲料水に窮せる本市に在りては、中産以上のものは概して高価なる料金を投じて荒川沿岸の鑿井（さくせい）の浄水、俗に御膳水と称するものを購求して飲料に供し（略）
> 蓋し荒川沿岸に於ける井水は水道敷設前に於ける本市最良の飲料水にして其の数二あり、一は三ツ水門に近き東南に在り、荒川は河床高く、此の鑿井は深さ約二十尺なりしが故に其の荒川と水脈を通ぜしことを推知するに難からず。今は同鑿井も廃滅に帰せり。而して他の一は同川に架せる千秋橋の東、橋詰北側に在り荒川水量の増減に依りて其の湧出水量を同ふするより察すれば是亦同川の浸透水に他ならず。本鑿井は畏くも明治十三年　明治天皇本県行幸の砌御用に供せむ為め堀鑿せしものなるが故に御膳水との名あり。（『甲府市制四十年記念誌』[(9)]）

> 甲府市は曾ては『御膳水』といはれる荒川べりの井戸水を飲料水としてきました。ちやうど今の撒水車のやうな車で、『水はァ、』『水はァ、』と市内を売歩いて、近い所でも一手桶一銭位、遠い所では二銭も三銭もしたものでありました。（『甲府郷土読本』[(10)]）

甲府においては、限られた水質の優れた井戸水を、一部の人々が有料で求めている状況であり、「おいしさ」よりも飲用が可能かどうかが争われていたと言えそうである。また、「名水」の概念も、現代の地域ブランドや健康的なイメージといった付加価値を背負った「名水」や「おいしい水」よりも、近代以前の当時はより具体的な効能や伝承を纏うものであったようだ。酷暑の季節や労働の後、徒歩行の際の水をおいしく感じることはいつの時代も共通であっても、現代の私たちが抱く「おいしい水」の感覚や概念は、近代以前とは必ずしも連続していない（共有されていない）面が見えてくるのである。

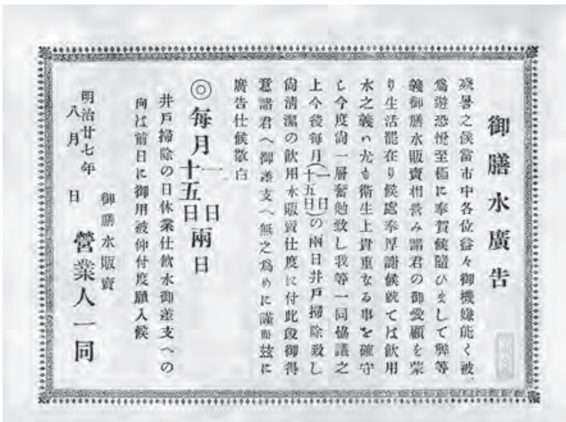

御膳水広告（甲州文庫）

山梨のおいしい水と地域イメージ

現在、山梨は「水道水もおいしい[(11)]」との評価もあり、ミネラルウォーターの出荷額も全国１位[(12)]となっている。そして、国内初のミネラルウォーターも、昭和４年（1929）に山梨で発売されたものが発祥であるという[(13)]。ミネラルウォーターの国内生産量は、平成２年・３年（1990・1991）に前年比約1.5倍の増加をみせたころから右肩上がりの成長を続け、平成元年（1989）の約10万klから令和２年（2020）の384万klへ、約40倍もの規模へと拡大している[(14)]。こうしたミネラルウォーター市場の拡大は、生活様式の変化や規制緩和を背景としているが、水に「おいしい」という概念と物差しを拡げてミネラルウォーターの消費を後押ししたのが、昭和60年（1985）の当時の厚生省による「おいしい水研究会」の活動と、当時の環境庁による「名水百選」の制定[(15)]だと考えられる。前者は高度成長による水質汚濁をはじめとした環境の悪化を背景とし、後者は自然環境の保護を狙いとした啓発および普及事業としておこなわれた。

山梨の水に関する戦略や政策は、1990年代の「環境首都」を掲げた天野建県政期[(16)]を経て、21世紀に入ってから「おいしい水」のイメージ向上やブランド化に向けて、「水」をクローズアップした施策が展開されていく。山本県政期に入って「山梨県水政策基本方針[(17)]」（2005）が立てられ、県知事の序文に「おいし

い水」の文言が登場する。毎年刊行されている県の広報「県のあらまし」の「出荷額が全国の上位を占める主な地場産業」においても、2000年版ではミネラルウォーターはノミネートしていなかったが、基本方針制定後の2006年版には出荷額98億58百万円、全国シェア20.5%、第２位としてノミネートしている。(18)

近年の山梨県の「おいしい水」を軸としたブランド化や産業振興といった政策については、詳説や評価を割愛するが、山梨の「おいしい水」のイメージの確立は、高度成長と環境破壊の反省から環境意識が高まり、ミネラルウォーターの生産と消費が飛躍的に拡大したこの約30年間、いわば平成時代の出来事として見ることができる。当然、この頃に山梨の飲用水が急激に「おいしくなった」わけではないので、社会の変化によってその評価が改まったのである。これは、「山梨の水はおいしい」という固定観念では見えてこない視点なのかも知れないが、「まずい水」の認識をすることで、山梨にとっての飲用水のあゆみを、近代水道以前の「まずい水」時代、近代水道整備後の時代、「おいしい水」地域ブランド発展期と、大まかに三つの区分をして理解すること可能になってくる。

近現代の山梨は、もともと誰もが享受していた「おいしい」水を他地域に輸出しだしたのではなく、近代水道の整備によって、まず、身近な「まずい水」から「おいしい水」を獲得していったのである。三つの時代区分のうち、真ん中の近代水道整備後の「おいしい水」確立時代のことは、高度成長という時代の評価もさることながら、水質汚濁という「まずい水」を獲得していく過程でもあること、その一方で地域によっては近代的な「おいしい水」である水道が普及過程にあることなど、多くの事例の収集と慎重な考察が必要となるだろう。ともあれ、現在「おいしい水」の山梨は、水が不足したり「まずい水」しか得られない歴史を持っていたことを、私たちはもっと知るべきなのだろう。例えるならば、「おいしい米」を生産する地域の人々が、必ずしもその米の美味を享受できないようなことは、歴史的に枚挙に暇がないはずだ。また、資源はいつか涸渇するものでもある。山梨の「おいしい水」という地域の恵みを受け取れる今だからこそ、山梨の「まずい水」から、山梨の「おいしい水」という全国有数の資源を獲得するに至った歴史について、形成的に理解していくきっかけとしていただければ幸いである。

おわりに

今後、世界的な「水不足」の時代が訪れるとされている。豊かな水資源を持つと思われるわが国も、食料輸入を通じた「仮想水」の大量輸入国であり、「水不足」に無縁ではいられない。そのようななかで、わが国では水道事業の民営化が進もうとしている。鉄道や電力、郵便などインフラや公的サービスは、巨視的にみれば社会の変化に応じて集中と分散を繰り広げていくものではあるが、「水」もまた私たちの生活や社会の根幹を支えるものであり、目先だけでなくその本質や成り立ちを理解することが重要なのではないかと、「まずい水」を通して感じるところである。

註

（1）露木寛は『江戸時代の甲府上水』(1966) において、「飲用に適せぬ甲府の井水」と題して、「甲斐の手振」や「裏見寒話」、『甲府略志』を引用しつつ、自らの住まい（甲府市柳町四丁目）の井戸の「かなけ」の強さの実体験について記している。また同『三ツ水門』(1974) にも、後述の十一屋と「弘法水」のエピソードを記している。

（2）甲府盆地の浅井戸（不圧地下水）の水質について、「それほど良いといえず」としている見解（農業用地下水研究グループ「日本の地下水」編集委員会編『日本の地下水』地球社　1986）がある一方、山梨県の「やまなし「水」ブランド戦略」(2016) においては、御坂層群の不透水性基盤上の砂礫層について「透水性が良好で、有力な帯水層を形成」として、甲府盆地の水資源の充実度のみを評価し、水質については具体的に触れていない。

（3）露木寛『三ツ水門』140頁、および同『江戸時代の甲府上水』。

（4）上野晴朗『山梨のワイン発達史』(1977)　24～25頁

（5）『甲府市制四十年記念誌』(1928) には、甲府上水について次のような記述（733～734頁）がある。
「其の設備極めて不完全なる露溝にして、其の経過地多くは人家又は道路に接し、汚穢物の混入夥しく、到底清浄を望むこと不可能に属せり。加ふるに多量要水の夏季に当り上流村落に於て灌漑水に濫用するの弊習あり、為に水量乏しく又降雨に際しては忽ち溷濁して雑用にすら供し能はざること数々なりき。而して他の一は市の西端荒川三ツ水門

より取入れ、市の南部に給するものなるも、是亦重きを灌漑用に置きたると、当時の施設にして其の設備甚だ不完全なる溝渠が人家の間を迂餘屈曲緩流するものなるが故に、下水又は塵芥汚物の混流を防ぐ能はず、為に飲料水としての用に堪へす。」

（６）後述する「おいしい水研究会」は、蒸発残留物や残留塩素といった水道水質の定量的基準（現代的≒科学的）でその「おいしさ」を示したものであるが、「おいしい水」を汚染された現代の水環境のアンチテーゼ的（回復すべき目標イメージ）な位置づけにおいている点は社会的ともいえる。

（７）土橋里木『甲斐伝説集』（1953） 37頁
そのほか、土橋『甲斐の伝説』（1975）、同『山梨県の民話と伝説』（1979）、『高根町誌』（1989）にも、長沢地区の「弘法水」エピソードが収録されている。

（８）河野忠『名水学ことはじめ　自然・人文科学の観点から』（2018）

（９）『甲府市制四十年記念誌』（1928） 734頁

（10）甲府市教育会『甲府郷土読本　上巻』（1938） 50～51頁

（11）山梨における上水道の水源は、地表水が36.3%を占め、そのうちダム水が30.0%、表流水が6.3%。地下水は46.4%でそのうち伏流水3.0%、浅井戸2.0%、深井戸41.4%。その他は17.3%で、そのうち浄水受水が9.6%、湧水が7.7%となっている。（山梨県福祉保健部衛生薬務課「山梨県の水道（令和元年度版）」）
平成27年（2015）県の調査（県民を対象として326人が回答）によれば、「ご自宅の水道水は、おいしいと思いますか。」の問いに、「非常においしい」16.0%、「おいしい」50.6%、「どちらともいえない」27.0%、「おいしくない」4.9%、「全くおいしくない」0.3%、「未回答」1.2%と、「おいしい」が「おいしくない」を大きく上回る。

（12）都道府県別生産数量の推移 （一社）日本ミネラルウォーター協会ホームページ公開資料
山梨のミネラルウォーターは、近年（2016～2020年）は生産量150万kl、シェア４割以上を保っており、２位の静岡県（シェア15%前後）に文字通り大きく水を開けている。
山梨の代表的なミネラルウォーターブランドであるサントリーの「天然水」は、平成３年（1991）に発売され、30年の歴史を有する商品となっている。

（13）富士ミネラルウォーター　90年の歴史　富士ミネラルウォーター株式会社ホームページ（令和４年１月27日閲覧）
日本初の国産ミネラルウォーターは、富士山麓開発に尽力した堀内良平（1870-1944）が創立した堀内合名会社によって、昭和4年（1929）に販売開始された「日本エビアン」だとされる。堀内の売り出したミネラルウォーターは、自ら完成のために尽力して社長も務めた富士身延鉄道（現在のJR身延線）の敷地から出た水の販売に乗り出したものとされる。

（14）ミネラルウォーター類　国内生産、輸入の推移 （一社）日本ミネラルウォーター協会ホームページ公開資料

（15）（昭和の）名水百選（環境庁選定・当時　1985）
・忍野八海（忍野村） ・八ヶ岳南麓高原湧水群（北杜市長坂町・小淵沢町） ・白州尾白川（北杜市白州町）
（平成の）名水百選（環境省選定　2008）
・御嶽昇仙峡（甲府市） ・西沢渓谷（山梨市） ・金峰山・瑞牆山源流（北杜市） ・十日市場・夏狩湧水群（都留市）

（16）同県政末期に作られた「平成12年版　やまなしの環境」（2001）中の「本県の環境への取組」には、「河川などの水質汚濁の原因は、工場･事業場の排水及び家庭からの生活排水である。特に、し尿を除く台所などからの生活雑排水は、下水道未整備地域などにおいては、未処理のまま放流され、公共用水域の大きな汚濁原因となっているので、清らかな川や湖を守り育てるため、下水道や合併処理浄化槽など、地域に最適な排水処理対策や植生浄化を推進する。」と、水質改善の施策を挙げるにとどまっている。

（17）基本方針として、「水を創る」、「水を活かす」、「水を担う」、「水を守る」、「水を治める」を掲げ、水資源や環境・産業・観光の基盤づくりを推進するものとした。

（18）「県のあらまし」上では、2008年以降では2009年と2014年に２位となったほかは１位を維持。2012年からは全国シェアをあらわす円グラフでも表現された。2017年には「天に選ばれし、名水の地。山梨。」のキャッチコピーとともに、西沢渓谷の七ツ釜五段の滝を写した巻頭見開きグラビアを飾る。

（山梨県立博物館）

ヨゲンノトリ関連資料の収集について

西　願　麻　以

１．はじめに

令和２年、新型コロナウイルス感染症の流行とともに、山梨県立博物館所蔵「暴瀉病流行日記」（安政５年・1858）に描かれた黒と白の２つの頭をもつ鳥「ヨゲンノトリ」（巻頭図版４）が、病から人々を救う存在として脚光を浴び、様々なグッズが生み出されるほど人気となった(1)。山梨県立博物館では、令和２年５月から、ヨゲンノトリのグッズや絵を募集し、令和３年12月までに138件277点のグッズ、40件59点の絵等の作品が集まった。本稿では、一部ではあるが資料を紹介するとともに、ヨゲンノトリ関連資料収集の経緯などヨゲンノトリに関わる一連の出来事の一端としてまとめておく。

２．ヨゲンノトリと関連資料収集の経緯

ヨゲンノトリが描かれている「暴瀉病流行日記」は、市川村（現山梨市）の名主喜左衛門によって記された日記で、安政のコレラが甲斐国でどのように流行していたかを知ることができる重要な資料である。安政５年７月末から８月初頭とみられる時期の記述に、頭が２つある不思議な鳥の絵とともに、“図のような、頭が二つあり、その片方が白く、片方が黒い鳥が、去年12月に加賀国白山に現れた。この鳥は、「この午年の８・９月ころに、世の中の人が９割方死ぬ難が起こる。そこで、我らの姿を朝夕に仰ぎ、信心するものは必ずその難を逃れることができるであろう」と語った”との内容が記されている。この鳥の姿を家々の神棚に祀り、「神武御鳥」として信心していたとされる(2)。「暴瀉病流行日記」は、新型コロナウイルス感染症流行前より、当館の常設展示や企画展示で幾度か展示しており、動物をテーマにした展示の際にこの絵を「ヨゲンノトリ」と名付けて紹介していた。

図１　グッズ募集を呼びかけるTwitter投稿

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和２年２月下旬ごろ、「アマビエチャレンジ」と題して、妖怪アマビエの絵などの作品をSNSに投稿するブームが始まった。アマビエは、京都大学附属図書館所蔵の『肥後国海中の怪』に描かれた妖怪で、疫病が流行した際には自身の姿を写して人々に見せよと語ったとされる(3)。このアマビエブームを受けて、令和２年４月３日、山梨県立博物館公式Twitterで「ヨゲンノトリ」を紹介したところSNSで広まり、注目されること

となった。Twitterでの投稿後、SNSではアマビエ同様にたくさんのヨゲンノトリの絵が投稿され、ハンドメイド作品、漫画などの投稿も見られた。数日後には、グッズがネット販売されていた。誰でも簡単に情報の発信・収集ができるSNSが普及し、自分でデザインしたものを容易に受注販売できるこの時代だからこそのムーブメントである。当初、グッズ化されたものをインターネットで検索するなど、なるべく把握に努め、可能な範囲で職員が収集していたが、テレビや新聞でヨゲンノトリが紹介されるようになると、把握しきれない状況となった。そのような中、令和２年５月、１枚のハガキが博物館に届いた（巻頭図版５、資料№145）。県内の当時小学２年生の男の子から送られてきたハガキである。カラフルなヨゲンノトリの絵と、コロナにまけないでくださいとの応援のメッセージが書かれていた。展覧会が中止となり、経験したことのない感染症対策に追われていた博物館は、このヨゲンノトリとメッセージに、どれだけ元気づけられただろうか。また、このハガキをきっかけに、ヨゲンノトリの絵を募集してみてはどうかとの話になり、我々では収集しきれず困っていたグッズも一緒に募集することとなった。

３．ヨゲンノトリの画像使用について

グッズに描かれているヨゲンノトリは、①当館で撮影した資料画像を使用している、②画像は使用していないが、トレースをしている、③オリジナルの絵などに翻案している、の３つに分けられる。①については、当館への画像使用申請と使用料の支払いが必要となるが、特例で県内事業者の使用料の支払いが免除となっている[(4)]。②、③については、絵の著作権の保護期間が過ぎているため、自由に使用できる。当館への申請も不要である。

４．収集されたヨゲンノトリ関連資料について

収集されたものは、グッズが138件277点、絵などの作品が40件57点（うち15件20点は画像による提供）、グッズの画像やデータ等が９件であった。おおまかに分類し一覧にしたものを表１に示す[(5)]。これらは、①職員による収集、②グッズおよび絵の募集による収集、③画像使用申請を受けたものの成果品として収集、の３つの方法で収集された。そのため、当館のヨゲンノトリ関連資料の傾向が、世の中に流通しているヨゲンノトリのグッズや作品などの全体の傾向と必ずしも一致するわけではないことを留意しておきたい。

４－１　グッズについて

飲食品のパッケージや、日常で使用するもの、鑑賞するためのもの、御札や御守、出版物・チラシ等、幅広く、多種多様なものが収集された。製作目的や理由も、営利目的・配布目的・記念として・個人利用のためなど様々である。商品は、新たに商品開発されたものもあれば、パッケージを新しく作ったもの、既存の商品にヨゲンノトリのシールや説明書きを添付したものがあった。祈願のための御札や御守（資料№81－

図２　ヨゲンノトリがあしらわれたモモ

図３　マスク

90)、ヨゲンノトリを掲示する目的でつくられたレプリカや色紙、タペストリー、ポストカードなど（資料№40、105、111－113)、「我らの姿を仰げば難を逃れることができるであろう」と語ったとされるヨゲンノトリの伝承が反映されたものがみられた。資料№90は、「暴瀉病流行日記」の記述に登場する清水寺、通宝寺、龍泉寺が合同で法要を開催した際の御札である。喜左衛門が龍泉寺の檀家であったとみられることから、龍泉寺が声をかけ集まり、令和２年５月に法要が開催された(6)。また、ワインや地酒、もも、水晶、はんこなど、山梨の名産品にヨゲンノトリが使われているものもある（資料№１－７、23、27、28、92)。時代が反映されたグッズもいくつか紹介する。今回の感染症の流行を受けて、必需品となったマスクであるが、マスクやマスクケース、フェイススカーフなど、マスク関連のものが多数（資料№62－66、68)。感染症に関わるものとしては、感染予防のために直接手で触れることなくエレベーターのボタンや銀行のタッチパネル等を押すことが可能なタッチレス棒やアイガードなどもあった（資料№67、69)。また、手洗いを促進する掲示物もある（資料№138)。ほか、2020年７月１日からレジ袋の有料化を受けて作られた、エコバックもいくつかあった（資料№58－61)。また、スマートフォンでメッセージを送付したり通話ができる、メッセンジャーアプリケーションのスタンプ（チャットの際に文字の代わりに送付する画像）も、今の時代ならではのものである（資料№186)。このほか、警察署で配布する啓発グッズや、県民手帳など公的機関のグッズとしてつくられたもの（資料№37、43、61）や、商品の売り上げの一部を山梨県「新型コロナウイルス感染症対策寄付金」に寄付が行われた商品（資料№８)、高校生が医療機関に寄贈するために作られたボールペン（資料№28)、ヨゲンノトリの黒と白をモチーフにした商品（資料№17、18、183）などもあった。

図４　御札・御守・絵馬

グッズは画像やデータ等で提供されたものを含め146件であったが、これらは99の法人・個人によって製作されており、製作元の所在地は、山梨65、東京11、大阪３、京都３、静岡２、愛知２、神奈川２、石川２、宮城、福井、岡山、埼玉、不明５であった。山梨が多く、１都２府９県と広がりは少し限定的である。職員が主に山梨で資料を収集していること、地元の博物館でありグッズ等を提供しやすいこと、山梨の事業者は画像使用料がかからなかったことなどが影響していると考えられるが、SNSやインターネット以外では、全国的にというよりは、山梨を中心にヨゲンノトリブームが起きていた様子が伺える。実際、山梨では、街中でヨゲンノトリをしばしば見かけたが、山梨以外ではアマビエは目にしても、ヨゲンノトリを目にすることは少ない。今後、ヨゲンノトリの広がりを詳しく検証するためにも、山梨以外のヨゲンノトリのグッズや情報の収集を積極的に行っていきたい。

４－２　絵などの作品について

図５　大月市観光協会観光案内所に設置されていた彫刻

ヨゲンノトリの絵や作品は、40人から59点を提供頂いた。絵や彫刻、編み物、折紙やペーパークラフトの作品などがあり、絵は油絵、鉛筆画、ペン画、切り絵、デジタル画など様々な手法で描かれている。子供から大人まで幅広い年齢の方から提供頂き、絵や一緒に頂いた手紙等から判断し、少なくとも９人は小学生以下で、確認できた最年少は４歳であった。ヨゲンノトリが、小さな子供も大人もその姿を描きたくなるような存在であるということを、改めて実感する。製作者所在地の分布は、山梨17、東京２、広島、愛知、千葉、不明18であった。SNSやメール等を通じて提供いただいたものは住所がわからず、不明の数が多くあまり参考にはならないが、作品もグッズ同様に山梨が多い状況がみられた。資料№140は、大月市観光協会観光案内所で１年程展示されていたヨゲンノトリの彫刻である。新しくヨゲンノトリデザインの岩殿城の御城印販売のPRのために制作されることとなり、大月市民と大月に訪れる人の健康を願って制作された。御城印の販売の終了とともに当館に提供頂くこととなった。

４－３　祈願の言葉について

ヨゲンノトリのグッズや絵などの作品には、人々の疫病への不安に応える意図でつくられた一面もあり、多くがヨゲンノトリの姿とともに祈願の言葉が付随されている。祈願の言葉とともにヨゲンノトリが描かれるのは、安政の時代にはみられない。今回収集されたグッズの多くのものには「疫病退散」と書かれていた。前途の「アマビエチャレンジ」が流行った際に、「疫病退散」、「皆さんの安全を願っています」等のメッセージとともにアマビエの作品が投稿されており、ヨゲンノトリの作品が投稿される際も同様に「疫病退散」等のメッセージと一緒に投稿されている様子がみられた。その流れを受けて、グッズを制作する際にも「疫病退散」の祈願のことばが付随されたのであろう。類似例として、「疫病退散祈願」や「疫病封じ」であったり、「コロナウイルス撃退祈願」や「コロナ終息祈願」と、具体的に「コロナ」と書かれているものもある。「無病息災」や「健康祈願」、「平穏祈願」と、疫病とは断定せずに健康や平穏を祈願するものも一部みられた。少数ではあるが、疫病から護るという祈願が込められたであろう「護」や「守護」もみられた。他、ごく一部のものには「福を招きましょう」「笑門来福」「運気上昇」「千客万来」などの言葉や、鳥から連想されたであろう「開運飛来」、「招きヨゲンノトリ」などのユニークなものもある。祈願が込められている点では他のものと同じであるが、ヨゲンノトリの解釈に違いがあったのであろう。

４－４　ヨゲンノトリの姿形について

「暴瀉病流行日記」と類似する鳥の絵と記述が藤川整斎の「安政雑記」や『双葉町史』ほかいくつかの資料で確認されている[7-9]。それぞれの絵は双頭の鳥で、左側が頭、右側が尾で横向きで描かれている点は共通しているが、「安政雑記」は頭が両方とも白色であり、『双葉町史』は頭が両方とも黒色と色が異なる。「暴瀉病流行日記」の黒と白に塗り分けられている様子とも異なる。「暴瀉病流行日記」の記述に家々の神棚で絵が飾られていたとあることから、当時、これら鳥の絵は何度も書き写されていたと考えられ、その際に、少しずつ細部が変わっていったと考えられる。また、「安政雑記」の絵はヨゲンノトリとは違い、

リアルに描写されており、伝承の過程で絵が翻案された様子が伺える。鳥の種類は、絵からは烏（からす）であると断言はできないが、一緒に記述されている内容には「安政雑記」も『双葉町史』も、「暴瀉病流行日記」同様に烏と書かれている。

当館で収集されたヨゲンノトリグッズや作品を見ると、①ヨゲンノトリの画像を使用されているもの、②トレースしているもの、③元の絵と類似するが細部が意匠されているもの、④翻案され独自のヨゲンノトリとして表現されているものが見られた。まず、グッズの中に①画像がそのまま使われたもの、または②トレースしているものが多くみられたことから、ヨゲンノトリが、そのままの姿でも人々に好まれる容姿であるということが伺える。この容姿であったからこそ、多くの人が絵を描き、グッズが生み出されることとなったのであろう。安政のコレラ流行時に、絵が書き写されて伝承されていく中で、より人に好まれる容姿や、不安を和らげ癒しとなるような容姿に翻案した人がいたかもしれない。

図６　様々なヨゲンノトリ

収集された資料の、③細部が意匠されたもの、④翻案されたものを見てみると、絵は一部自由に描かれている様子が見られたが、グッズや絵のほとんどのものは、ヨゲンノトリの一番の特徴である黒と白の双頭という点が表現されていた。当館のTwitter投稿が、リツイートという当館の投稿内容がそのまま参照できる形で広まったことや、ヨゲンノトリとインターネットで検索すれば容易に「暴瀉病流行日記」の画像を見ることができる状況で、「暴瀉病流行日記」の絵を見たうえでグッズや作品を製作した人が多く、細部の変化などが起きにくかったと考えられる。一部、くちばしの色が白と黒となっているものや、右側の翼が白いものなど、「暴瀉病流行日記」のヨゲンノトリの特徴とはわずかに異なるものがみられた。絵の解釈の違いや、書き間違えと考えられる。安政のコレラ流行時にも、同様の絵の変化があり、この変化が起きる頻度は現代よりも機会が多かったと考えられる。

また、多くは、「暴瀉病流行日記」の絵同様に左側が頭、右側が尾で横向きで描かれている。一部、少数ではあるが、正面や上から見た姿のものもあり、ただ写すだけではなく自由に創作されている様子も伺える。鳥の種類をみてみると、小鳥のように描かれているものや、くちばしが黄色や他の色になっているものがみられ、烏（からす）だけではない様々な鳥がモデルとなっている様子が見られた。これは、「ヨゲンノトリ」という名前と「暴瀉病流行日記」の絵の容姿が影響したのではないか。博物館ホームページにおいて「暴瀉病流行日記」の現代語訳で烏と紹介しているが、ヨゲンノトリを烏と認知せずにグッズや絵などの作品を作った人が、一定数いると考えられる。

５．その他収集資料について

グッズや作品のほかに、記録写真や新聞記事も収集している。普段、ヨゲンノトリに関するものを目にした際は、写真を撮影し記録している。また、写真を提供頂くこともある。お店などのヨゲンノトリのグッズコーナーの様子や、ヨゲンノトリ関連の掲示の様子、教育現場での使用の様子、当館で開催したヨゲン

ノトリ関係のイベントの様子などの写真がある。また、新聞に掲載されたヨゲンノトリに関わる記事も収集している。

６．おわりに

グッズ製作者から「新型コロナウイルス感染症の流行で、商品の売り上げが９割減になっていたが、ヨゲンノトリのラベルにして売り出したところ、商品が売り切れとなった。」との話を聞いた（資料№４）。また、個人の方から、「自粛で息子を保育園に預けることができなくなり、仕事も休業せざるをえなくなり、辛い日々を送っていたが、子供と一緒に粘土あそびをする中で、ヨゲンノトリの御守を大切な人に届けられないかと思いつき作った。SNSに投稿したところ、取材を受けることになった。ヨゲンノトリのおかげで暗かった日常がとても前向きに明るくなった。」との旨の手紙とともに御守をいただいた（資料№84）。他にも感謝の声をいくつか頂いている。ヨゲンノトリが、様々な形で人々の一助となっている様子が伺えた。

現在、安政のコレラ流行時のヨゲンノトリと類似する絵が描かれた資料は数点しか確認されていない。当時、たくさん流通した絵も、流行病の終息とともに役目を終えて姿を消したのであろう。今回、感染症流行下において、ヨゲンノトリを巡る一連の出来事を記録するとともに、ある程度まとまった数の資料を収集できたことは大変意義深い。引き続き、ヨゲンノトリに関連する資料の収集に努めていきたい。

末文ではありますが、ヨゲンノトリグッズや絵などの作品の収集にご賛同いただき、グッズや作品のご提供にご協力をいただきました皆様には今一度心よりお礼申し上げます。

註

（１）「暴瀉病流行日記」（山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴2005-008-003878）
（２）中野賢治「甲斐国における安政のコレラ流行と「ヨゲンノトリ」」（『山梨県立博物館研究紀要 第15集』2021年）
（３）「肥後国海中の怪（アマビエの図）」（京都大学貴重資料デジタルアーカイブ、https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/item/rb00000122）
（４）国または地方公共団体、教育機関、県内報道機関での利用の場合等は、当館所蔵資料の画像利用料が免除となる。
（５）一覧には、法人・個人の名義や、商品名の掲載を控えた。また、附属資料には掲載したもの以外に送付状や名刺、販売元紹介、商品詳細、封筒等もあった。
（６）「アマビエに続くか「ヨゲンノトリ」祈願法要」（読売新聞オンライン令和２年５月31日https://www.yomiuri.co.jp/national/20200531-OYT1T50121/）
（７）「安政雑記」安政４年「加賀白山両頭鳥」（国立公文書館デジタルアーカイブ、https://www.digital.archives.go.jp/img/742687）
（８）「吉田屋覚日記抄」安政５年８月30日条（『双葉町史』近世資料、P1075）
（９）前掲註（１）と同じ

（山梨県立博物館）

表１　山梨県立博物館所蔵ヨゲンノトリグッズ一覧

分類	資料No.	資料名	点数	附属資料	備考	分類	資料No.	資料名	点数	附属資料	備考
飲料品	1	日本酒	2	ラベル2、チラシ1		日用品	47	マグネット	1		
	2	日本酒	1	ラベル5、チラシ１、印刷見本1、新聞記事1			48	マグネットステッカー	2		
	3	日本酒	1				49	吸盤ステッカー	2		
	4	ワイン	1				50	缶バッジ	3		非売品
	5	ワイン	1				51	缶バッジ	1		
	6	ワイン	1				52	缶バッジ	5		
	7	ワイン	2	チラシ1			53	缶バッジ	1		
	8	100%ぶどう果汁ジュース	1				54	扇子	1	チラシ1	
	9	サイダー	2				55	扇子	1		
	10	ドリップバッグコーヒー	3	ラベル1			56	扇子	2		
	11	緑茶ティーバッグ	4				57	うちわ	1		
	12	煎茶パッケージ	1				58	エコバック	8		
	13	煎茶パッケージ	1	チラシ2			59	エコバック	1		
食料品	14	食パンパッケージ	1	画像			60	エコバック	1		
	15	米袋	1				61	エコバック	1		非売品
	16	レトルトカレーパッケージ	6				62	マスクケース	1		
	17	味付けうずら玉子パッケージ	2	画像			63	布マスク	4		
	18	ゼリーパッケージ	3	チラシ1			64	布マスク	1		
	19	クッキーパッケージ	1	画像			65	布マスク	1		
	20	八ツ橋パッケージ	2				66	不織布マスク（ヨゲンノトリスタンプ押印）	3		
	21	生八ツ橋ラベル	1				67	アイガード	1	ヨゲンノトリシール2	
	22	どら焼きパッケージ	1	画像			68	フェイススカーフ（ヨゲンノトリシール付き）	1		
	23	モモパッケージ	1	写真・チラシデータCD1、チラシ1、広報誌3			69	タッチレス棒	2	販売のためのラック1、チラシ1	
	24	飲食店テイクアウト容器ラベル	3	印刷見本1、画像			70	ハンカチ	1		
日用品	25	スタンプ	2				71	ハンドタオル	2		
	26	布用スタンプ	1				72	ハンドタオル	1		
	27	はんこ	2	チラシ2			73	ワッペンステッカー	1		
	28	はんこ	2	チラシ1			74	ネックレス	4	チラシ1	
	29	ボールペン	3	新聞記事2	非売品		75	Tシャツ	1		
	30	紙クリップ	6				76	Tシャツ	3		
	31	マスキングテープ	6				77	ディナーナプキン	1		
	32	クリアファイル	5		非売品		78	おはし	1		
	33	クリアファイル	1			御守・御札	79	絵馬	1		
	34	メモ帳	2				80	絵馬	2		
	35	一筆箋	1				81	御守	1		
	36	カレンダー（2021年）	5				82	御守	1		
	37	やまなし県民手帳（2021年版）	1	チラシ1			83	御守	1		
	38	カード型栞	1				84	御守	6		非売品
	39	しおり、ブックカバー	20				85	御朱印	1		
	40	ポストカード	1				86	御朱印	1		
	41	ポストカード	1		非売品		87	御朱印帳	1		
	42	ペーパーコースター	2				88	御城印	7		
	43	コースター	1	新聞記事1	非売品		89	御札	1		
	44	シール	2				90	御札	4	チラシ1	非売品
	45	ステッカー	1				91	木札	1		
	46	マグネット	1				92	白水晶	1		

分類	資料No.	資料名	点数	附属資料	備考
キーホルダー	93	キーホルダー	1		
	94	キーホルダー	2		
	95	キーホルダー	1		
	96	キーホルダー	1		
	97	キーホルダー	1		
	98	ストラップ	3		
	99	ストラップ	3		
	100	ストラップ	3		
	101	ストラップ	1		
	102	木札ストラップ	2		
飾物	103	こけし	4		
	104	達磨	1	画像	非売品
	105	しめ縄	1		
	106	タペストリー	3		
	107	掛軸	1		
	108	置物	1		
	109	風鈴	2		
	110	土鈴	2		
	111	レプリカ	2		
	112	色紙	1		
	113	色紙	1		
	114	パネル	1	画像	非売品
チラシ・冊子・本	115	かいじあむ通信kai　第52号	6		
	116	コロナウイルス撃退祈願チラシ	1		
	117	寄席チラシ	1		
	118	歴史講座チラシ	1		
	119	商工会広報誌	2		
	120	青年会広報誌	6		
	121	地域タウン紙	1		
	122	週刊誌	1		
	123	趣味雑誌	1		
	124	趣味雑誌	1		
チラシ・冊子・本	125	趣味雑誌	1		
	126	医療系情報誌	1		
	127	博物館系協会誌	1		
	128	高等学校生徒会誌	1		非売品
	129	絵本	1		
	130	本	1		
グッズその他	131	本	1		
	132	フラワーアレンジメントにつけるタグ	3		
	133	CD	1	ポスター1、チラシ1	
	134	年賀状・暑中お見舞い	3		
	135	触図（点字）	5		
	136	市指定文化財の紹介	11		
	137	ペーパーモデリングアート出品展覧会の案内ハガキ	3		
作品	138	手洗い促進印刷物	8		
	139	ペーパークラフト	1		非売品、博物館HPでデータを公開
	140	彫刻	1		非売品
	141	編み物	3		非売品
	142	編み物	4		非売品
	143	折紙	8		非売品
	144	折紙	1		非売品
作品画像	145-165	絵	21		非売品、19人から21点
グッズ画像	166-180	絵（画像）	20	画像	非売品、15人から20点
	181	ジャム、コンポート		画像	
	182	ほうとう		包装紙データ1	
	183	クッキー		チラシデータ1、新聞記事1	
	184	煎餅		チラシデータ1、画像	
	185	おはし		画像	
	186	メッセンジャーアプリスタンプ		商品説明データ1	
	187	イヤリング		画像	
	188	和菓子		画像	
	189	ポロシャツ		デザイン見本データ1、画像	非売品

おわりに

「曽我物語図屏風」といってもその数は多く、またそれぞれに異なる特徴があるため、その魅力は三者三様である。本稿で紹介した「曽我物語図屏風」については、作者や描かれたモチーフなど、今後の研究の余地が多いにある資料のひとつであることは間違いない。

とりわけ左隻は、他の「曽我物語図屏風」には見られない場面選択がなされており、大変興味深い。今後は他の「曽我物語図屏風」との比較、また幸若舞の「舞の本」等、他の資料を調査するなかで、本屏風の特徴をより明確にしていきたい。

【註】

(1) 特定研究「語り物文芸の絵画化と享受環境に関する基礎的研究」【編】『研究成果報告〈曽我物語〉の絵画化と文化環境―物語絵・出版・地域社会』国文学研究資料館、二〇一六年。

(2) 所蔵者の商家は、富士の巻狩の際、頼朝が狩宿とした井出家（静岡県富士宮市）に由来を持つ家であることから、『曽我物語』とはゆかりが深い。こうした縁から、屏風を購入した、もしくは商家から絵師に依頼して屏風を描かせた可能性もあるが、関連する資料が残っていないため推測の域を出ない。なお、現当主によると、十六代目の当主は書画・骨董品の収集を趣味としていたということだが、本屏風について購入の記録はない。

(3) 高隆古筆「富士巻狩図」（個人蔵、栃木県指定文化財）は、六曲一双形式の屏風全体に「富士巻狩図」が表されている。

(4) 日本民藝館が所蔵する「曽我物語図屏風」は、六曲一隻の画面に「富士巻狩図」及び「夜討図」が表されている。

(5) 黒田泰三「曽我物語図屏風　富士巻狩・仇討図」（『國華』第一二七四号、國華社、二〇〇一年）。

【付記】

本稿の人名は仮名本『曽我物語』に準拠しています。また、本文中では歴史用語として「盲御前」の語を使用しています。

本稿執筆のため、資料の調査及び調査写真の掲載をお許しいただいたご所蔵者様には、多大なるご理解・ご協力を賜りました。末筆ながらここに記し、感謝申し上げます。

（山梨県立博物館）

写真７　右隻第４扇　新田忠綱の大猪狩
この背景にも野草が描かれる

写真８　左隻第６扇　処刑される五郎

見られる定型の場面の半分ほどしか描かれていない。よく見られる夜討図を描いた左隻には、夜襲をかける前に事前に祐経の屋形を偵察に行く十郎の様子や、仇討ちについて行くことを断念させられそれならばとその場で腹を切ろうとする兄弟の従者ら、祐経の寝所に忍び込む兄弟など、仇討ちを行うまでの過程も描かれることが定石である。しかしながら、本屏風の左隻は、仇討ちを遂げ、頼朝の家臣らを相手に大立ち回りをする、いわゆる十番斬の場面から始まっている。

画面左上に、おそらくことを終えて祐経の屋形からでてくる曽我兄弟が（第一扇）、兄弟と対峙する武将らは画面下に描かれ（第二・三扇）、画面中央に女装をした五郎丸と捕縛される五郎（第四扇）、その上には一法師丸に制止される頼朝の姿も確認できる（第四扇）。画面左中央には、夜討ちの翌日、頼朝の前で詮議にかけられる五郎と、五郎を扇で打つ祐経嫡子の犬房が（第五・六扇）、そして左上に処刑をされる五郎の姿（第六扇）（写真８）が表されている。

「曽我物語図屏風」は富士巻狩図を右隻に、夜討図を左隻に配する形がよく見られる型ではあるものの、もちろんその形で制作されていない屏風も存在する。例えば、富士巻狩図のみを一双の屏風に描き出したもの[3]や、富士巻狩図と夜討図を一隻の屏風に併せて描いたもの[4]なども確認されている。しかしながら、十番斬から始まる夜討図が左隻に描かれた一双形式の「曽我物語図屏風」については、少なくとも筆者は見たことがない。左隻第一扇下部の補修と思しき金箔の下に、夜襲をかけるまでの工程が描かれていた可能性はあるものの、縦三五・〇㎝、横四七・五㎝ほどの範囲には、一、あるいは二場面を描くのが限度ではないだろうか。仮に十番斬の直前の出来事である、祐経の寝所に侵入し仇討ちを遂げる場面が表されていたとしても、最も物語が盛り上がるその場面を、上から潰してしまう意図がわからない。なお、本屏風には祐経を討ち取る場面が直接的に描かれていないほか、十番斬の場面や五郎の処刑の場面においても、血を伴う描写が取られていない。残虐な場面を伴わない表現方法は、他の「曽我物語図屏風」にも見られ、こうした描写はおそらく憎しみや怒りといったものではなく、仇討ちをした兄弟への同情や鎮魂を象徴しているのではないかといわれている[5]。しかしながら、残虐な場面を排除するため、祐経を討ち取る場面を敢えて排除したにしても、そうした描写を取らなければよいのであり、それこそ定型として描かれることの多い、仇討ちまでの過程が描かれていない理由にはならないだろう。

本屏風の制作過程について詳細が不明であることから、なぜこのような場面選択となったのか、今現在断言することは残念ながらできない。しかしながら、制作を依頼した発注主の意思がとりわけ左隻には大きく働き、このような形に落ち着いたのではないだろうか。

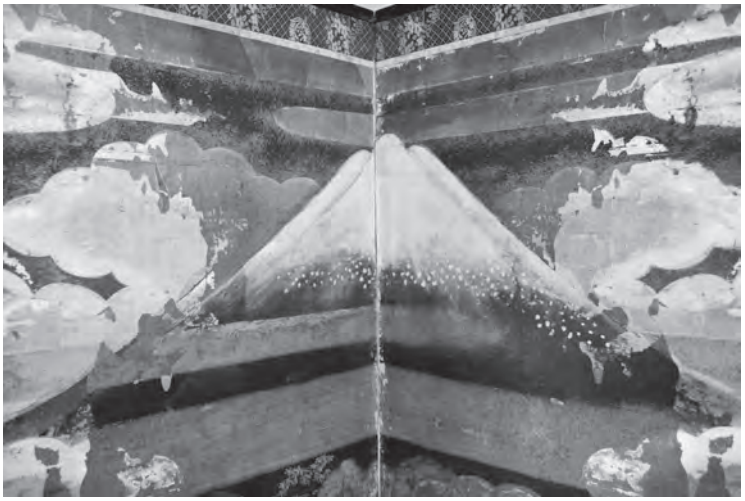

写真４　右隻第３・４扇　富士

の第二・六扇の上部などにも見られ（写真３）、全体的に補修をした痕跡が確認できる。さらに、右隻の第一扇、裏貼紙の下部分を見ると、他とは異なる裏貼紙が貼られている。このことから、正確な年代は同定できないものの、本屏風制作以降、補修の手が入っていることが読み取れる。なお、右隻の第三・四扇にわたって描かれている富士を挟むように、おそらく胡粉によるものと思われるが、不自然な白色の着色がある（写真４）。第三扇と第四扇にわたり左右対称の形で着色が確認できることから、片面に付着した顔料が乾く間もなく閉じられ、もう一方に色移りしたのではないかと推測される。

本屏風に関して、現所蔵者である商家に伝わった経緯についてはわかっておらず、その詳細については不明な点が多い[2]。なお、以前テレビ番組で本屏風が取り上げられた際、一度顔料分析を行ったということであるが、その結果、江戸時代中期頃の制作ではないかとの分析結果が出たという。

描かれている人物は頭が大きく、四頭身程であり、どこかおどけた表情をしている者も多い（写真５）。全体的に人物描写が朴訥とした素朴な表現であるのに対し、背景の描き込みは比較的細かく、特に富士巻狩図においては、野草の花が各所に描かれ、画面を明るくするのに一役買っている（写真６）。顔料の剥落等が全体的に見られるものの、登場人物の描写は活き活きとしており、見ごたえのある屏風といえるであろう。

写真５　右隻第３扇　巻狩の光景

写真６　右隻第６扇
走り去る祐経とその背後に描かれた野草

二　描かれたモチーフ

次に描かれているモチーフについてである。右隻の富士巻狩図には、巻狩の様子を見る馬上の頼朝一行（第一・二扇）が描かれているほか、大猪にまたがる新田忠綱（第四扇）（写真７）、仇討ちに失敗する曽我兄弟（第五扇）、走り去る工藤祐経（第六扇）（写真６）など、富士巻狩図に描かれる定型の図様が見て取れる。それに対し、左隻には夜討図に

写真１　「曽我物語図屏風」（右隻）

写真３　右隻第２扇上部

写真２　左隻第１扇下部

《資料紹介》

「曽我物語図屏風」

松田美沙子

はじめに

建久四年（一一九三）、源頼朝が富士の裾野で大規模な巻狩を実施した。この軍事訓練も兼ねた巻狩は、征夷大将軍となった頼朝の権威を示すため、頼朝嫡子である頼家を後継者として印象付けるためなど、様々な意図が含まれていたと考えられる一大イベントであった。しかしながら、この巻狩が後世有名になったわけは、曽我十郎祐成・五郎時致兄弟による仇討ちが行われたことにあるだろう。

所領争いの中で命を落とした兄弟の父、河津三郎祐重（泰・通）の敵である工藤左衛門尉祐経の命を狙い続けた兄弟は、同年五月二十八日、巻狩の際中に夜襲をかけ、見事その本懐を遂げる。しかしながら、兄の十郎は新（仁）田四郎忠綱（常）によって討ち取られ、五郎も頼朝の小舎人である五郎丸に捕らえられ、処刑される。十郎二十二歳、五郎二十歳のことであった。

この兄弟の物語は盲御前らの語りによって広がり、鎌倉時代末頃には漢字のみで記された真名本『曽我物語』が成立し、その後漢字と仮名交じりで記した仮名本『曽我物語』が南北朝時代に入ってから成立した。この物語は能や幸若舞、浄瑠璃、歌舞伎など各種芸能の題材になった他、屏風や絵巻、浮世絵など、絵画化される機会も多い。

この『曽我物語』が題材となった「曽我物語図屏風」は現在約四〇点が確認されているが[1]、今回は、論考や図録等で今まで取り上げられることのなかった、山梨県南都留郡富士河口湖町の商家に伝わる「曽我物語図屏風」について紹介したい。

一　「曽我物語図屏風」概要

まず、概要について簡単に記す。本作は右隻（写真1）に富士の巻狩の光景（以下、富士巻狩図）を描き、左隻（巻頭図版7）に兄弟が夜討ちをする様子（以下、夜討図）を描いた、紙本金地著色の六曲一双の屏風である。寸法は、本紙が縦一五二・三cm、横三五〇・〇cm、外寸は縦一六九・〇cm、横三六九・六cm、襲木の厚みは一・六cmである。なお、年紀や落款等、制作年や作者を示す具体的な情報は記されていない。

さて、左隻の第一扇、右下部分に明らかに補修と思しき跡が見られ（写真2）、金箔が縦三五・〇cm、横四七・五cmほどの範囲に渡って不自然に貼り付けられている。損傷を修理したものか、この金箔の下に元々描かれていた絵を上から潰してしまったのかどうかまではわからない。なお、こうした金箔の跡は右隻

101	武田信玄起請文(元亀元年12月7日、洗心斎宛)	1通	元亀元年(1570)	継紙	24.0×62.3	個人(山梨県立博物館寄託)	信玄花押:5.5×3.5	(無)山５三一二八 (無)戦武一六三〇
102	武田信玄判物(元亀元年12月1日、円光院宛)	1通	元亀元年(1570)	竪紙	本紙31.6×46.6 懸紙45.8×31.2	円光院	信玄花押:6.1×4.1	山４六〇 戦武一六二一
104	武田家朱印状(元亀2年2月13日、田辺四郎左衛門尉宛)	1通	元亀2年(1571)	竪紙	31.2×45.4	個人	龍朱印:外径6.1、内径5.6	◎山４四二六 ◎戦武一六四五
105	今川氏真判物(元亀2年10月26日、富士蔵人宛)	1通	元亀2年(1571)	竪紙、巻子装	32.5×45.6	静岡県立中央図書館	氏真花押:5.1×8.1	(無)静８三五八 (無)戦今二四九三
106	武田家朱印状(壬申4月2日、原隼人佑宛)	1通	元亀3年(1572)	竪紙、巻子装	29.4×42.4	静岡県立中央図書館	龍朱印外径6.1、内径5.6	◎山５二一一〇 (無)戦武一八二三
115	武田信玄書状(7月14日、弾正忠宛)	1通	元亀元年(1570)か	切紙、軸装	16.0×42.2	一般財団法人太陽コレクション	信玄花押:(4.1)×3.5 花押の下端が切れている。	※2 ※9
116	武田信玄書状(10月27日、一色宛)	1通	元亀元年(1570)	竪切紙、横内折、軸装	31.5×30.6	武田神社	信玄花押:5.6×3.9	山４二〇八 戦武一七四四
117	徳川家康起請文(10月8日、上杉宛)	1通	元亀元年(1570)	竪紙	28.2×45.3	米沢市上杉博物館	家康花押:3.0×6.9	上越九四二 (無)愛11七三九
118	酒井忠次書状(10月8日、村上源五宛)	1通	元亀元年(1570)	切紙	18.5×40.0	米沢市上杉博物館	忠次花押:4.1×3.1	上越九四五 (無)愛11七四一
120	武田信玄書状(7月19日、庁務法眼御房宛)	1通	元亀2年(1571)か	切紙	本紙18.6×51.8 懸紙33.5×14.8	東京国立博物館	信玄花押:5.4×3.7	(無)山５一〇二〇 (無)戦武一五七三
121	武田信玄判物(元亀3年10月10日、三輪次郎右衛門尉宛)	1通	元亀3年(1572)	竪紙、軸装	31.9×47.0	武田神社	信玄花押:6.6×4.5	山４二一〇 (無)戦武一九七三
122	織田信長書状写(11月20日、不識庵宛)	1通	元亀3年(1572)	切継紙	19.0×195.4	真田宝物館	花押影あり、未計測。	(写)上越一一三一 ※10
125	木曾義昌書状(正月5日、甲府御陣所宛)	1通	元亀4年(1573)	竪切紙、横内折、軸装	34.1×18.6	個人(山梨県立博物館寄託)	義昌花押:2.0×3.8	山４一四〇六 戦武二〇一二
126	武田信玄書状写(元亀4年正月11日、上野中務大夫宛)	1通	元亀4年(1573)	継紙、巻子装	32.0×88.1	国立歴史民俗博物館		(写)山５三九四 (写)戦武二〇一三
127	結城晴朝書状(4月19日、北条弥五郎宛)	1通	元亀4年(1573)	竪紙、横内折	34.3×37.0	米沢市上杉博物館	晴朝花押:6.3×4.8	上越一一四八
128	河上富信書状(4月25日、河田宛)	1通	元亀4年(1573)	竪紙、横内折	33.0×44.5	米沢市上杉博物館	富信花押:4.8×3.8	上越一一五二
129	武田信玄書状(7月3日)	1通	元亀4年(1573)	切紙、巻子装	12.0×41.6	個人(諏訪市博物館寄託)	信玄花押:4.4×2.6	山５一七〇〇 (無)戦武一七二五
130	武田家朱印状(元亀4年11月23日、伊藤忠右衛門尉宛)	1通	元亀4年(天正元年・1573)	竪紙、軸装	29.5×44.0	山梨県立博物館	龍朱印:外径5.9、内径5.4	(写)山５二四二〇 (写)戦武二二二〇 ★

※1　主要な刊本については以下のとおり略記している。
『戦国遺文武田氏編』所収文書…「戦武＋文書番号」、『戦国遺文後北条氏編』所収文書…「戦北＋文書番号」、『戦国遺文今川氏編』所収文書…「戦今＋文書番号」、『戦国遺文真田氏編』所収文書…「戦真＋文書番号」、『山梨県史』資料編４・５所収文書…「山＋巻号＋文書番号」、『上越市史』別編(上杉氏文書集)所収文書…「上越＋文書番号」、『静岡県史』資料編７・８所収文書…「静＋巻号＋文書番号」、『愛知県史』資料編11所収文書…「愛＋巻号＋文書番号」
※2　『生誕500年 武田信玄の生涯』展示図録(山梨県立博物館、2021年3月)146～151頁の資料目録では、誤った法量の計測値を記載していた。当該文書については本表の数値が正確なものである。お詫びして訂正いたします。
※3　①中世史部会「資料紹介…資料編中世補遺(一)小林家文書」(『群馬県史研究』29号、1989年3月)、②群馬県立歴史博物館編『増訂 群馬県立歴史博物館所蔵 中世文書資料集』(2014年1月)
※4　「山梨日日新聞」 2016年4月5日・22日
※5　拙稿「第四次川中島合戦直前の武田氏―新出の武田信玄自筆書状から―」(『戦国史研究』75号、2018年2月)
※6　矢田俊文・新潟県立歴史博物館編『越後文書宝翰集色部氏文書 1』(新潟大学「東部ユーラシア周縁世界の文化システムに関する資料学的研究」プロジェクト、2010年3月)
※7　丸島和洋「諏方勝頼・望月信頼の岩櫃在番を示す一史料」(『武田氏研究』57号、2017年12月)
※8　『大信長展　信長とその一族・家臣・ライバルたち』展示図録(一般財団法人太陽コレクション、2016年4月)
※9　『泰巖歴史美術館名品図録』(一般財団法人太陽コレクション、2020年3月、写真と翻刻を掲載)
※10　真田宝物館収蔵品目録『長野県宝 真田家文書(3)』(松代文化施設等管理事務所、2006年3月)

59	武田晴信書状(6月23日、市河藤若宛)	1通	弘治3年(1557)	竪紙、横内折、巻子装	28.0×40.8	山梨県立博物館	晴信花押:5.3×2.9	山5一 (無)戦武五六二　★
60	武田晴信感状(弘治3年7月11日、三井助七郎宛)	1通	弘治3年(1557)	切紙	19.4×40.4	個人(山梨県立博物館寄託)	龍朱印:外径6.0、内径5.5	◎山4一三二六 ◎戦武五六四
61	武田晴信書状(7月4日、愛宕山西坊宛)	1通	弘治3年(1557)か	切紙、軸装	26.0×42.2	信玄公宝物館	晴信花押:6.0×3.3	山4四一七 戦武六三七
63	武田家朱印状(戊辰11月10日、大本願御房宛)	1通	永禄11年(1568)	竪紙、巻子装	30.1×46.0	善光寺	龍朱印:外径6.0、内径5.5	◎山4一八三 ◎戦武一三二八
64	上杉政虎起請文(永禄4年閏3月16日、簗田中務太輔宛)	1通	永禄4年(1561)	竪紙	24.0×32.5	個人(山梨県立博物館寄託)	政虎花押:2.1×3.4	上越二七一
65	武田信玄自筆書状(8月20日、彦六郎宛)	1通	永禄4年(1561)	竪紙、軸装	26.3×29.1	個人	信玄花押:5.1×2.7	※5
70	上杉政虎感状(9月13日、色部修理進宛)	1通	永禄4年(1561)	小切紙、巻子装	15.6×22.1	新潟県立歴史博物館	政虎花押:2.0×3.3	上越二八二　※6
71	上杉政虎感状(9月13日、安田治部少輔宛)	1通	永禄4年(1561)	小切紙、巻子装	16.1×23.2	新潟県立歴史博物館	政虎花押:2.1×3.4	上越二八三
72	武田家朱印状(戊辰6月7日、山本菅助宛)	1通	永禄11年(1568)	折紙、巻子装	30.1×43.7	個人(安中市学習の森 ふるさと学習館寄託)	龍朱印:外径6.1、内径5.6	◎戦武補二七　★
73	武田家朱印状(永禄11年11月17日、市川新六郎宛)	1通	永禄11年(1568)	竪紙、巻子装	31.5×46.1	山梨県立博物館	龍朱印:外径6.1、内径5.5	◎山5四 (無)戦武一三二九　★
79	武田家朱印状(永禄3年8月2日)	1通	永禄3年(1560)	折紙	30.6×44.7	個人(山梨県立博物館寄託)	龍朱印:外径6.1、内径5.5	◎山4一二七二 ◎戦武七〇二
80	武田家朱印状(亥7月6日)	1通	永禄6年(1563)	折紙	32.1×46.0	個人(山梨県立博物館寄託)	龍朱印:外径6.2、内径5.6	◎山4一二七三 ◎戦武八二七
83	武田信玄書状(永禄4年12月21日、小林監物宛)	1通	永禄4年(1561)	折紙	28.0×44.6	個人(群馬県立歴史博物館寄託)	信玄花押:4.9×2.8	山5四三 (無)戦武七六五
84	上杉輝虎書状(8月24日、冨岡主税助宛)	1通	永禄5年(1562)	竪切紙、横内折、巻子装	31.9×33.2	群馬県立歴史博物館	輝虎花押:4.4×5.7	上越三二〇　※3②
85	上杉輝虎書状(10月16日、冨岡主税助宛)	1通	永禄6年(1563)	竪切紙、横内折、巻子装	31.9×32.1	群馬県立歴史博物館	輝虎花押:3.4×5.4	上越三五五　※3②
86	武田信玄書状(4月7日、源三宛)	1通	永禄6年(1563)	竪紙、横内折、軸装	31.7×39.9	個人	信玄花押:5.6×3.5	(無)山5三〇五〇 (無)戦武八一八　※4
87	北条氏康書状(2月13日、小山田弥三郎宛)	1通	永禄7年(1564)	竪紙、軸装	27.9×40.0	山梨県立博物館	氏康花押:5.6×6.8	※7
88	武田信玄感状(永禄9年3月晦日、西窪蔵千世宛)	1通	永禄9年(1566)	竪紙、巻子装	31.2×45.2	一般財団法人太陽コレクション	信玄花押:6.5×3.3	(写)山5五七一 (無)戦武九八五　※8
89	武田信玄判物(永禄7年12月1日、快川和尚宛)	1通	永禄7年(1564)	竪紙、巻子装	42.2×61.5	恵林寺(信玄公宝物館保管)	信玄花押:5.7×3.7	山4二九六 戦武九一八
92	武田信玄書状(12月23日、徳河宛)	1通	永禄11年(1568)	竪紙、軸装	26.6×43.2	恵林寺(信玄公宝物館保管)	信玄花押:4.7×3.4	山4二九八 戦武一三四三
93	北条氏康書状(2月25日、富士宛)	1通	永禄12年(1569)	竪紙、横内折	30.8×33.7	静岡県立中央図書館	氏康花押:6.1×8.2	(無)静7三六二七 (無)戦北一一五九　※2
94	武田信玄書状(5月5日)	1通	永禄12年(1569)	竪切紙、横内折、軸装	25.8×18.2	山梨県立博物館	信玄花押:4.8×3.5	◎戦武補九八
95	足利義昭御内書(2月8日、上杉弾正少弼宛)	1通	永禄12年(1569)	切紙	19.4×50.5	米沢市上杉博物館	義昭花押:6.6×5.3	上越六五五
96	織田信長書状(2月10日、直江大和守宛)	1通	永禄12年(1569)	切紙	17.9×49.5	米沢市上杉博物館	信長花押:1.6×3.8	上越六五六
100	武田信玄書状(2月22日、高山大和守宛)	1通	永禄13年(1570)	竪紙	26.9×43.1	群馬県立歴史博物館	信玄花押:5.5×3.7	(無)山5二七〇 (無)戦武一五一五　※3②

「武田信玄の生涯展」展示古文書　法量等詳細一覧表

No.	資　料　名	員数	年　代	形　態	法　量	所　蔵　者	花押・朱印等法量（特に注記の無いものは縦×横、cm）	刊本　※1
11	武田信縄制札	1枚	明応5年(1496)	木札、釘穴1	総高30.1、肩高28.7、全幅52.1、厚1.0	三椚熊野神社（山梨県立博物館寄託）	信縄花押：7.7×7.6	山４八七三 戦武六
16	武田晴信願文	1通	天文14年(1545)	竪紙、巻子装	32.1×44.7	多賀大社	晴信花押：5.9×4.2	(無)山５二五〇二 (無)戦武一九八
18	武田信虎判物（10月28日、塩山向岳庵宛）	1通	戦国時代 （永正13～大永5頃）	竪紙、巻子装	28.2×41.8	向嶽寺	信虎花押：3.5×9.1	山４三八〇 戦武一〇九
19	武田信虎判物（大永6年9月10日）	1通	大永6年(1526)	竪紙、巻子装	31.1×42.5	向嶽寺	信虎花押：5.8×4.0 「信虎」朱印：2.7×2.7	◎山４三七九 ◎戦武六三　※2
21	今川義元書状（9月23日、甲府宛）	1通	天文10年(1541)	竪紙、横内折、巻子装	31.5×38.7	個人（山梨県立博物館寄託）	義元花押：2.9×3.2	(無)山５二三一六 (無)戦今六六四
23	武田家朱印状（天文11年3月7日、渋江右近丞宛）	1通	天文11年(1542)	折紙、巻子装	28.9×41.7	山梨県立博物館	龍朱印：単郭、径5.7	◎山４一五〇 ◎戦武一三八
29	武田晴信願文（天文11年9月24日、諏方法性上下太明神御宝前宛）	1通	天文11年(1542)	竪紙	32.7×44.3	個人（茅野市教育委員会管理）	晴信花押：4.4×4.1	山５一八六八 (無)戦武一四五　※2
35	後奈良天皇綸旨（天文16年2月17日、武田大膳大夫宛）	1通	天文16年(1547)	竪紙、宿紙、額装	31.6×38.0	武田神社	広橋国光花押3.9×4.2	山４二〇三 (無)戦武四〇一三
36	村上義清書状（2月22日、小林平四郎宛）	1通	天文17年(1548)	竪紙	31.8×36.9	個人（群馬県立歴史博物館寄託）	義清花押：4.2×3.9	※3
38	武田晴信判物（天文17年4月吉日、山本菅介宛）	1通	天文17年(1548)	折紙、巻子装	30.3×46.5	個人（安中市学習の森 ふるさと学習館寄託）	晴信花押：7.5×5.1	(写)山５一〇七七 (写)戦武二四四　★
39	武田晴信自筆書状（4月20日、山本菅助宛）	1通	永禄元年(1558)か	折紙、巻子装	29.7×45.5	個人（安中市学習の森 ふるさと学習館寄託）	晴信花押：4.5×2.7	戦武補一七　★
40	武田晴信判物（天文19年7月2日、真田弾正忠宛）	1通	天文19年(1550)	折紙	35.5×49.8	真田宝物館	晴信花押：6.7×3.9	山５一五七七 戦真一
41	武田晴信書状（10月27日、真田弾正忠宛）	1通	弘治3年(1557)	竪紙、横内折	本紙29.7×32.5 懸紙23.7×44.8	真田宝物館	花押部分が切除されている。	山５一五七八 戦真三
44	般若心経（後奈良天皇筆、武田晴信奉納）	1巻	天文19年(1550)	巻子装	本経27.3×69.0 包紙34.5×50.6	甲斐國一宮淺間神社	包紙晴信花押：6.2×3.6	(無)山６上562-3頁 (無)戦武三〇六
46	武田晴信判物（天文20年2月5日、甲州一宮大明神御宝殿前宛）	1通	天文20年(1551)	竪紙	32.7×48.7	甲斐國一宮淺間神社	晴信花押：6.5×3.9	山４七八六 戦武三一八
47	武田晴信書状（5月16日、千村右衛門尉・山村三郎次郎宛）	1通	天文24年(1555)か	竪切紙、横内折、軸装	34.5×16.4	山梨県立博物館	晴信花押：5.8×3.9	戦武補一四
53	武田晴信書状（2月1日、北条宛）	1通	戦国時代 （天文13～永禄元頃）	竪切紙、横内折、軸装	34.0×20.8	山梨県立博物館	晴信花押：7.5×4.4	山５三一四三 戦武四一七六
54	武田晴信自筆書状（8月10日、曾禰掃部助宛）	1通	天文22-24年(1553-5)	竪紙、軸装	29.1×38.2	個人	晴信花押：5.8×3.6	(無)山５三〇四八 (無)戦武六四〇　※4
55	武田晴信感状（天文24年7月19日、秋山式部右衛門尉宛）	1通	天文24年(1555)	切紙、軸装	17.0×45.0	一般財団法人太陽コレクション	「晴信」朱印：2.7×2.7	(写)戦武補一六
56	武田信繁書状（7月28日）	1通	天文24年又は弘治3年 (1555、57)	竪紙、軸装	26.1×35.1	長野市立博物館	信繁花押：(4.2)×(2.7) 花押の左・下端が切れている。	戦武補六六
57	武田晴信感状（弘治3年3月10日、三井助七郎宛）	1通	弘治3年(1557)	切紙	19.3×46.3	個人（山梨県立博物館寄託）	龍朱印：外径6.0、内径5.5	◎山４一三二五 ◎戦武五三四　★
58	武田晴信自筆書状（4月13日、長坂筑後守・日向大和守宛）	1通	弘治3年(1557)	竪紙、横内折、軸装	29.6×41.8	長野市立博物館	晴信花押：6.1×3.4	山５一七七四 (無)戦武五五七

本文書は文字の欠失が多く、判読困難な部分が少なくない。試みに赤外線撮影を行ってみたが、確認できる文字は肉眼で見た時と比べても、ほとんど差はなかった（前頁写真）。欠失は墨だけでなく料紙にまで及んでいるのであろう。すべてを判読しきれない点は惜しまれるが、丸島氏も指摘する通り、武田氏の上野吾妻郡における軍事行動や、四郎（勝頼）・三郎（望月信頼）の活動などに言及している点で貴重な史料といえよう。

おわりに

本展では、『山梨県史』『戦国遺文武田氏編』など、数多くの資史料編纂の成果を活用させていただいた。展覧会の開催を通して、こうした成果をより豊かなものとすることができるよう、引き続き調査内容の発信に努めたい。また、今回は横内折の情報を追加したが、今後は近年進展している古文書料紙研究の成果を取り入れた調査も視野に入れ、さらに多くの情報を提供できるよう取り組んでいきたいと思う。

最後に、本展にご協力くださった皆様に改めまして御礼申し上げます。

註

（1）拙稿「（資料紹介）「武田二十四将展」展示資料の法量詳細」（『山梨県立博物館研究紀要』第一一集、二〇一七年三月）、以下、前稿とする。

（2）小佐野浅子「山形大学附属博物館寄託「秋山家文書」」（柴辻俊六編『戦国大名武田氏の役と家臣』岩田書院、二〇一一年十一月）。

（3）丸島和洋「『戦国遺文武田氏編』補遺」（『武田氏研究』四五号、二〇一二年三月）。

（4）丸島和洋執筆「秋山式部右衛門尉」（『武田氏家臣団人名辞典』東京堂出版、二〇一五年五月）によると、他に天正八年の所見もあるが、年代的に別人（子息か）と推定されている。

（5）丸島和洋「（史料紹介）諏方勝頼・望月信頼の岩櫃在番を示す一史料」（『武田氏研究』五七号、二〇一七年十二月）。

（山梨県立博物館）

（新出）

65武田信玄自筆書状（八月二十日、彦六郎宛）
87北条氏康書状（二月十三日、小山田弥三郎宛）
115武田信玄書状（七月十四日、弾正忠宛）

（原本所在確認）

54武田晴信自筆書状（八月十日、曾禰掃部助宛）
55武田晴信感状（天文二十四年七月十九日、秋山式部右衛門尉宛）
86武田信玄書状（四月七日、源三宛）
88武田信玄感状（永禄九年三月晦日、西窪蔵千世宛）

これらの文書は、すでに展示図録・研究雑誌・新聞紙面等で資料紹介がなされており、内容的にここで改めて加えることはない。ただし55は紹介される機会がまだ少ないので、参考として伝来にかかる情報を中心に記しておく。

55は『山梨県史』『戦国遺文武田氏編』未収録の文書である。本文書が最初に確認されたのは写であり、山形大学附属図書館寄託「秋山家文書」の中に伝えられていたことが、小佐野浅子氏によって紹介され[2]、『戦国遺文武田氏編』補遺に採録された[3]。その後、本文書のみ原本が古美術商の目録に取り上げられていることが確認され、現蔵者の所有に帰している。宛所の秋山式部右衛門尉宛については、前掲「秋山家文書」の天文十七年二月十四日付「武田晴信感状写」の受給者としてその名が見えるが、それ以外の動静を示す史料は確認されていない[4]。小佐野氏の紹介によると、「秋山家文書」に含まれる武田氏発給文書写は本文書の他に四通あり、今後それらの原本が見つかる可能性もあるだろう。

また87については、丸島和洋氏によって資料紹介が行われているが[5]、その後当館の所蔵に帰し、調査の結果、丸島氏の判読に若干ではあるが追加できる部分があった。以下に全文の翻刻を掲げる（改行は／で示す）。

於今度国府台[参]□□申［　］
預使者候、殊太刀一腰贈給候、珍重満足候、
景虎去七日退散佐野口迄□（行カ）［　］
□□（九日）江城迄納馬候、就中四郎殿・三郎殿
始申、各至于岩櫃御越山由、無際限陣労
御大儀察入候、此上景虎引散ニ付者、
定而信玄御父子可□□帰府候、自
小田原可申承［候、恐々謹言カ］
二月十三日　氏康（花押）
小山田弥三郎殿

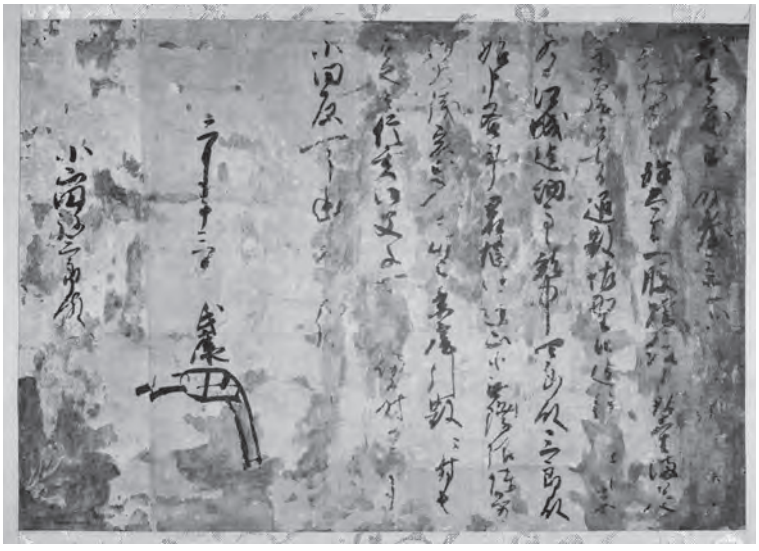

87北条氏康書状 赤外線撮影写真

《資料紹介》

「武田信玄の生涯展」出品資料の法量詳細

海老沼　真治

はじめに

開館十五周年記念特別展「生誕５００年　武田信玄の生涯」（会期：令和三年三月十三日～五月十日、以下、本展とする）では、県内外の多くの所蔵者の皆様にご協力いただき、計一五〇件の展示資料から信玄の生涯を紐解く展覧会を開催することができた。展示資料は信玄の発給文書が中心となり、展示準備段階や資料借用時などに、多くの文書を実見調査する機会を得た。

筆者は二〇一六年に「武田二十四将展」の開催を担当した後、出品された古文書の料紙・印判・花押等法量の詳細を提示し、今後の研究における基礎的な情報の共有を図った[1]。

本稿では、前稿と同様に本展出品文書の料紙・懸紙・朱印・花押等の法量を一覧に示し、今後の研究の基礎データとして広く共有・活用していただくことを目的とする。あわせて、新たに原本が確認された文書や、新たな知見が得られた文書について、その概略を紹介することとしたい。

一　「法量等詳細一覧表」について

本展展示資料のうち、古文書の詳細な法量を示したのが、七五～七七頁に掲載する「法量等詳細一覧表」である。表の作成にあたっては前稿と同様に、以下の記載方針に基づいている。

表に記した文書の番号は、本展出品リストの番号である。資料名も同様である。刊本記載欄には、文書翻刻文が掲載される主な刊本と文書番号を記し、刊本に印判等の詳細な法量が記されている場合には冒頭に◎印を、写・影写本等から採録している場合には、冒頭に（写）と記し、編纂時の状況がわかるようにした。また原本はあるが料紙法量の記載が無いものには冒頭に（無）と記し、原本からの採録で料紙法量のみ記載のあるものは、無印（刊本名と文書番号のみ）とした。主な刊本以外に詳細な計測値を記載した文献（史料紹介等）がある場合には、刊本欄に※で番号を記し、欄外に出典を示す。これらに加え、今回展示した文書の中で、前稿でも取り上げた文書については、刊本欄の最後に★印を付した。

なお今回の一覧表では、「形態」欄に判別できたものについては「横内折」の表記を加えた。ただし、今回展示した文書は、巻子・掛軸に表装されたものが大半を占めており、現状で確認しうる折痕や花押の墨移りなどから判断したものが少なくない。そのため判別が誤っている可能性もあるが、この点は大方の御批判を仰ぎたい。

二　あらたに原本が確認された文書

二〇一六年の「武田二十四将展」開催後に新たに発見、原本の所在が確認された文書のなかで、本展に紹介させていただいた文書は以下のとおりである（冒頭の数字は展示番号）。

御会所　弐軒　御蔵御立会様　弐軒　御組頭様　三軒
御代官様　同御手代中　六軒　手前札旦那　五軒

是ハ御届書

乍恐書付を以奉申上候

一、私共仲間内山田町吉右衛門儀、当時江戸表へ罷越候ニ付、御惣容様当春御当用御証文江印形不仕候、帰国次第早速印形為仕可申候、乍恐右之段書付を以奉申上候、以上

寛政八年辰三月廿九日　月番　幸助
権八

御下金
御会所

（裏表紙）「御蔵札差」

寛政八年辰三月十四日上ル　幸助
同　大黒屋
権八

土橋八右衛門様
御用人中様

乍恐書付を以奉願上候
松田嘉次郎様江御用立金滞
一、金三拾四両三分・銀拾四匁八分四厘　卯十月引残　御蔵札差　永楽屋　久右衛門
一、金拾五両　御証文金
是者庵原庄次郎様御引請を以、去々寅十一月御用立申候
〆金四拾九両三分・銀拾四匁八分四厘
右松田嘉次郎様御蔵宿、七年以前戌年ゟ私相勤、御会所拝借金を以御用相達申候、然所去卯年右御方様御家断絶ニ付、御済方請取不申難儀至極仕候、右之通御会所金を以御用立候御儀ニ御座候得者、季毎上納之節甚差支難義至極仕候、依之可相成御儀ニ御座候ハヽ、右御残金上納御差延被下置候様奉願上候、何卒格別之御憐愍を以右願之通被仰付被下置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政八年辰三月　御蔵札差　八日町　永楽屋　願人　久右衛門
同月番　青西沼町　きく屋　幸助
同　柳町　大こく屋　権八

御下金
御会所

乍恐書付を以奉願上候
服部角左衛門様江御用立金滞
一、金四両弐分・銀九匁九分九厘　卯十月引残
右者服部角左衛門様御蔵宿、三年以前寅六月ゟ卯五月迄私相勤、御会所拝借金を以御用相達申候、然ル処、去卯年右御方様御家断絶ニ付、御済方請取不申、難儀至極仕候、右御会所金を以御用立候御儀ニ御座候得者、季毎上納之節甚差支、難儀至極仕候、依之可相成御儀ニ御座候ハヽ、右御残金上納御差延被下置候様奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、右願之通被仰付被下置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政八年辰三月　御蔵札差　元城屋町　願人　八郎兵衛
同月番　西青沼町　幸助
同　柳町　権八

御下金
御会所

（貼紙）
「私儀清左衛門与改名仕候ニ付、此段乍恐御披露奉申上候、以上
御蔵札差　井筒屋清兵衛事
辰三月廿七日　清左衛門　」

近藤淡路守様御用人浜嶋清兵衛様御名ニ差合候ニ付、改名御披露書右之通

山田町
庄三郎
横近習町
喜右衛門
魚町
元七

御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、御屋鋪様御類焼ニ付御家作諸事為御入用、随分御検約被遊(倹、以下同)、金三拾五両御用立、其上御暮方之儀者、凡百五拾俵程之積りを以御用立候様被仰聞候処、右御入用金之儀者、金弐拾五両五ヶ年賦ニ御用立可申上候間、此上御暮方之儀者、右御年賦金丈ケ、猶亦御検約被遊候様奉申上候処、右御入用之儀茂三拾五両ならでハ御間ニ合不申、其上御暮方之儀茂御検約之上、凡百五拾俵程茂無御座候得者御差支ニ相成候旨、被仰聞候得共、左候而ハ此度御入用金御済方一切無御座候ニ付、三拾五両者勿論、先達而奉申上候弐拾五両之儀茂御請難仕段、書付を以奉申上候様、被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰三月
御蔵宿会所
手代
嘉兵衛

右嘉兵衛奉申上候通相違無御座候、以上
御蔵宿
大黒屋
権八

福井小十郎様

御用人中様

(挟込文書)
「一、御屋敷御類焼ニ付御家作諸事為御入用、(挿入)「随分御倹約被遊、」金三拾五両御用立、其上御暮し方是迄之通り(之儀者)、凡百五拾俵程之積りを以御用立候様被仰聞候処、右御入用金之儀者金廿五両、五ヶ年賦ニ御用立可申上候間、此上御暮し方之儀ハ、右御年賦金たけ、猶又御倹約被遊候様奉申上候処、右御入用御入用之儀も三拾五両ならてハ御間ニ合不申、其上御暮し方之儀も是迄之通り(御倹約之上)、凡百五十俵程も無御座候得ハ御差支ニ相成候旨、被仰聞候へ共、左候てハ此度御入用金御済方一切無御座ニ付、三拾五両ハ勿論、先達而奉申上候廿五両之儀も御請難仕候段、書付を以奉申上候様、被仰付候ニ付、乍恐如此御座候

月日
月番」

乍恐書付を以奉申上候

一、去卯夏御借米引当御当用証文を以、金拾五両三月御用立置申候処、四月下旬右金子元利御渡し被遊候処、其節者会所被仰付候砌ニ而不行届、右金子奉請取、五月御借米渡り御米金不残差上申候、五月より十月迄者金子御用不被仰付候ニ付、冬御切米渡り不残差上申候所、猶亦去卯十一月御用立金拾六両、当二月御借米前ニ罷成、右金子元利御渡し被遊候而、当春御渡り高不残御屋鋪様へ御請取可被遊段会所手代嘉兵衛被召呼被仰聞候得共、左候而者御証文御文段ニ相当不仕候ニ付、御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵札差
月番
菊屋

一、金弐拾両　高原田屋　藤兵衛

一、金三百九拾両　永楽屋　久右衛門

一、金弐拾五両　市川屋　弁助

一、金三百四拾七両三分　丸屋　伝十郎

一、金九百両　菊屋　幸助

一、金百五拾八両（ママ）〆金　井戸屋　元七

右者此度仲間一同連印を以奉拝借候御会所金之内、手廻り兼候ニ付、右之者共奉拝借候処実正ニ御座候、然上者、当五月御借米渡之節、金壱両ニ付壱ヶ月銀六分宛之利足を加へ、元利共急度可奉上納候、万一拝借人相滞候ハヽ、仲間共一同割合御弁納可仕候、其節少茂違変仕間敷候、為後日証文差上申候処、仍如件

寛政八年辰三月

御蔵札差　八日町　平八

元城屋町　八郎兵衛

八日町　平兵衛

和田平町　平左衛門

山田町　吉右衛門

八日町　忠右衛門

八日町　幸兵衛

緑町　藤兵衛

八日町　久右衛門

柳町　忠蔵

西青沼町　幸助

八日町　平右衛門

竪町　弁助

立近習町　伝十郎

西青沼町　清兵衛

柳町　権八

八日町　七郎兵衛

和田平町　喜平次

立近習町　半六

魚町　八郎右衛門

何卒右之段御賢察被成下置、願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上

寛政八年辰二月廿二日

御蔵札差月番 柳町 忠蔵
横近習町 喜右衛門
行司 元城屋町 八郎兵衛

御下金
御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、当辰五月御高引当御用立方之儀、百表ニ付金三拾弐両之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

辰二月廿四日

御蔵札差月番 柳町 忠蔵
同 横近習町 喜右衛門

御下金
御会所

覚

御類焼御入用
(印「写」)一、金五拾両 大嶋新助様
右同断
(印「写」)一、金三拾両 大嶋左太郎様
右同断
(印「写」)一、金四拾両 桜井喜三郎様
右同断
(印「写」)一、金五拾両 庄駒之進様
御類焼ニ付御入用
(印「写」)一、金弐拾五両 永井幸蔵様
右同断
(印「写」)一、金三拾五両 夏目政蔵様
御破損
(印「写」)一、金六両 三宅牛五郎様
同断
(印「写」)一、金七両 吉井太郎吉様
御普請
(印「写」)一、金拾両 小倉金吉様

〆金弐百五拾三両

右者明廿六日、右御方様方御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

辰二月廿五日

御蔵札差月番 柳町 忠蔵
同 横近習町 喜右衛門

御下金
御会所

差上申証文之御事

一、金弐百七拾両 藤井屋 八郎兵衛
一、金百四拾弐両三分 高原田屋 吉右衛門
一、金百三拾五両 井筒屋 忠右衛門
一、金百五拾九両 二文字屋 幸兵衛

山本与次左衛門様
御用人中様
右書付二月十日ニ下ル

乍恐書付を以奉申上候

一、当辰春御借米御高引当、去卯十一月御当用御証文奉請取、金拾六両御用立候処、此節右拾六両元利御返済被遊候而、当春御渡り高不残御屋鋪様差上候様、会所手代嘉兵衛被召呼被仰聞候得共、左候而者御証文御文段ニ相当不仕候ニ付、御請難仕段奉申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵札差
月番
十一屋
寛政八年辰二月十四日　忠蔵
同
井筒や
喜右衛門

土橋八右衛門様
御用人中様
右書付下ル

覚

一、米拾八俵　御預り
四升四合弐勺
百俵ニ付
金三拾七両三分・永百八拾三文七分かへ
代金六両三分・七匁五分
内金三分・九匁四分四厘　御用立金引残
引而
金五両三分弐朱・五匁五分六厘
右者松田嘉次郎様去卯十月御切米渡御預御差引残、此度上納仕候、以上
辰二月十六日　永楽屋
久右衛門
御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、先達而御類焼ニ付、右御家作迄諸事為御入用金弐拾五両御用立可申旨奉申上候処、右ニ而者御不足ニ付、思召通御普請出来仕候様御相談申上候■■（候とも ここ）、又者御注文通り私方ニ而御普請仕差上候とも、両様之内御請仕候様被仰聞候得共、右弐拾五両之外何分御請難仕奉存候、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵宿会所
寛政八年辰二月十六日　手代
嘉兵衛
福井小三郎様
御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、此度御会所金上納之儀、明後廿四日、三口共不残上納拝借被仰付被下置候様奉願上候、当春御蔵渡り雨天故延引ニ罷成候ニ付、是迄之通日数三日ニ上納拝借仕候而ハ、札旦那方へ御し出延引仕、御差支ニ罷成候ニ付、右之段奉願上候、願之通被仰付被下置候へハ、翌廿五日ゟ札旦那方御し替相始申候、

御下金
御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、表御蔵場出小屋之儀、前々御願申上、是迄数年来拝借仕難有仕合奉存候、然ル処、此節仲間共多人数ニ罷成、手狭ニ御座候ニ付返上仕度奉存候、右之趣御聞済被成下置候様奉願上候、以上

寛政八年辰二月　和田平町　平左衛門

御蔵方
御役所

上書

御手形請取書壱通

御蔵札差　十一屋　忠蔵
井筒屋　喜右衛門

覚

一、弐百俵取御両人様、当春御借米御手形壱通

一、現米八拾石取御七人様、当春御借米御手形壱通

都合弐通

右之通御渡被下、慥ニ奉請取候、以上

辰二月四日　御蔵札差　十一屋　忠蔵
井筒屋　喜右衛門

小林還次郎様
御取次中様

（貼紙にて抹消）「忠右衛門」

寛政八年辰二月　御蔵札差月番　十一屋　忠蔵
同　井筒屋　喜右衛門

御蔵方
御役所

上書

御手形請取書壱通

御蔵札差　十一屋　忠蔵
井筒屋　喜右衛門

覚

一、弐百俵取御両人様、当春御借米御手形壱通

（貼紙にて抹消）「印鑑」　平八
印鑑　八郎兵衛」

二月七日

仲間弐拾三人　印鑑　西之内弐ツ折へ認メ

右者小笠原仁右衛門様御役所江差出申候、尤前日被仰付候ニ付、八郎兵衛持参致候事

辰二月六日

乍恐書付を以奉申上候

一、私札旦那賀茂宮助之■（進）様へ、此度金壱両壱分弐朱、別段ニ私手金御用立候様被仰付候得共、御会所金之外別段ニ私手金御用立候儀ハ御請難仕奉存候、右之段書付を以（奉申上候）所、書付差上候様被仰付候ニ付、乍恐如是ニ御座候、以上

御蔵札差
高原田屋吉右衛門
江戸表江出府仕候ニ付代
豊次郎

寛政八年辰正月十八日

右者江戸表江御引越之御方様御年賦金差引勘定如是御座候、以上

覚

瀧市兵衛様

一、元金三分・銀六匁四分弐厘八（「毛」脱カ）　御証文金

納残り

是者当二月御皆済御定

一、金三両　戌六月ゟ亥十月迄

溜り利足之分

元御蔵宿 いづゝ屋 忠右衛門

是者当五月御返済之御定

三宅林右衛門様

一、金三両・銀拾弐匁　戌六月ゟ亥十月迄

溜り利足之分

元御蔵宿 藤井屋 八郎兵衛

是者当二月御返済之御定

布施市郎次様

一、金弐両三分 金壱両銀拾弐匁　戌六月ゟ亥十月迄

銀三匁七分五厘　溜り利足之分

元御蔵宿 井戸屋 元七

是者当二月御返済之御定

諏訪祐右衛門様

一、金五両壱分　戌六月ゟ亥十月迄

銀三匁　溜り利足之分

元御蔵宿 井戸屋 元七

是者当二月御返済之御定

天野広十郎様

一、金弐両三分　戌六月ゟ亥十月迄

銀三匁　溜り利足之分

元御蔵宿 大津屋 久米右衛門

是者当二月御返済之御定

志村寅三郎様

一、金弐両壱分　戌六月ゟ亥十月迄

銀九匁　溜り利足之分

元御蔵宿 丸屋 伝十郎

是者当二月御返済之御定

（朱書）「元金三分・銀六匁四分弐厘八毛」

（朱書）「溜利足〆金拾九両弐分・銀七分五厘　合金弐拾両壱分

銀七匁壱分七厘八毛」

右者駿府江御引越之御方様、御年賦金上納残り如是御座候、以上

辰二月

御蔵札差 元城屋町 八郎兵衛

是者寅二月ゟ拾ヶ年賦、但無利足
内
金三分・銀三匁八分四厘　寅年壱ヶ年分　上納
引而
金七両壱分
銀四匁五分六厘　元蔵宿 井戸や 元七
右之通寅年壱ヶ年分請取奉上納、卯年御済方金五両弐分・銀五匁弐分八厘之内金四両預り置、不足ニ付未上納不仕候
井戸や 元七

三間市蔵様　戌冬
一、金弐拾弐両　御証文金
是者寅二月ゟ拾ヶ年賦御定、但シ丑十一月利付
内
金壱両・銀六匁　寅春夏分　上納
金壱両弐分　丑十一月ゟ寅五月迄
銀壱匁四分壱厘　金廿弐両之利足　上納
引而
金弐拾両三分・銀九匁
一、金八両・銀八匁四分　戌十一月ゟ丑十月迄
三十七ヶ月溜り利足
是者寅二月ゟ十ヶ年賦、但無利足
内
金壱分・銀九匁四分弐厘　寅春夏分　上納
引而
金七両弐分・銀拾三匁九分八厘
元蔵宿 高原田屋 藤兵衛
右御方様寅年弐季分請取奉上納、寅冬ゟ卯年中御済方金八両・銀四匁壱分壱厘之内、金弐両弐分預り置、不足ニ付未タ上納不仕候
高原田屋 藤兵衛

榊原太郎右衛門様　戌冬夏 御証文金
一、金四拾両
是者子春ゟ御高百俵ニ付元金三両済、但シ亥十一月ゟ五拾両壱分利付
内
子二月ゟ卯十月迄御定之通、御年賦元利請取上納仕候
引テ　金壱両弐分・銀六匁　納残り
一、金四両　戌六月ゟ亥十月迄 十七ヶ月溜り利足
是者右御証文金元利皆済之上御返金
御定
元蔵宿 夷屋 平左衛門
右御方様御定通、是迄無相違請取上納仕候
（朱書）「元金〆金百七拾弐両三分・銀拾弐匁七分五厘
溜利足〆金四拾両・銀壱匁六分八厘　」

冨田大学様　　戌冬

一、金拾三両弐分　　御証文金

是者丑冬ゟ拾ヶ年賦御定、但シ丑六月ゟ利付

内

金弐分・銀拾匁五分　丑十一月壱季　上納

金弐分・銀拾匁五分　丑六月ゟ同十月迄

合拾三両弐分之利足上納

引而

元金拾弐両三分・銀四匁五分

金拾三両弐分分(衍)

一、金四両壱分・銀四匁弐分　戌十一月ゟ丑五月迄

三十弐ヶ月溜り利足

是者丑冬ゟ拾ヶ年賦、但無利足

内

銀拾弐匁九分六厘　丑十一月壱季　上納

引而

金四両・銀六匁弐分四厘

元蔵宿
十一屋
忠蔵

右御両所様、丑十月壱季分請取上納仕、寅正月御屋敷御類焼ニ付、寅年壱ヶ年御年賦願之上差延ニ相成候、卯年分御年賦今以御渡し不被成候

十一屋
忠蔵

冨小(〔田〕脱)膳様御引越金

冨田大学様御引請之分　　戌冬

一、金七両弐分　　御証文金

是者亥五月ゟ拾ヶ年賦御定

内

亥五月ゟ丑十月迄御定通御年賦元利請取上納仕候

引而

金五両壱分・銀拾壱匁弐分五厘

右之通丑十月迄請取奉上納、寅二月ゟ御年賦御渡し不被成候

元蔵宿
十一屋
忠蔵

平岡岡右衛門様　　戌冬

一、金弐拾弐両　　御証文金

是者寅二月ゟ拾ヶ年賦御定、但し丑十一月ゟ利付

内

金弐両・銀拾弐匁　寅年壱ヶ年分　上納

金弐両弐分　　丑十一月ゟ寅十月迄

銀八匁四分　金廿弐両之利足　上納

引而

元金拾九両三分

銀三匁

金廿弐両分

一、金八両・銀八匁四分　戌十一月ゟ丑十月迄

三十七ヶ月溜り利足

是者亥五月ゟ拾ヶ年賦御定通
内
亥五月ゟ卯十月迄御定通御年賦元利請取上納仕候
引而
金拾両弐分　納残り
元蔵宿
若松屋
平八
右御三軒様御分、御定之通是迄三季無相違請取奉上納候
蜂屋十郎右衛門様　戌冬
一、金三拾両　御証文金
是者亥二月ゟ利足付拾ヶ年賦御定
内
亥二月ゟ卯十月迄御定通御年賦元利請取上納仕候
引而
金拾八両　納残り
元御蔵宿
二文字屋
幸兵衛
右御方様御定通是迄三季無相違請取上納仕候
二文字屋
幸兵衛
小栗鍔五郎様　戌冬
一、金三拾両　御証文金
右御方様是迄元利共一切御渡シ不被成候
元蔵宿
二文字屋
幸兵衛
冨田小膳様　戌冬
一、金弐拾両　御証文金
是者丑冬ゟ拾ヶ年賦御定、但シ丑六月ゟ利付
内
金壱両　丑十一月壱季　上納
金壱両　丑六月ゟ同十月迄
弐拾両之利足　上納
引而
元金拾九両
金廿両分
一、金六両壱分・銀九匁　戌十一月ゟ丑五月迄
三十弐ヶ月溜り利足
是者丑冬ゟ拾ヶ年賦、但シ無利足
内　丑十一月壱季
金壱分・銀四匁弐分（歩、以下同）　上納
引而
金六両・銀四匁八分
元蔵宿
十一屋
忠蔵

藤井屋
八郎兵衛
夷屋
半六
いつミ屋
庄三郎

先月廿八日御会所ゟ被仰渡候江戸・駿府御年賦勘定目録、今日差上申候、右写左之通

辰二月三日　八郎兵衛
平左衛門
持参

覚

伴野権次様　戌冬

一、金拾九両　御証文金
是者丑二月ゟ拾ヶ年賦御定、但シ子七月ゟ利付
内
丑二月ゟ卯十月迄御定通御年賦元利請取上納仕候
引テ金拾三両壱分・銀三匁　納残り
金拾九両分

一、金三両三分・銀拾四匁四分　戌十一月ゟ子六月迄弐拾一ヶ月溜り利足
是者丑二月ゟ拾ヶ年賦、但シ無利足
内
丑二月ゟ卯十月迄御定通御年賦請取上納仕候
引テ金弐両三分・銀弐匁五分八厘　納残り

元蔵宿
若松屋
平八

覚

小林太左衛門様　戌冬

一、金弐拾七両　御証文金
是者寅二月ゟ拾ヶ年賦御定、但丑十一月ゟ利付
内
寅二月ゟ卯十月迄御年賦元利請取上納仕候
引而金弐拾壱両弐分・銀六匁　納残り
金廿七両分戌十一月ゟ丑十月迄溜り利足
金九両三分・銀拾四匁四分　三十七ヶ月
是者寅二月ゟ拾ヶ年賦、但シ無利足
内
寅二月ゟ卯十月迄御定通御年賦請取上納仕候
引而
金七両三分・銀拾四匁五分弐厘　納残り

元蔵宿
若松屋
平八

覚

小林鉄太郎様　戌冬

一、金弐拾両　御証文金

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、去ル十五日賀茂宮助之進様江会所手代佐七被召呼、此度御長屋御焼失ニ付差掛り御入用之分金三両壱分弐朱御用立候様被仰付候処、金弐両御用立可申上候段佐七申上候処、御聞済無御座、其段書付を以申上候様被仰付、書付差上申候、然ル処今日御屋鋪様江佐七被召呼被仰付候者、右弐両ハ会所金用立候得者、壱両壱分弐朱ハ私手金別段ニ御用立候様被仰付候得共、右会所ニ而御用相達し候得者手金別段ニ御用立候儀者難相成御儀ニ御座候、左候ハヽ右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵札差
高原田屋吉右衛門
江戸表へ出府仕候ニ付代
豊次郎

寛政八年辰正月十七日

右書付二月九日下ル

山本与次左衛門様

御用人中様

一、井戸屋元七・市川屋弁助印形改印鑑差出　御会所へ正月廿五日
御組頭様へ同廿八日上ル

御会所江三枚　但し御支配様御蔵役所共ニ御組頭様四軒

印鑑〇　家名 ―――

寛政八年辰正月改メ

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御類焼ニ付、御家作諸事為御入用金弐拾五両御用立可申上候段、会所手代嘉兵衛申上候処、猶又私被召呼、右御会所金之外、別段ニ私手金御用立候様被仰付候得共、右会所ニ而御用相達候得者、別段ニ私手金御用立候儀ハ御請難仕候ニ付、御断申上候処、其段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如是ニ御座候、以上

寛政八年辰正月廿八日　大黒屋
権八

福井小三郎様

御用人中様

四丁目御会所ゟ御使来月番喜平次罷越候処、被仰付左之通

一、明日八百両御上納有之候間、駿府上納可致候、尤拝借相願候ハヽ願可出事

寛政八年辰正月廿八日

四丁目御会所ゟ御使来月番忠右衛門罷越候処、被　仰渡左之通

一、徳永千之助様御隠居様江金拾両用立候分、殿様与一集ニ書入可申事

一、浅羽文右衛門様御出立之節用立金、前御用立之処江書入可申事

一、江戸・駿府之年賦金、先達而願後請取金有之哉旨御尋之事、銘細書付差出可申事

一、江戸・駿府年賦金請取候引残り書上可申事

右之通被仰渡候

辰正月廿八日

辰二月朔日例之通御書上帳御組頭様四軒へ上ル

高原田屋吉右衛門儀当時江戸表へ罷越候ニ付印形不仕候旨口上ニて御届申上候

付左之通

御書付写

一、家作入用迄ニ四拾両拝借致し度段申立置、家作此節取掛り不申候以前ニ、四拾両不残拝借と申儀者難相成候

右之御答ニ八郎兵衛・庄兵衛、佐々木様へ右之段御返事申上、御類焼後金弐拾両御用立、相残弐拾金(両カ)之内拾両明朝拝借差上(願)差上、持参可仕旨御対談申上候、相残拾両ハ春方御普請中御用立可申筈

卯十二月廿八日

乍恐書付を以奉申上候

一、先達而御類焼ニ付、御家作諸事御入用金百両御用立候様被仰付候処、八拾両御用立可申上候段、御窺之上奉申上候所、御聞済無御座、御役人中御名前迄茂書載、右之段書付を以申上候様被仰付、無拠其節書付差上申候、然所右八拾両ニ而御聞済之有無茂御決談無御座、今日ニ至り手代佐七被召呼、八拾両之内五拾両御用立候様被仰下候得とも、右御決談茂無御座、殊ニ今日ニ至り御会所金拝借御願難申上奉存候ニ付、御断奉申上候所、其段書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯十二月晦日　　永楽や　久右衛門

若松や　平八

大嶋新助様

大嶋左太郎様

御用人中様

右書付正月十七日下ル

寛政八年辰正月

乍恐書付を以奉申上候

一、去冬御類焼ニ付、御家作諸事為御入用金百両御用立候様被仰付候処、八拾両御用立可申上候段、御窺之上申上候処、御聞済無御座、御役人中御名前迄茂書載、右之段書付を以申上候様被仰付、無拠其節書付差上申候、然処昨十二日手代佐七被召呼、右八拾両御用立候様被仰付候処、佐七申上候ハ、左候ハヽ、去冬奉差上候書付御下ケ被下置、御熟談之上御請可仕段申上候処、書付御下ケ被下候儀ハ難相成段被仰聞候、左候而ハ御会所金拝借御願難申上奉存候段奉申上候処、其段又々書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政八年辰正月十三日　　永楽や　久右衛門

若松や　平八

右書付十七日下ル

此書付御熟談ニ成二月七日下ル

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御長家(屋)御焼失ニ付、差掛り御入用之分金三両壱分弐朱御用立候様銘細書を以被仰付候処、御金弐両御用立可申上候段奉申上候処、御聞済無御座、其段書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如是ニ御座候、以上

御蔵宿
会所手代　佐七印

寛政八年辰正月十五日

賀茂宮助之進様

十一屋
忠蔵殿
市川屋
弁助殿
丸屋
伝十郎殿
井戸屋
元七殿
永楽屋
久右衛門殿
木曽屋
七郎兵衛殿
ゑひす屋
半六殿
ふじ屋
喜平二殿

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、先達而御窺奉申上候桜井喜三郎様御類焼御入用金四拾両之内、御類焼後御入用并ニ建家弐ヶ所御求メ被遊候ニ付、是迄金弐拾両差上申候処、相残金弐拾両此節不残御手取被成度旨被仰聞候ニ付、御家作被遊候迄御残し置可被成旨申上候得共、此節佐々木四郎兵衛様御世話を以、又候古家御買取被成候得者、御勝手ニも相成候由ニ付、不残差上候様被仰聞、右四郎兵衛様ゟ茂是悲(非)ニ金子不残差上候様被仰下候、左候ハヽ御造作料等之御手当ニ金拾両程も春方迄御残し置可然奉存候、未タ「御家作ニ御取掛り茂不被成以前」(貼紙)、四拾両之金子不残差上候而も、若御普請之節ニ至り御差支ニも相成可申旨申上候処、四郎兵衛様被仰聞候者、我等世話致し候上者、其節ニ至り差支之儀無之候と被仰聞候、左候得共右四拾両之儀者、御家作御仕上ケ御引移迄之御入用ニ御座候得者、金拾両程者御断申残し置可然奉存候得共、難決愚案奉存候ニ付、乍恐御窺奉申上候、以上」

（「御蔵札差」脱カ）
八日町
久右衛門
寛政七年十二月廿六日
廿七日夜上ル　同
山田町
庄三郎
御下金
御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私下代太兵衛儀、太右衛門与改名仕候、依之乍恐書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯十二月廿七日
西青沼町
幸助
御下金
御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私儀只今迄八日町文蔵店ニ罷有候所、今廿七日下代太右衛門共ニ西青沼町抱屋敷江引越申候、依之書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯十二月廿七日
西青沼町
幸助
御下金
御会所

一、桜井喜三郎様御類焼ニ付、金四拾両不残当冬差上候様、佐々木四郎兵衛様ゟ被仰付候ニ付、御窺書差上候処下ル、右ニ付別段御会所迄御達御座候御書

大殿様江御臨時金御用立候ニ付、又々若殿様へ別段ニ御臨時御用立候儀者御請難仕候段申上候処、書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯十二月廿一日　　御蔵宿会所手代　嘉兵衛

花井惣九郎様
御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、先月御臨時金御用立御座候処、又々此節御隠居様御病気為御入用御臨時金御用立候様被仰付候得共、弐重候間御請難仕奉存候、右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯十二月　　会所手代　嘉兵衛

松下十左衛門様
御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、私元札旦那吉井太郎吉様・三宅牛五郎様、御改正年賦御済方之儀ニ付、先月廿二日・当月十九日、両度ニ書付を以奉願上候処、右御済方御仕法通、今廿四日私方江御渡被下相済申候、依之先達而奉差上候願書、何卒御下ケ被下置候様奉願上候、誠ニ御仁威を以相済、御仕法通相立、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政七年卯十二月　　御蔵札差八日町　幸介

月番八日町　久右衛門
山田町　庄三郎

御下金
御会所

御参府無尽会ニ付、大竹栄次郎様・鳥居文五郎様ゟ御連紙之写

尚々連紙留りゟ御戻し可給候、以上

以連紙申達候、然者参府会闔故障之儀ニ付、及延引候処、右之訳合落着致候ニ付、明廿七日致会申候、弥御銘々之掛金并跡掛金当冬迄之分取集、例之通落闔之人々江相渡申候間、左様被存、金子調達致候様存候、尤申達候ニ者及不申候得共、闔も延引、時分柄余日茂無之候間、為念申達置候、無人ゆへ乍御世話順達可給候、以上

十二月廿六日　　鳥居文五郎
大竹栄次郎

藤井屋　八郎兵衛殿
いつゝ屋　忠右衛門殿
高原田屋　吉右衛門殿
二文字屋　藤右衛門殿
高原田屋　藤兵衛殿

（印「写」）一、金拾両　土橋八右衛門様
（印「写」）一、金五両　筧太郎左衛門様
（印「写」）一、金五両　水野伝吉様
〆金六拾七両

明十六日
右御方（「方」脱カ）様御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

卯十二月十五日
御蔵札差
月番
八日町
久右衛門
山田町
庄三郎

御下金
御会所

乍恐書（「付」脱）を以奉申上候
一、此度御類焼ニ付、諸事為御入用金百両御用立候様、会所手代佐七被　召呼被仰付候所、金八拾両御用立可申旨、御会所坂田荘次郎殿月番之節御窺之上ニ而奉申上候処、猶又私共被召呼勘弁仕候様被　仰聞候得共、右佐七奉申上候外、私共勘弁出来不仕候段奉申上候所、其段書付を以奉申上候様被　仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯十二月
永楽屋
久右衛門印
若松屋
平八印

大嶋新助様
大嶋左太郎様
御用人中様

右書付正月十七日下ル

乍恐書付を以奉願上候
一、私元札旦那吉井太郎吉様・三宅牛五郎様御改正御年賦御済方之儀ニ付、当十月書付を以奉願上候処、先月廿二日右御方様ゟ被仰下候者、仲間共之内壱人同道ニ而参上仕候様被仰下候ニ付、私代太兵衛并月番竪近習町半六両人参上仕候処、右御方様被仰聞候者、右御改正年賦御済方之儀、御当借相済候迄延引仕候儀不相成候哉之旨被仰聞候ニ付、其儀者何分御請難仕旨奉申上候、其後右御方様ゟ茂一向御沙汰無御座候、依之当夏冬御済方会所へ御預ケ被遊候分、今以私方江請取不申迷惑至極奉存候、何卒当十月奉願上候通り、右御年賦御済方御仕法通御渡被下置候様奉願上候、以上

寛政七年卯十二月十九日
御蔵札差
菊屋
幸助
同月番
八日町
久右衛門
同
山田町
庄三郎

御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候
一、御稽古場御普請為御入用、金拾両御臨時金御用立候様被仰付候処、先達而

金五拾両　　御用立

右之通ニ御座候、去ル十日御窺奉申上候金高ニ相増申候ニ付、乍恐此段奉申上候、以上

御蔵札差
月番
八日町
久右衛門

寛政七年卯十二月十三日

山田町
庄三郎

御下金
御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、先達而外町人共江被仰付被下置候金八百両御差加へ金之内、両度ニ金四百弐拾六両奉拝借、難有奉存候、相残り三百七拾四両、急々拝借仕度奉願上候、此節札旦那方御類焼御入用等ニ而、金子差支罷有候ニ付、乍恐奉願上候、以上

寛政七年卯十二月十三日

御蔵札差
月番
八日町
久右衛門

同
山田町
庄三郎

御下金
御会所

覚

一、金壱分と銀三匁

右者先達而御上納仕候服部角左衛門様御引越御拝借金、此度棄捐被　仰付候ニ付、右御上納金御渡被下置、慥ニ奉請取候、以上

卯十二月十三日

きくや
幸介印

磯部釜五郎様

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、服部角左衛門様御引越御拝借金、此度棄捐被　仰付候由ニ付、当十月上納仕候分、金壱分銀三匁、昨十三日磯部釜五郎様ゟ私江御渡被遊候、右金子御世話役御三人様江御渡可申哉、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政七年卯十二月十四日

御蔵札差
八日町
幸助

月番
同町
久右衛門

同
山田町
庄三郎

御下金
御会所

覚

（印「写」）一、金七両　　渡辺幸助様

（印「写」）一、金四拾両　　山田安之助様

亥正月ゟ卯十月迄閏共六拾ヶ月
此利金拾両三分　　但弐拾五両壱分之積
銀三匁八分九厘

（朱点）元金〆金「千百三拾壱両　分」（朱書）（貼紙にて抹消）「九百三拾壱両弐分」「銀五匁七分三厘」（朱書）
「銀■匁三分弐厘」（貼紙にて抹消）
「」（朱書、貼紙にて抹消）
「」
（朱点）利金〆金「三百六拾弐両弐分」（朱書）（貼紙にて抹消）
「弐百九拾四両」「銀拾匁弐分壱厘」（朱書）匁　壱
「銀壱匁七分九厘」（貼紙にて抹消）ヾ　ゝ

元利　「金千四百九拾三両三分・銀九分四厘」（朱書）
〆合　「金千弐百弐拾五両弐分」（貼紙にて抹消）
銀九匁壱分壱厘
「」（朱書）
」」　」

右者江戸・駿府御引越之御方様、御改正御年賦金御用立「分」（朱書）如此ニ御座候、
以上
寛政七年卯十二月

八日町　忠右衛門
元城屋町　八郎兵衛（朱書）「平左衛門」
一条町　（朱点）弥兵衛
穴山町　（朱点）久米右衛門

魚町　元七
和田平町　喜平次
緑町　藤兵衛
山田町　吉右衛門
八日町　平八
柳町　忠蔵
八日町　幸兵衛

御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候
一、去ル十日書付を以御窺奉申上候御類焼御入用金之儀、急火故別而御物入等茂多ク可有御座奉存候ニ付、左之通御用立可申奉存候

大嶋新助様　御用立
大嶋左太郎様　金八拾両
右御親子様江
山田安之助様　御用立
金四拾両
桜井喜三郎様　御用立
金四拾両
庄駒之進様

冨田小膳様
（朱点）一、金弐百両壱分　元蔵宿 十一屋 忠蔵
銀九匁七分三厘
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金六拾弐両　但五拾両壱分之積
銀七匁六分七厘

（付紙あり、後出）
冨田大学様
（朱点）一、金三拾四両　元蔵宿 同人
銀拾弐匁五分三厘
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金拾両弐分・銀六匁弐分八厘　但五拾両壱分之積
（付紙）「是ハ戌六月ゟ利足受取可申所、間違ニて戌十一月ゟと認上申候ニ付、辰四月年賦帳面ニ改、戌六月ゟ利足かけ申候」

御同所様
（朱点）一、金百七両　元々蔵宿 二文字屋 幸兵衛
銀九分九厘（朱書）「四分」
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金三拾三両　但五拾両壱分之積
銀拾匁五分壱厘

平岡岡右衛門様　（付紙）「此弐分間違ニて過也」
（朱点）一、金百四拾両弐分　元々蔵宿 井戸屋 元七
銀拾匁八分五厘

（付紙二枚あり、後出）
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金四拾三両弐分　但五拾両壱分之積
銀六匁六分六厘

（付紙）「内　五拾両壱分
金三拾四両弐分　利付」
（付紙）「引而　金百五両弐分　無利足
拾匁八分五厘」

小栗鍔五郎様
（朱点）一、金弐百五拾両壱分　元々蔵宿 井筒屋 忠右衛門
銀五匁壱分四厘
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金七拾七両弐分　但五拾両壱分之積
銀六匁弐分四厘

御同所様
（朱点）一、金三拾両弐分　元蔵宿 二文字屋 幸兵衛
銀拾匁
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金九両弐分・銀四分　但五拾両壱分之積

御同所様御家内様江戸御引越ニ付　元蔵宿 同人
（朱点）一、金拾八両
銀壱匁四分九厘

（朱点）一、金九拾両三分　元蔵宿 高原田屋 藤兵衛
銀拾四匁弐分五厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金三拾両壱分　但五拾両壱分之積
銀拾三匁八分五厘

御同所様溜り利足之分
（朱点）一、金弐拾五両　元蔵宿 同人
銀七匁五分

秋田三郎右衛門様
（朱点）一、金百七拾壱両　元蔵宿 高原田や 吉右衛門
銀七匁七分五厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共ニ六拾七ヶ月
此利金五拾七両壱分　但五拾両壱分之積
銀四匁七分

天野佐五右衛門様
（朱点）一、金弐百四拾八両弐分　元蔵宿 若松屋 平八
銀七匁六分三り
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金八拾三両壱分　但五拾両壱分之積
銀弐匁四分壱厘
（朱書）「四両弐分・拾四匁壱分壱リン」

元金〆金千弐百三拾（貼紙にて抹消）「両壱分」
（貼紙にて抹消）「銀五匁四分三厘」
（朱書）「八両・銀拾匁七分四厘」
利金〆金四百三（貼紙）「拾」（貼紙にて抹消）「五両壱分・銀七匁四分弐厘」

（朱書）「七拾弐両三分・九匁八分五厘」
元利合金千六百（貼紙にて抹消）「六拾五両弐分・銀拾弐匁八分五厘」

（朱書）「榊原太郎右衛門様
一、金百九拾三両弐分　元蔵宿 夷屋 平左衛門
銀拾匁壱分弐リン
戌六月ゟ卯十月迄六十七ヶ月
此利金六十四両三分・銀七匁七分四リン　五拾両壱分之積
同　戌八月（貼紙）「御用立」
一、金五両三分・銀弐匁弐分　同人
此利金三両三分・六分八厘
（貼紙）「戌八月ゟ」卯十月迄六拾五ヶ月　弐拾五両壱分之積」

三間市蔵様
（朱点）一、金百五拾両壱分　元蔵宿 高原田や 藤兵衛
（朱書）「銀壱匁五分九厘」
戌十一月ゟ卯十月迄閏共六拾弐ヶ月
此利金四拾六両弐分　但五拾両壱分之積
銀五匁壱分四厘

（朱書）「同」

一、金四両壱分
銀八匁　同人
戌九月御出立ニ付御用立
（貼紙）「戌九月ゟ卯十月迄閏共六拾四ヶ月」
此利金弐両三歩
銀三匁三分弐厘　」
但廿五両壱分之積

天野広十郎様
（朱点）一、金七拾壱両三分　元蔵宿　大津屋　久米右衛門
銀七匁
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金弐拾四両　但五拾両壱分之積
銀四匁五分弐厘

布施市郎治様
（山印、朱点）一、金百拾七両弐分　元蔵宿　井戸屋　元七
銀七匁五分三厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金三拾九両壱分　但五拾両壱分之積
銀九匁弐分七厘

太田金十郎様
（朱点）一、金四拾五両弐分　元蔵宿　同人
銀八分六厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金拾五両　但五拾両壱分之積
銀拾四匁八分四厘

御同所様溜り利足之分
（朱点）一、金弐拾四両　元蔵宿　同人
〆　（ママ）

諏訪（貼紙）「祐右衛門」様
（朱点）一、金八拾弐両三分　元蔵宿　同人
銀八匁五分七厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金弐拾七両三分　但五拾両壱分之積
銀壱匁壱分五り

吉田三十郎様
（朱点）一、金三拾三両三分　元蔵宿　藤屋　喜平次
銀七分弐厘
戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月
此利金拾壱両壱分　但五拾両壱分之積
銀三匁六分弐厘

松平金蔵様

瀧市兵衛様

（朱点）一、金四拾八両　元蔵宿　井筒屋　忠右衛門

銀弐匁四分九厘

戌六月ゟ卯十月迄閏共ニ六拾七ヶ月

此利金拾六両　但五拾両壱分積

銀五匁六分三厘

戸田吉次郎様

（朱点）一、金六拾四両三分　元蔵宿　藤井屋　八郎兵衛

銀拾四匁七分弐厘

戌六月ゟ卯十月迄閏月共■六拾七ヶ月

此利金弐拾壱両三分　但五拾両壱分之積

銀壱匁四分壱厘

三「（貼紙）宅」林右衛門様

（朱点）一、金九拾九両弐分　元蔵宿　同人

銀壱分六厘

戌六月ゟ卯十月迄閏共ニ六拾七ヶ月

此利金三拾三両壱分　但五拾両壱分之積

銀五匁

御同所様弟御様御縁談ニ付御支度金

一、金五両　酉十二月御用立　元蔵宿　同人

同

一、金五両　戌二月御用立

〆金拾両　但弐拾五両壱分之積

戌正月ゟ卯十月迄閏共七拾弐ヶ月

此利金七両

銀拾弐匁

徳永千之助様

（朱点）一、金四拾壱両三分　元蔵宿　同人

銀拾三匁（朱書）「六分八厘」

戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月

此利金拾四両　但五拾両壱分之積

銀三匁五分三厘

御同所様御隠居様御暮方御用立

一、金六両三分　元蔵宿　同人

銀弐匁三分八厘

戌六月ゟ卯十月迄閏共六拾七ヶ月

此利金四両弐分　但弐拾五両壱分之積

銀弐匁九分四厘

浅羽文右衛門様

（朱点）一、金七拾弐両弐分　元蔵宿　川口屋　弥兵衛

銀八匁三分七厘

戌六月ゟ卯十月迄閏共■六拾七ヶ月

此利金弐拾四両壱分　但五拾両壱分之積

銀五匁五厘

合金七拾両、一紙御証文ニ仕

山田安之助様
「(朱書)御高三百俵
内金弐拾四両壱分余　来辰年壱ヶ年御済方
此米凡七拾五俵
引テ弐百弐拾五俵程御暮方之所江
」
一、金三拾両　此度御用立

桜井喜三郎様
「(朱書)御高弐百五拾俵
内金八両弐分余　来辰年壱ヶ年御済方
此米凡弐拾五俵余
引テ弐百弐拾五俵程御暮方之所江
」
一、金三拾両　此度御用立

庄駒之進様
「(朱書)御高四百俵
内金三拾壱両壱分余　来辰年壱ヶ年御済方
此米凡百俵程
引テ三百俵程御暮方之所江
」
一、金四拾両　此度御用立

右御方様此度御類焼ニ付、御家作迄之御入用金、前書之通御会所ゟ奉拝借、三ヶ年賦、或者五ヶ年賦ニ御相対仕御用立可然奉存候、乍併此度御入用之儀者格別与申、且者以来右躰御入用有之候節之形ニ茂相成候得者、仲間共愚案ニ難決奉存候ニ付、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

寛政七年卯十二月十日　御蔵札差 月番 八日町 久右衛門
同 山田町 庄三郎

御下金
御会所

卯十二月十日、御会所御両人江御渡し被遊候御書付写、八日町御会所ゟ御渡し被下候

行事 平左衛門
月番 久右衛門へ

惣而臨時金、会所ゟ借り下ケ用立、右証文江書載、証文引替用立候而者、際限も無之、引当無之金子も用立候而者、会所勘定相立申間敷候間難相成、類焼又者家内病死等者格別、右等之外、臨時ニタ口貸シ増等、不相成事ニ候

卯十二月

山本金左衛門
坂田荘次郎へ

覚

一、是迄御用立金五拾九両・銀二匁五分八厘御座候、右御済方之儀、御高百俵ニ付元金三両済并壱割弐分之利足を添、来辰年ゟ年々三季御蔵渡之節、御蔵方於御役所御渡被　下置候、御対談御証文奉請取置候、依之乍恐書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯十二月　　御蔵札差　緑町　藤兵衛

御下金
御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、私札旦那田中新左衛門様御儀、御病気ニ付、先達而金拾両為御臨時金、御会所ゟ奉拝借御用立申候、然ル処、此度御葺替御入用ニ付、此節金拾五両之御証文御入替被成、金五両御手取被成度旨、被仰聞候処、左候得者金拾両ト五両与弐重ニ御用立候茂同様ニ相当り候ニ付、御請難仕旨申上候処、御会所ゟ御貸出し之金子、仲間共ニ而差略仕、御断申上候筋「有之間敷」（貼紙）旨被仰聞候、前書申上候通、弐重ニ御用立候茂同様ニ相心得罷在候ニ付、外々様ニ茂右御振合之御懸合御座候得共、是迄茂仲間一同御断申上候ニ付、其段申上候得共、何分御聞済無御座、達而御窺申上候様被仰付候ニ付、不奉得止事、乍恐御窺奉申上候、以上

寛政七年卯十二月九日　　御蔵札差　竪町　弁助
同月番　八日町　久右衛門
同

御下金　　山田町　庄三郎
御会所

同日

右御下知窺ニ不及候旨被仰渡、窺書下ル、

八日町御会所ニて

乍恐書付を以御窺奉申上候

大嶋新助様
（朱書）「御高三百俵

内金弐拾四両壱分余　来辰年壱ヶ年御済方
此米凡七拾五俵
引テ弐百弐拾五俵程御暮方之所江」

一、金三拾両　此度御用立
外ニ金拾五両
是者御役屋敷ニ付余慶、併御役料引当ニ者不仕候

大嶋左太郎様
（朱書）「御高弐百俵

内金七両余　来辰年壱ヶ年御済方
此米凡弐拾俵余
引テ
米百八拾俵程御暮方之所江」

一、金弐拾五両　此度御用立
但　御親子様御分

同日

一、右同断書付壱通上ル

御蔵宿会所
手代
嘉兵衛

吉井太郎吉様
御用人中様

卯十一月晦日臨時金拝借

（印「写」）一、金五両　御病気御入用
（印「写」）一、金七両
（印「写」）一、金拾五両　御番入并御普請
（印「写」）一、金八両　御引越并御普請
（印「写」）一、金拾五両　御隠居所御普請
（印「写」）一、金拾両　御不幸御病気
（印「写」）一、金拾五両　御病気
（印「写」）一、金拾両　御婚礼
（印「写」）一、金弐拾五両　御婚礼

松下十左衛門様
真方五平次様
窪田市之丞様
比留正太郎様
野田源五郎様
瀧野元寿様
大嶋新助様
長田喜十郎様
山本与次左衛門様
山本太蔵様

御証文九通
〆
此金高百拾両

明晦日右御方様方御臨時拝借御願奉申上度候、以上

御蔵札差月番

緑町
藤兵衛

同
竪近習町
半六

卯十一月廿九日

御下金
御会所

福井小三郎様ゟ御下書左之通

覚

一、三季御蔵渡之前広ニ殊ニ寄候得者、御差加金被遊、年賦元利御会所御証文之通不残御渡被下候而御差引被遊、残り候御米御飯米丈御請取可被遊旨被仰付候得共、右御渡り米者当日御蔵場直段ニ売払、御飯米之儀者書上直段ニ差上申候儀御座候、右之訳合者御定之利金計ニ而者私共商売躰ニ差障取続難仕儀ニ御座候、其上会所手代子供等茂差置、会所修覆其外色々物入等御座候間、右被仰付候趣、決而御請難仕、依之書付を以御断申上候、以上

御蔵札差
十一月
月番
二文字屋
幸兵衛

卯十二月

福井小三郎様
御用人中様

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、森川新兵衛様御蔵宿、私相勤罷在候所、此度御相対を以御蔵宿御離れ被遊候

御普請御入用
（印「写」）一、金八両　森市太郎様
右同断御入用
（印「写」）一、金拾両　馬渕政蔵様
〆金百両

明（貼紙）「廿二日、右御方様方御」臨時金拝借御願奉申上度候、以上

御蔵札差月番
緑町
卯十一月廿一日　藤兵衛
同
立近習町
半六

御下金
御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、私共札旦那方御用向多御座候ニ付、町内諸役之儀、是迄茂名代勝ニ而相勤来候処、当二月仲間惣会所被　仰付候ニ付、右場所江日々罷出、札旦那方御用相勤申候、依之右町役之儀、弥々以来自身ニ而相勤り不申候ニ付、名代ニ而御高免被成下置候様、仲間一同奉願上候、何卒格別之御憐愍を以右願之通被　仰付被下置候ハヽ、難有仕合ニ奉存候、以上

御蔵札差月番
緑町
寛政七年卯十一月　藤兵衛
同
立近習町
半六

御下金
御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御縁談為御入用、臨時金御用立候様被仰聞候得共、先達而御病気御入用并御不幸御入用ニ付、金拾弐両御会所ゟ五ヶ年賦ニ拝借仕候而御用立申候得者、二重ニ相成候ニ付、御請難仕段奉申上候処、左候ハヽ右拾弐両御返金被遊候而、此度別段（ダン）ニ弐拾五両御用立候様被仰聞候得共、右両様共ニ御請難仕段申上候処、右之段書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵宿会所
手代
寛政七年卯十一月廿六日　佐七
今村平蔵様
御用人中様

覚

一、此度御破損御入用御座候ニ付、為御臨時御入用金子御用立候様ニ被仰付候得共、元宿菊屋幸助御済方之儀ニ付、先達而御会所江幸助願書差上置候処、未御下知無御座候ニ付、御臨時御入用金御相談之儀者右幸助御願御下知御座候上ニ而御相談申上度奉存候得者、夫迄御延引被成下候様申上候処、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御蔵宿会所
手代
卯十一月廿六日　嘉兵衛
三宅牛五郎様
御用人中様

（表紙）
「寛政七年卯十一月十三日より
会所日記
（朱書）
「五」」

覚

一、見越御用立金、此節御用立候様被仰聞候所、未タ御当用御証文、御一統相揃不申候間、見越御用立金之分御会所ゟ拝借仕候儀相成不申候ニ付、御断奉申上候所、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯十一月十四日　御蔵宿会所手代　佐七

杉浦長之助様
御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、札旦那方御当用御証文相揃上納仕候上ニ而見越御用立相始メ可申旨、先達而被　仰付奉畏候、然ル処此度御当用御証文近日上納仕、見越御用立相始メ申度奉存候処、金子差支罷有候ニ付、何卒先達而被　仰渡候御差加金八百両、早速御下ケ被下置候様奉願上候、以上

寛政七年卯十一月廿日　御蔵札差月番　緑町　藤兵衛
同　竪近習町　半六

御下金
御会所

乍恐書付を以奉■申上候

一、此度御婚礼御入用金四拾両御用立候様被仰付候処、金弐拾両御用立可申旨奉申上候処、御聞済無御座、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政七年卯十一月十九日　御蔵宿会所手代　嘉兵衛

山本与次左衛門様
御用人中様

覚

（印「写」）一、金拾両　御普請御入用　川辺小三郎様
（印「写」）一、金八両　御病気并御普請御入用　植村鉄蔵様
（印「写」）一、金四両　御修覆御入用　坂部仁蔵様
（印「写」）一、金六両　右同断御入用　朝比奈左伝次様
（印「写」）一、金五両　右同断御入用　伏木五郎蔵様
（印「写」）一、金拾両　御引越并御普請御入用　伊谷梅次郎様
（印「写」）一、金六両　御普請御入用　三宅惣左衛門様
（印「写」）一、金五両　御病気御入用　小幡次郎蔵様
（印「写」）一、金四両　御修覆御入用　平井七郎兵衛様
（印「写」）一、金拾弐両　御番入并御破損御入用　吉川藤次郎様
（印「写」）一、金拾弐両　御普請御入用　深沢十太夫様

第五回　二〇二一年一二月一八日（土）於：山梨県立博物館
翻刻案の全体検討（金子、小畑、海老沼、中野、村松）
第六回　二〇二一年二月　遠隔開催　※随時メールを用いて意見交換
紀要掲載原稿の確認、原本校正

（3）「会所日記四」一〇月二四日の「臨時拝借」の書上のなかに、田中新左衛門が病気を理由に一〇両を借りていることがみえる。

（身延町みすきふれあい館、山梨県立博物館、山梨県立富士山世界遺産センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館）

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

（一）旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。

（二）変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江（え）、而（て）、与（と）、者（は）、茂（も）、ゟ（より）、〆（しめ）など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。

（三）欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は［　］で示し、傍注でその旨を示した。

（四）抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこここで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「　」を付し、右肩に傍注で（抹消）と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■不明な場合は■で示した。

（五）貼紙・付札などは、その文言に「　」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。

（六）史料には、適宜読点（、）や並列点（・）を付した。

（七）改行については、原則として追い込みとした。

（八）尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を（平出）、（空白ママ）等と注記した。

両を上乗せした三五両の融資と、通常の貸出枠の増額を求めた。しかし結局、手代の嘉兵衛と札差の権八は、これまでの返済がなかったことを理由に、三五両はもちろん、先に認められていた二五両の融資も断るに至った。

「会所日記五」に示される事例の多くでは、武士たちからの度重なる借用の申し入れを札差が断っているが、ここに記されていないものの、断り切れずに貸与した事例も多かったらしい。この三月、札差仲間二三人は、下金会所に総額二五四七両二分という巨額の融資を申し入れている。このとき菊屋幸助は一人で九〇〇両の借用を申し込んでおり、それだけ武士への融資が積み重なっていたものであろう。なおこの借用金は、五月の扶持米給付までに利息を付けて返済するものとされており、拝借人が返済できない場合は、札差仲間が連帯責任を負うものとされた。武士たちからの返済金の回収は、ただ一人の札差だけでなく、仲間全員の浮沈を左右するものとして位置づけられていたのである。

おわりに

「会所日記五」には、寛政七年一一月から翌八年三月末頃までの記録が収められている。これまでも述べてきたように、会所日記は甲府の札差の目線から、当時の甲府のようすを探るうえで非常に興味深い史料である。右に紹介した他にも、一二月一六日に鳥居文五郎・大竹栄次郎から札差たちに宛てて出された「連紙」からは、当時行われていた無尽の様子がうかがえる。これのみでは詳しいことはわからないが、無尽の一例として注目されよう。また「会所日記五」では、会所や札差仲間の動向を踏まえ、武士たちも様々な理由をつけ、札差たちの提示する論理の虚をつくかのように、新しい口実を生み出す様子がみえる。そうした武士たちの要求にどこまでこたえ、どこからは応じないのか、札差たちによって線引きが行われ、これ以降の慣行となっていくのだろう。そうした武士と札差の「攻防戦」も、今後続けて会所日記を読み解いていくなかで、ポイントとして位置づけられるはずである。

註

（1）中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「《資料紹介》「寛政六年十一月　惣会所発端日記」（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）」『山梨県立博物館研究紀要』第一二集（二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記）、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫弘「《資料紹介》「寛政七年三月　会所日記」（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）」『山梨県立博物館研究紀要』第一三集（二〇一九年三月。以後「会所日記二」と略記）、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菖蒲・山本倫弘「《資料紹介》「寛政七年五月　会所日記」（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）」『山梨県立博物館研究紀要』第一四集（二〇二〇年三月。以後「会所日記三」と略記）、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菖蒲「《資料紹介》「寛政七年六月　会所日記」（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）」『山梨県立博物館研究紀要』第一五集（二〇二一年三月。以後「会所日記四」と略記）。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。

（2）これまでの資料紹介のなかでは、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二か月に一度程度、山梨県立博物館に集まって研究会を実施するのを基本形としつつ、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、二〇二一年度は第三回と第六回を遠隔開催とした。二〇二一年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回　二〇二一年五月一日（土）於：山梨県立博物館
輪読（堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、亀井、村松）

第二回　二〇二一年六月五日（土）於：山梨県立博物館
輪読（堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、亀井、村松）

第三回　二〇二一年八月　遠隔開催（八月七日（土）締切）
翻刻（堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松）、検討（小畑、海老沼、中野）

第四回　二〇二一年一〇月九日（土）於：山梨県立博物館
輪読（堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、亀井、村松）

さて、ここで類焼を理由に借用を認められた桜井喜三郎が、その借用の仕方をめぐって札差ともめていた。すなわち、四〇両の貸与が認められた桜井には、まず二〇両が渡されていた。桜井は類焼後の入用や、おそらく仮住まいとする家屋を購入する資金として、残りの二〇両もすぐに渡すよう求めた。しかし、札差側は屋敷の再建ができるまで二〇両は取っておくように求めたのだという。桜井に屋敷の購入の世話をした佐々木四郎兵衛も、残りをすべて渡すように求めたため、札差側は、そうであるなら一〇両ほどは春まで残して置くように、もし屋敷の新築にあたって資金がなくなるようなことがあっては困ると伝えたところ、佐々木は、我らが世話をしているのだから、そんなことはないと札差に語った。しかしここで札差側は一〇両を残し、今回は一〇両のみ渡すことにしてよいか、下金会所に伺いを立てている。これも、個別の事例への対処をしつつ、今後の先例となることを意識したものであろう。一二月二八日にはその判断が下ったものか、今回は一〇両のみ渡し、残る一〇両は春先になって屋敷の普請が始まってから渡すことと決められた。このケースは、日記や帳簿上の数値と、実際の金の動きが必ずしも一致していないことを示している。四〇両の貸出が決まっても、それが一度に渡されるわけではなく、複数回に分けて渡されること、またある程度目的に沿った使用が確認されるまで、全額の支給が行われなかった事例があることを確認できる。

同じく屋敷の類焼で臨時金八〇両を借りることとなった大嶋新助・佐太郎親子も、札差とトラブルになっていた。当初は一〇〇両の借用を申し込んだ大嶋親子であったが、八〇両に減額されたことをうけ、札差たちを呼び出して「勘弁」、すなわち差額の二〇両を貸すように求めた。しかし下金会所の決定であることを理由に札差たちはこれを一二月一五日ころに断っている。さらに一二月晦日になって大嶋親子は、八〇両で納得したことも伝えないまま、会所手代の佐七を呼び出し、八〇両のうち五〇両を貸すように求めた。八〇両で証文を交わす合意もなく、もはや大晦日になってしまったことを理由に札差会所はこれを断った。これが「会所日記五」に見える寛政七年の最後の記事である。

寛政八年最初の記事も、大嶋親子に関するものであった。大嶋親子は八〇両の貸与を求め、正月一二日にも佐七を呼び出した。佐七は、そうであれば冬に差し上げた書付を札差側に返したうえで、よくよく相談して決めたいと伝えた。書付の返還を渋る大嶋親子に対して、それでは融資はできないといったというのである。これも含めて三通の大嶋宛の書状の写には、「（正月）十七日下ル」という書き込みがある。結局、大嶋親子は書状の返還に応じたのであろう。二月二五日の記述からは、大嶋親子に結局八〇両が貸し出されたことがうかがえる。

（三）「手金」での融資要求

さて正月一五日、住んでいた長屋が焼失したのを理由に、当座の入用として三両一分二朱の借用を賀茂宮助之進から申し込まれた札差会所は、二両ならば用立てると返事をした。それに対して賀茂宮は、札差会所の手代佐七を屋敷に呼び出して、差額の一両一分二朱を札差の高原田屋の「手金」で用立てるように求めたのだという。このとき高原田屋の当主吉右衛門は江戸に出ており不在であった。そのため、代理の豊次郎が、会所で用立てるうえは、それに加えて「手金」で用立てることはできないと返答をしている。また家屋の類焼を理由に、家作などの入用として二五両の借用を札差会所に申し込んだ福井小三郎が、さらに札差の大黒屋権八に「手金」での融資を申し込んだ。これに対し正月二八日、権八は福井に対し、先の高原田屋と同じ理由で断っている。しかしなおも福井は、札差会所に対して、自分の思い通りに普請ができるように「相談」、すなわち追加の融資をするか、福井の注文通りに普請をするか選べ、と迫ったのである。会所手代の嘉兵衛はこれを断ったが、なおも福井は引き下がらず、一〇

屋敷の破損の修復のためとして借金を申し込んでいた三宅牛五郎に対し、会所手代の嘉兵衛は、元の蔵宿の幸助からの願書への対応を待ってからにしたいと述べている。この幸助の願書は、おそらく「会所日記四」に収められた寛政七年一〇月付の幸助と月番の幸兵衛・七郎兵衛が下金会所に宛てたものに関連するものと考えられる。ここで牛五郎は幸助のさらに前の札差、藤井屋忠兵衛への借金の返済を滞らせており、その分を幸助が立て替えていて、幸助はその立替分の返済を牛五郎に求めていたのであった。これはさきほどの今村の事例とは異なり、臨時入用が重複しているわけではないが、少なくとも債務の履行にある程度の見通しが立たなければ、新規の借用はできず、札差もそれを理由に融資を断ることができたことがわかる。なお三宅は、吉井太郎吉とともに、度々返済を滞らせていたが、この年の一二月二四日にひとまず借金を清算したらしい。

さらに一二月九日、竪町の弁助が月番の久右衛門・庄三郎とともに下金会所に提出した窺書によれば、弁助の札旦那であった田中新左衛門は、これ以前に病気を理由に一〇両を借りていた[3]。そこへ、今度は屋敷の葺き替えをするとして、一五両の借金を申し込み、さらにこの証文と先の一〇両の証文とを入れ替えて、差し引きした五両を手元に置きたいといってきたのだという。確かに、より高額な借金によって、先の借金を返済してしまえば、借金の総額は大きくなるものの、臨時金の借用の重複は避けられる。そのため、二重の借用を理由に借金を断られることはないと考えたのであろう。しかし弁助は、これを一〇両と五両との二重貸与になるとして断った。ところが田中は、そもそもこれは会所からの貸出金であり、札差仲間で金のやり取りをしているのであるから、断る筋はないと詰め寄ったうえで、なおも断る弁助に対し、下金会所に伺いを立てるよう求めている。この結末がどうなったかは今のところわからないが、弁助がいう通り、他の武士たちも同様に借金を申し込んでいるはずであり、これを認めてしまうと際限なく借金を重ねられ、ただでさえ回収の見込みが立たない債権が雪だるま式に増えていってしまうであろう。弁助としても、同様の事例を回避するための先例を作るべく、会所に伺いを立てたのかもしれない。

（二）臨時金の用途を監視する札差

一一月も下旬となると、火災が頻発したらしく、屋敷の類焼を理由に借金を申し込む武士が多く現れた。一二月一〇日、月番の久右衛門・庄三郎は下金会所に対し、大嶋新助・佐太郎親子、山田安之助、桜井喜三郎、庄駒之進らが類焼を理由に申し込んだ臨時金の借用について、それぞれの持高や現時点の借用金などを書き添えて伺いを立てている。通常であれば三年、五年の年賦で貸し出せるものであったが、今回は格別であるといい、さらにこの先同じような申し入れがあった際の先例にもなるため、仲間だけでは決められないというので、下金会所に伺いを立てたのだという。これをうけて下金会所の行事平左衛門と月番の久右衛門は、さらに八日町の会所に判断を仰いだ。その結果、町年寄の山本金左衛門・坂田荘次郎から、おそらく勤番支配の判断が仰がれ、町年寄に対して臨時金の借用について通達が出されたものとみられる。そこでは、会所から借り下げて用立てる臨時金について、それ以外の証文と差し引きすることを認めたのでは際限もなく、また貸し出す金子も不足して、会所の経営も成り立たなくなってしまう。そこで、類焼、あるいは家の者が病死するといったことを除き、「臨時二タ口貸し増」、先に見た田中新左衛門の例のような、臨時金の二重貸しは禁止するとしている。この通達に従い、田中新左衛門の借金は断られたのであろう。いっぽう、火災で類焼した大嶋親子ら五名の借金は認められ、一二月一三日には、それぞれ少しずつ金額が上乗せされて貸与が決定したらしい。同日には、度重なる臨時借用で逼迫したためか、札差会所の月番が下金会所に対して三七四両の拝借を求めている。

《資料紹介》

「寛政七年卯十一月十三日より　会所日記」（山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち）

中野　賢治・海老沼真治・小畑　茂雄・金子　誠司・亀井　大輔
小林　可奈・堀内　亨・宮澤富美恵・村松　菖蒲

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政七年一一月から翌八年三月末頃までの内容を含む冊子を紹介する。当該史料は、当館紀要において、二〇一七年度以降紹介を続けている会所日記の五冊目である[1]。以下、本稿で紹介する「寛政七年卯十一月十三日より　会所日記」は、これまでの慣例に従い、「会所日記五」と略記する。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した[2]。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視しつつ、これまでと同様に活動を継続している。

本稿では、「会所日記五」の内容を中心に、これまで紹介してきた史料から明らかになることや、特記すべき事項などについて紹介し、当該史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記五」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとし、典拠は省略する。

（一）臨時金の二重貸し

「会所日記五」は、一一月の後半にさしかかるところから記述が始まる。一〇月の定例の扶持米給付と借用金の契約更新が終わった直後ということもあり、通常とは別枠で借用が認められていた臨時金に関する事例が頻出している。この時期、札差会所の業務は繁多を極めたようで、一一月の月番の藤兵衛と半六は、下金会所に対し、毎日札差会所での業務に追われているため、町内の諸役については自身ではなく名代によって務めさせてくれるよう願い出ている。おそらく年末が近づき、武士たちも当座の金銭が必要になるためであろうか、屋敷の修復や普請、病気や婚礼など、臨時の入用を名目に何度も札差に借金を申し入れるものが多くみられる。それに対し札差たちは、臨時名目での二重の用立てになる、という理由で、少なくとも日記にあらわれる事例についてはその多くを断っている。たとえば、一一月二六日、縁談の入用として臨時金の借用を申し込んだ今村平蔵に対し、札差会所の手代佐七は、すでに病気と不幸の入用として一二両を五ヶ年賦で貸し付けているため、二重になってしまうとしてこれを断った。今村は、それならば先の借金一二両を返すので、それとは別に二五両を貸してくれるように求めたが、これも佐七は断っている。また同日、

（28）「善光寺記録　四」（前掲註（27）『甲斐善光寺文書』四二号文書、一〇二ページ）。
（29）前掲註（27）「善光寺記録　一」、三七ページ。
（30）「善光寺記録　二」（前掲註（27）『甲斐善光寺文書』四〇号文書、五〇ページ）。
（31）前掲註（30）「善光寺記録　二」、五五ページ。
（32）前掲註（28）「善光寺記録　四」、九九ページ。
（33）「善光寺記録」には、忠長による善光寺への保護も多数確認できる。
（34）徳川家宣の能楽愛好については、拙稿「徳川家宣の将軍就任と演能活動―宮城県図書館所蔵「御城御内証御能御囃組」の分析を通じて―」（『山梨県立博物館研究紀要』第一〇集、二〇一六年三月）で述べたが、そこでみた以外にも様々な局面で家宣は能を演じ、多くの人に見せていたのであろう。
（35）いっぽうで、神宮寺のように、綱重の位牌を現在まで伝えながら、その後の将軍家との関係がわからなくなってしまった寺院もある。幕府や将軍家との関係をそれぞれの寺院がどのように利用しようとしたのだろうか。必ずしもその関係を求め続けない寺院があったことも興味深い。
（36）「窪八幡神社由緒書」（『山梨市史』史料編近世三三七号、八三一ページ）。
（37）この鷹の絵は、現在確認できていないが、『甲斐国志』にも「鷹ノ画、寛文元丑年甲府殿奉納」とあり（山梨郡万力筋八幡宮の項）、一九世紀前半までは存在していたものと考えられる。
（38）「いも」は疱瘡を指し、水疱瘡のことかとも思われるが、疱瘡を指すのであろう。
（39）史料の他の記述から、延宝七年（己未）のことかと考えられる。
（40）『甲斐国社記・寺記』第一巻の窪八幡神社の項に「一、上之坊・大宮司、三年ニ一度宛隔番ニ江戸参府登城御祓奉納別席也」とあり、幕末にはこの由緒は忘れられていたらしい。
（41）「甲府宰相綱豊卿　御水痘平癒　祈祷　元禄十六年正月朔日ヨリ七日迄、右ハ当国御城代迄御祓差上候」（『甲斐国社記・寺記』第一巻、三〇一ページ、三宮玉諸神社の項）、「一、大納言様御疱瘡之節、御祈祷被仰付、白銀一枚頂戴仕候」、「一、大納言御厄歳御祈祷被仰付御祓献上仕候」（『甲斐国社記・寺記』第一巻、五一六ページ、黒戸奈神社穴切大神の項）。
（42）『甲斐国社記・寺記』第一巻、四九三ページ、穂坂神社の項。
（43）『甲斐国社記・寺記』第三巻、九一ページ、大公寺の項。なお便宜上、（A）から（D）までの記号を付した。
（44）「右ハ寛文四辰年徳嶋堰寺領分御通罷成候ニ付、当村分内芝間替地ニ被仰付、右場所三反五畝廿四歩開発致し候得共、慶応二丙寅年八月中、大水ニ而荒増相流れ、又候当暦五月中大水ニ而不残押流し、当時川原ニ罷成候」（『甲斐国社記・寺記』第三巻、四〇八ページ、福寿院の項）。
（45）前掲註（14）拙稿。以下本文中の「前稿」はこの論稿を指すものとする。
（46）「甲斐国二之宮神前由緒書」（山梨県立博物館寄託坂名井家文書、歴二〇〇五―〇五二―〇〇〇〇三）。
（47）『甲斐国社記・寺記』第一巻、三〇一ページ、三宮玉諸神社の項。なお国玉神社は明治初頭に玉諸神社と社号を改めたというが、詳しいことはわかっていない。
（48）この書状とほぼ同内容で同日付の書状の写しが、かつては愛宕山宝蔵院に伝わっていた（『甲斐国社記・寺記』第二巻、一〇一ページ、愛宕山宝蔵院の項）。その文中には「然者甲府殿愛宕建立被仰付候所之由」とあるため、このとき愛宕山宝蔵院も綱重によって再建されたであろうことがうかがえる。ともすれば先にみた寛文九年の修復料下賜と関わるものであろうか。
（49）かつて濁川と十郎川の合流部に存在した「大橋」「逢橋」と考えられる。「国玉の大橋」などの逸話でも知られている。
（50）『甲斐国社記・寺記』第一巻、二二一ページ、二之宮美和神社の項。なお便宜上、（A）から（C）までの記号を付した。
（51）もう一つの可能性として、甲斐国内の代官衆による祭礼費用の負担が、この時点までに途絶あるいは衰微しており、三社側が徳川綱重への領主の交代をとらえて費用負担を先例として認めさせた、というケースも考えられる。
（52）その嚆矢となるのが、今村直樹・小関悠一郎編『熊本藩からみた日本近世―比較藩研究の提起―』（吉川弘文館、二〇二一年九月）に収録された諸論稿である。

（山梨県立博物館）

註

（1）甲府徳川家の概要については、山梨県立博物館展覧会図録『甲府徳川家―六代将軍家宣を生んだ知られざる名門―』（二〇一七年一〇月）を参照。

（2）拙稿「甲府藩の藩領分布とその藩政―甲府徳川家支配期の甲府藩に関する基礎的分析―」（『山梨県立博物館研究紀要』第一二集、二〇一八年三月）。同様の問題関心は、前掲註（1）展覧会図録にも通底している。

（3）拙稿「《資料紹介》徳川綱重位牌および歴代将軍（家康・秀忠・家光・家綱）位牌（神宮寺蔵）」（『山梨県立博物館研究紀要』第一二集、二〇一八年三月）。

（4）以下、本稿で分析に用いる「甲府日記」は、『山梨県史』資料編八近世一領主（一九九八年六月）の抄録をもとに、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている画像を用いて校訂した。

（5）「甲府日記」寛文五年三月九日条。

（6）前掲註（2）拙稿でも述べた通り、筆者は慶安四年の「賄領」拝領ではなく、寛文元年の甲府城拝領を大名家としての甲府徳川家の成立の画期とみている。寛文五年に領内の寺社に対して朱印状発給が指示されたこの件も、その傍証となろう。

（7）「一、甲府八幡寺・宝生寺両人御朱印頂戴参上仕候由」（「甲府日記」寛文五年七月十九日条）。八幡寺は現在南アルプス市に同名の寺院があるが、八幡神社の神宮寺の可能性もあり、詳細はわからない。宝生寺はかつて韮崎市の穂見神社の別当寺であった苗敷山宝生寺のことであろう。

（8）「甲府日記」寛文五年八月二〇日条。

（9）南明寺は富士川町、深向院は南アルプス市、清光寺は北杜市、恵運院・興因寺は甲府市にそれぞれ現存している。

（10）佐藤八郎・佐藤森三校訂『大日本地誌大系　甲斐国志』第三巻（一九七一年九月）、三五六ページ。以降、本稿で『甲斐国志』に言及するときは本書によるものとし、書名のみを註記する。

（11）「甲府日記」寛文九年正月二九日条。

（12）「甲府日記」寛文一〇年正月八日条。

（13）後で検討する『甲斐国社記・寺記』にも、寺社による年頭拝賀についての記述が散見される。神部神社・石森岡神社（第一巻、一〇四ページ）や熊野権現（第一巻、二四四ページ）は、綱豊が将軍継嗣として西の丸に入った宝永七（一七一〇）年以降、代々の将軍に対して七年に一度年頭拝賀を行うようになったという。すでに甲府徳川家が解体され、甲斐国が柳沢家の支配に移って以降のことであり、本稿の関心の対象外であるが、このことはそれぞれの神社にとって、地域における格式を高める効果を持ったであろう。甲府徳川家は解体されたとはいえ、将軍を輩出しており、そのことが甲斐国の人々にどのような影響を及ぼしたかについては考察の必要がある。今後の課題としたい。

（14）一八世紀後半以降の武田信玄顕彰については、拙稿「信玄堤と御幸祭―近世・近代甲斐国における武田信玄顕彰―」（『山梨県立博物館研究紀要』第一四集、二〇二〇年三月）を参照。

（15）『甲斐国社記・寺記』第一巻、四四三ページ、古府中村八幡宮の項。

（16）『甲斐国社記・寺記』第一巻、五四八ページ、御牧神社・藤武神社の項。

（17）『甲斐国社記・寺記』第一巻、五八一ページ、武田八幡宮の項。

（18）『甲斐国志』神社部第一、山梨郡府内、八幡宮の項。

（19）「一、東照宮（中略）天正十四戌年、当国六度目御入国之節、古府中御陣所ニ被成御座候節、御崎明神祭礼中ニテ、八月十六日神前ニ而国中強力之族ヲ召シ、角力上覧被為遊候、右御由緒ヲ以、元和八年初テ尊霊ヲ相祭リ、寛文二寅年、甲府様御役人新見備中守殿ヲ以御修理被仰付、其後御宮大破ニ付、享保八年松平美濃守殿御領国之節（後略）」（『甲斐国社記・寺記』第一巻、四五二ページ）。

（20）甲斐国には東照宮が多く、その数を「日本一」とする見解もある（高藤晴俊『甲斐の東照宮信仰―あなたの町の東照宮』、岩田書院、二〇一二年一月）。ただしそれは、甲斐国が近世を通じて幕府との関係が強い地域であり、一八世紀以降その直轄支配下に置かれたことも密接に関わるものと考えられるため、甲府徳川家支配期と短絡的に結びつけることは難しいものと考える。

（21）『甲斐国社記・寺記』第二巻、三四六ページ、普済寺の項。

（22）「右四奉之御証文致所持罷在候処、二百年以前焼失仕リ、甲府中納言綱豊公御領之時ヨリ度々御改之節茂（行脱）右之訳ヲ書上置申候間、此段御届ケ奉申上候」（『甲斐国社記・寺記』第二巻、四一六ページ、竜華院の項）。

（23）「右御黒印之本書并ニ古記由緒等所持仕居候処、寛永十癸酉年三月九日堂宇火難之節焼失之仕候、此段先甲府様御領之時御改之節、右之訳書上置申候、享保六辛丑年徳川家御改之節茂右之由奉申上候」（『甲斐国社記・寺記』第二巻、四二一ページ、桃岳院の項）。

（24）「一、甲府御領之節、松平宰相綱重公、荒神堂外諸堂寛文七年御修覆被遊被下候」（『甲斐国社記・寺記』第二巻、九四ページ、海蔵院の項）。

（25）「猶又甲府宰相（徳川綱重）様、寛文十年為御修復料、甲金百両・材木百本被下置」（『甲斐国社記・寺記』第二巻、一〇〇ページ、愛宕山宝蔵院の項）。

（26）「一、寿陽院（浄）様（徳川綱重）御領国之節、白銀五十枚、後白銀三十枚拝領仕、古堂破壊ニ付茅葺ニ仕候」（『甲斐国社記・寺記』第二巻、二七八ページ、東光寺の項）。

（27）「善光寺記録　一」（『近世寺院史料叢書五　甲斐善光寺文書』（一九八六年一二月）三九号文書、三六ページ）。

にあてて、徳川綱豊が御幸祭の初穂を遣わすといい、その御礼をうけることもあろうと心得るように伝えている。徳川綱豊が左近衛権中将に叙任されるのは延宝四（一六七六）年の元服時であり、同八年には参議に昇進するので、（C）はその間に出されたものと思われ、「寛文年中」のものとは考えにくい。この「寛文年中」の記述は、慶応四年にこの記録をまとめた美和神社の認識を示すものであり、このような錯誤が生じる背景には、甲府徳川家の支配が寛文期のことであった、という認識の広まりがあったとみられる。

さて、「寛文之御証文」はこのうちいずれであろうか。普通に考えれば「三社四月神幸御賄之御証文」と呼ばれている（A）のみが該当するといえそうだが、（A）は平岡が祭礼費用の差配をすることを甲府徳川家・館林徳川家に通達するものであり、［史料12］で「寛文之御証文ニ茂御座候通、御蔵入を以御賄被仰付」とされているような、御幸祭の執行費用の負担者についての記述は存在しない。（B）によって祭礼の費用負担が徳川綱豊・綱吉の勘定衆・代官衆に依頼されたことが三社に示されて初めて御幸祭の一国祭礼的な性格が説明できるようになり、（C）によって綱重が初穂を収めるとすることでそれがより明確化され、その代わりに祓を献上するという祭儀の中心が形成されたものと考えられる。すなわちこの（A）・（B）・（C）の三通がそろって初めて、公費負担の根拠として成立するのである。したがって、御幸祭の費用を、甲斐国の支配者（甲府徳川家・柳沢家・甲府勤番支配）が負担する根拠となった「寛文之御証文」は、この（A）・（B）・（C）の三通の総称とみるべきであろう。

本稿の関心に立ち返れば、ここでの祭礼費用の調達方法の指定は、甲府徳川家の提案によるものではなく、旧例を踏まえた幕府勘定所からの指示を受けてのものであったことを指摘しておきたい。寛文元年に俄に甲府藩を支配することになった甲府徳川家には、それまでの旧例の蓄積がなかった。そのため、御幸祭での費用負担のような、地域での仕来りが十分には理解されていなかった[51]。御幸祭の時期が迫るなか、費用の調達を案じた三社の神主の訴えにより、まず幕府の勘定所が代官頭の平岡良辰に費用の調達を命じ、それをうけて甲府徳川家と当時甲斐国に所領のあった館林徳川家が費用を負担することになった。その後甲斐国にあった館林徳川家の所領が整理され、甲府徳川家への一本化が進むと、家督継承前ではあったが、徳川綱豊が祭礼費用を初穂として三社に渡すこととし、三社はその礼として祓を献上することになった。これにより、近世御幸祭の中心となる祭儀が成立したのであろう。

先に綱重による甲斐国内の寺社に対する旧例調査の事例をみたが、その背景には、この件に代表されるような、国内の旧例、仕来りの情報が不足していたために様々なトラブルが発生していたことがあったろう。甲斐国とこれまで関わりを持たなかった甲府徳川家が、地域を支配する大名として、まず最初に確認する必要に迫られたのが、寺社をめぐる旧例であった。

おわりに

様々な記録を通じて、甲府徳川家による寺社との関わりを整理した。これまでみてきた寺社との関わりのなかでは、綱豊よりも綱重の登場頻度が極めて高い。甲府徳川家の初代として、新たに支配することになった領国に対し、最初に行った政策の一つが寛文元年から翌二年にかけての寺社調査であったことは、甲府徳川家の権力のあり方を考えるうえで重要なポイントになるだろう。

近年、藩政（藩制）史に関する研究は新しい段階に入った。すなわち藩に関する研究を、他時代・他地域と比較して相対化し、その特徴を描き出すことを目指すというものである[52]。ただし、そうしたことが可能であるのは、熊本藩や尾張藩など、これまで多様な史料に基づいて様々な研究が蓄積されてきたごく一部の藩に限られる。今後、この比較藩研究をより豊かにするためには、先行事例との比較を念頭に置きつつ、新たな事例を加えていく必要があるだろう。甲府徳川家も、その一例として全国的な議論に加えることができるよう、引き続き基礎的な調査と分析を行っていきたい。

平岡勘三郎方江被申談、神事被相勤候様ニ彼地御代官衆江早々可被申越候、寺社奉行衆江茂相談候処、右之通可然由ニ付如此ニ候、以上

四月九日　　伊（伊丹勝長）蔵人　印
　　村（村越吉勝）次左衛門　印
　　曽（曽根吉次）源左衛門　印

桜井忠左衛門（政良）殿
平野与左衛門（勝貞）殿

（B）

一、平岡勘三郎殿ゟ三社神主共江被下候御書面写

三社御祭礼ニ付而飛脚給候、先規ゟ之次第、寺社奉行衆并御勘定所江も申達、即左馬頭様・右馬頭様御勘定衆江御証文取遣し、右御両人ゟ其元御両殿様御代官中江書状被遣候、疾々御申越候ハ能候半ニ、急々御申越候故漸昨九日ニ御証文相調候、拙者迄令祝着候、猶近日可令帰国候間、面上ニ可申談候、恐惶謹言

尚々御勘定所ゟ之御証文、手代ともかたへ遣し候間、各御代官中御披見之以後、貴殿方へうけ取御尤ニ可有之候

四月十日　　平岡勘三郎（良辰）　御名乗　書判

一宮神主殿
二宮神主殿
三宮神主殿

（C）

一、寛文年中甲府宰相（徳川綱重）様若君中将（徳川綱豊）殿ゟ四月御神幸之節、御初穂被献候ニ付、竹川監物（永政）殿ゟ書状写

一筆令啓上候、然ハ今度従中将殿当御祭礼之御初尾可被遣之由ニ御座候、左候へハ御礼御請申儀も可有御座候哉と存候間、左様御心得可被成候、為其如此御座候、恐惶謹言

三月廿八日　　竹川監物永政　書判

降屋宮内様
上野内記様

（A）はこのとき幕府の勘定奉行を務めていた伊丹・村越・曽根の三名から、甲府徳川家の桜井政良と館林徳川家の平野勝貞にあてられた四月九日付の書状である。これによれば、甲斐国の一宮・二宮・三宮の祭礼、すなわち春の御幸祭について、これまでは甲斐国の代官衆が国中三郡からの収入を用いて神事を務めてきたという。寛文元年に甲府藩・館林藩が成立したため、その体制が変わったが、この一五日に祭礼が行われるにもかかわらず、何の指示もなかった。そのため、神主たちが代官平岡良辰に訴え、そこから（B）にもある通り、勘定奉行や寺社奉行に話が伝わった。急な話であるので、平岡と相談し、神事が務められるように甲府徳川家・館林徳川家の代官衆と取り計らうようにといい、寺社奉行にも相談したところ、そのようにするのがよいであろうとのことであった、というのである。また（B）は、（A）の翌日、その平岡から一宮・二宮・三宮の神主に対して出された書状である。三社の祭礼につき神主から飛脚が届いた、先期よりの次第、すなわち祭礼の費用負担について、寺社奉行・勘定奉行に相談し、甲府徳川家の徳川綱重と館林徳川家の徳川綱吉の勘定衆にも証文を遣わして、両家から甲斐国の代官たちへ書状が出された。早めに相談されればよいと思っていたところ、急に相談され、ようやく昨日九日に証文が調ったのはともかくめでたいことである、近日中に甲斐国に戻るので、詳しくは直接話したい、とする。また尚々書のなかでは、勘定所への証文を手代たちに遣わしたので、代官が披見したあと受け取るのがよいとしている。（C）では、竹川永政が一宮浅間神社の神主降屋（古屋）宮内と二宮美和神社の神主上野内記

磯部刑部殿　御旅宿

（中略）

一、行逢橋

是ハ濁川ニ掛渡ス橋ニテ、往古ヨリ沼淵多く、既ニ天文年中頃、淵之名竜淵ト申候、川巾広、板橋長サ百八十間ニテ、国中家役夏・秋二季麦籾ヲ以掛替来リ申候由ニ而、延宝三卯年三月、甲府宰相(徳川綱重)様之仰ヲ以テ、雨宮十兵衛殿奉行ニテ掛替被仰付、則材木山梨郡万力村差出之御林ニ而被下置、掛替等仕候、其後元禄九子年五月、濁川掘割通水仕候故ニ沼淵茂埋、自然ト耕田ニ相成申候、其後享保年中松平甲斐守(柳沢吉里)殿御領分之節、又々掛替被仰付候ニ付、仮橋ニ致し置候処、其侭御国替ニ付、土橋ニ相成申候、掛替成就致シ候得ハ、当社ヨリ御幣渡御、其後ニ通行為致申候、則当社之旧例ニ御座候

これによれば、神社の本殿の造営について、朝廷による普請が途絶した後は、鎌倉・室町幕府や武田家によって数度の造替や修復が行われた。天正年間に焼失した後、慶長一四（一六〇九）年に徳川家康の命を受けた大久保長安によって再建され、同年一二月一六日に棟上げが行われた。その際葵の紋を授かったという。寛文一一年には徳川綱重の命令で雨宮正直・小長谷伊左衛門が奉行となり造替が行われた。同年一一月一六日に棟上げが行われ、これが慶応四年時点での社殿であった。さらに国玉神社が礼のために江戸の甲府藩邸を訪ねたところ、城代岡野成経の書状[48]を与えられた。これによれば、国玉神社は祓とたばこを持参したものの、岡野に会うことはできなかった。徳川綱重に対する謝意と江戸まで来たことを綱重に伝えるのだという。

また、濁川にかかる行逢橋[49]は、竜淵と呼ばれる淵にかけられた一八〇間の板橋で、かつては国中三郡の負担で架け替えが行われていた。延宝三（一六七五）年三月、徳川綱重の命により、雨宮正直が奉行となり、万力村の差出の御林から材木が調達されて架け替えられた。元禄九（一六九六）年五月には、濁川の掘割に通水したため淵が埋まり、耕地になった。その後柳沢吉里が架け替えを命じ、仮の橋を作ったところで国替えとなったため、土橋になったらしい。架け替えが行われた際には、国玉神社から御幣が渡御したのちに通行が可能になるのだという。

国玉神社の本殿は、徳川家康が再建したものであり、その再建は徳川綱重にとっても重要な意味を持ったのであろう。また行逢橋は、おそらく寛文年間には架け替えが行われなくなっていたものと考えられ、徳川綱重による再建とみてよいだろう。国玉神社の参道に位置することから、神社と深いかかわりのある橋であり、綱重による神社保護政策の一環として行逢橋の架け替えをとらえることができる。

現時点では一宮浅間神社に対する甲府徳川家の保護政策を確認できていないが、右にみた二宮美和神社・三宮国玉神社に対する修復料の下賜や社殿の再建などが、おそらく浅間神社にも行われていたのであろう。

（二）「寛文之御証文」の再発見

さて、〔史料12〕にみられる、御幸祭の執行のあり方を規定したとみられる「寛文之御証文」については、前稿ではほとんど明らかにできなかった。しかし『甲斐国社記・寺記』の二之宮美和神社の項に、そのものとみられる書状の写しを見つけることができた。

〔史料14[50]〕

（A）

一、厳有院(徳川家綱)様御代、寛文二年御勘定所ゟ甲府清陽院(徳川綱重)殿御勘定方江被遣候、三社四月神幸御賄之御証文写

甲州一・二・三宮之祭、先年ハ甲州御代官衆国中御蔵入之分江被申付神事被相勤候、来ル十五日御幸ニ候得共、何分ゟ茂沙汰無之ニ付迷惑之由、平岡勘三郎(良辰)方迄神主申越由ニ候、当年之儀ハ急之事ニ候間、

（中略）

正月二日

一、社頭之儀、前々　朝庭ゟ御普請被成下候謂を以、本殿者修復不仕旧例ニ而、新規立替ニ致来り候、巌有院(平出、徳川家綱)様御代、甲府様(徳川綱重)御領国之節、寛文八年申之秋立替仕、当御代(徳川家治)様安永年中普請相始、寛政十二年申之秋遷宮仕候

一、前殿之儀者修復仕候、文明年中　武田信昌公御立替被下、天文年中信玄公屋根御葺替被下、貞享四卯年甲府様(徳川綱豊)御葺替被下候而、此節大破ニ及候

一、鎌倉家　足利家ニ茂御信心被為有、御寄附等茂御座候、武田家ニ茂御代々御信厚御座候得共、戦国之事ニ御座候得者、不為再三社頭衰微ニ及候

一、清陽院(徳川綱重)様、甲府宰相様与申上候時節、寛文八申年八月金一万疋被下候、若殿(徳川綱豊)中将様ゟ金三千疋被下置候

一、年中神事七十五度御座候、然中重立候祭礼者、四月亥日一之宮・当社・三之宮、右三社一同龍王与申所江向、五里余神幸御座候、其節者寛文之御証文ニ茂御座候通、御蔵入を以御賄被　仰付、則於甲府　御桟敷御祓奉差上候得者、為　御初穂青銅一貫文宛御神納被為遊候

（後略）

史料の解釈については、前稿で行ったので割愛する。記述の順序と年代とが前後しているため、ここでは時系列順に整理しておく。まず寛文八年八月、甲府宰相と呼ばれていた清揚院こと徳川綱重が金一万疋、その子綱豊が三千匹を二宮美和神社に寄進した。それをうけてであろうか、同年の秋に社殿の建て替えが行われている。さらに貞享四年には綱豊が、前殿の屋根の葺き替えを行った。さらに「寛文之御証文」では、御幸祭の費用を「御蔵入」すなわち領主の財政から支出することが定められていた。そのため、甲府の桟敷での祓と初穂のやり取りが、この時期の御幸祭の中心であった。

前稿で考察した通り、甲府徳川家は美和神社を積極的に保護しており、さらに「寛文之御証文」で御幸祭についても保護を加えていると考えられることから、同じ御幸祭を担う一宮浅間神社や三宮国玉神社にも同様の保護が行っていたと筆者はみている。現に、『甲斐国社記・寺記』の三宮玉諸（国玉）神社の項には、以下のような記述がある。

〔史料13(行)〕

一、社頭造営之儀、往古ハ自朝廷御普請被成下候ト申伝ニテ、其後ハ国司・鎌倉家・北条家・足利家、当国主ニハ武田家御建替数度ニ及ヒ、亦ハ御修覆等モ度々被成下候、殊ニ武田晴信君天文年中御建替被下候処、天正年中焼失仕候後、慶長十四酉年徳川源(家康)君之被仰付ヲ以、大久保石見(長安)守殿奉行当社本殿・幣殿・拝殿并神門、末社等迄再建被下、同年十二月十六日棟上、大工棟梁加賀美兵右衛門豊久・同善右衛門成吉、小工数人、此時本殿・幣殿・拝殿等乃箱棟木并本殿扉之前葵金紋賜て附之、其外幕提灯等迄葵之紋被附置候、則御普請所ニ被仰付候、其後寛文十一丁亥年、甲府従三位綱重卿之仰ヲ以テ御城番役雨宮十兵衛(正直)殿・小長谷伊左衛門殿奉行ニテ御建替被下候、大工棟梁岩井新左衛門、小工衆数人、同年十一月十六日成就ス、則如先規本殿・幣殿・拝殿棟木鬼板并扉ノ前通葵之紋被附之、尤社殿向ハ幕・提灯等迄茂葵之紋賜リ候、只今之社殿ニ御座候、右之節江戸表甲府綱重卿江御礼ニ罷出候処、御城代岡野美作守(成経)殿返状

先刻ハ御入来殊ニ御祓并たはこ一折五抱(一把カ)被懸御意忝存候、其節御殿ニ罷在、不能面談、残念存候、然ハ従甲府(徳川綱重)殿、国玉三之宮建立被仰付、忝之由得其意存候、為御礼参府之旨可達御耳候、何茂斯面可申謝候、恐惶謹言

五月十一日　　成　書判

岡野美作守

右御朱印地之内ニ御座候得共、慶応二丙寅年八月中大水ニ而荒増流れ、又候当暦五月中大水ニ而不残押流シ、当時川原ニ罷成申候

まず（A）の大公寺が平岡・細井の両名にあてた書状では、「去辰」に提出した口書にあるように、竪山に堰を通せば寺が難儀し、寺の建物がみな取り壊されることになるのは、指を切って血が出ることほど明らかなことだとし、まして中庭に堰を通すようなことになれば、すぐに寺は滅んでしまうという。しかしただいまは「難儀之証拠不知」、すなわちまだどうなるかわからないとのことであるので、今回は寺地の移転先を求める訴訟はしない、堰を通したうえで、口書の通り寺中が難儀し、寺の建物に影響が出たならば、いつでも寺を望みの場所に移転させてほしいとする。さらに、その移転にあたって、自力では難しいので甲府藩によって行うこととし、その旨を書状として渡してほしい、と願っている。これをうけた（B）では、寛文五年の五月、大公寺側の要望をいれ、堰を通した結果替地を望むのであれば、障りのないところをわたし、移転の費用も詮議のうえ渡す、としている。（C）は寛文八年八月、寺の前の田地が堰によってなくなってしまったので、「にか屋」という芝間を替地として受け取ったとし、（D）ではそれが五反歩ほどの田地であり、慶応二年と同四年の洪水によって流され、川原となってしまったとしている。なお（A）の「去辰」が徳島堰の開削が始まった寛文四年を指すと考えられることや、（B）との対応関係から、（A）は寛文五年のものとみてよいだろう。

大公寺は現在韮崎市旭町上條南割にある同名の寺院と考えられる。それが徳島堰の予定地にかかったことで、寺地の移転について甲府徳川家側から通達がなされ、それに対して大公寺が口書を提出し、抗議したのであろう。しかし（A）で大公寺は、今は難儀の証拠がないため訴訟はせず、実際に堰が通って不都合が起きてから替地を求めるとしており、この時点では堰が大公寺の境内を通るのかどうか、確定していなかったこともうかがえる。（C）によれば大公寺は寺前の田地についてのみ替地を求めたらしく、実際には寺そのものには影響がなかったのであろう。寛文八年の段階で、すでにこの近辺まで工事が進んでいたこともこの史料からうかがえる。

同様の事態が近隣の福寿院にも伝えられていた[44]。福寿院は現存しないが、その跡地とされる土地が、大公寺と同じ上條南割にあり、徳島堰にも隣接している。おそらく同じような事態が、徳島堰の予定地に立地する他の寺社にも起こっていたのであろう。

このように甲府徳川家では、徳島堰の開削にあたって、その予定地となって影響が予想される寺院との交渉を行っていた。寺院が要求する替地を与えることができるのは、当然領主である甲府徳川家のみである。徳島堰の開削では、徳嶋兵左衛門のみがクローズアップされがちであるが、その背景には、大名として国内の開発を行う甲府徳川家の意向が働いていた。

三　御幸祭と甲府徳川家

筆者は以前、近世における御幸祭の変容を探るなかで、甲府徳川家が御幸祭を再編し、一国の公的祭礼として位置づけ直して、江戸時代を通じて維持される祭儀の枠組みをつくったことを指摘した[45]。しかし前稿の主眼が武田信玄に対する顕彰運動を明らかにすることであったため、甲府徳川家による御幸祭の再編については十分に論じきることができなかった。そこで改めて、甲府徳川家による祭礼復興の一例として、御幸祭を取り上げたい。

（一）徳川綱重による美和神社・国玉神社保護

天保五（一八三四）年の「甲斐国二之宮神前由緒書」は、前稿でも掲出した史料ではあるが、今回の行論の基礎ともなる史料であるので、再掲しておきたい。

〔史料12[46]〕

「甲斐国二之宮神前由緒書」

らく甲府城拝領の祝儀に際してお目見えを果たし、徳川綱豊の家督継承に際しても継目祝儀でお目見えを果たしていた。天和二（一六八二）年には吉田兼連（兼敬）から許状を受けている。貞享二（一六八五）年には徳川綱吉から朱印状を下賜され、翌貞享三年には、綱吉が前厄を迎えたことから、綱豊が国内の諸社に命じた祈祷を行い、祓を献上してお目見えを果たした。また本厄・後厄も同様に祈祷を行っている。また貞享二年には、綱豊が二五歳の厄年となったため、これも祈祷を行い、白銀を下賜され、祓を献上してお目見えを果たした。六世の禰津若狭盛信は、宝永二（一七〇五）年の正月、綱豊が将軍継嗣として江戸城西の丸に入る際に祝儀としてお目見えを果たした。同六年に将軍に就任した家宣に対し、翌七年正月に年頭拝賀を行ったという。

このように、甲斐国内の神社では、甲府徳川家の要請に応じて祈祷を行い、反対給付として米や銀を与えられるものがあった。こうした寺社との結びつきが、甲府徳川家と甲斐国との関係を深めていった。

（三）徳島堰の開削と寺院移転

さて甲府徳川家は、単に寺社の状況を調査し、その保護を行っただけではなく、藩政の中でその権益を制限することもあった。その一例が、徳島堰の開削に伴ういくつかの寺院の移転である。徳島堰は県内では非常に著名であるが、その実情はほとんどわかっていない。

『甲斐国社記・寺記』には、徳島堰開削にあたる寺院とのトラブルに関する史料が収められている。以下見ていきたい。

〔史料11[43]〕

（A）　指上申言上之事

一、去辰（寛文四年）口書上置候通、竪山を堰通し候得ハ寺中難儀、殿堂滅却ニ罷成候事、

指切テ如見血、況や中庭を堰御通於有之ハ、当分寺中殿堂滅亡候、併唯今難儀之証拠不知由、御意ニ候故、今度寺中替之御訴訟不申上候、堰通申候上、右之口書之通寺中難儀、殿堂之障リ罷成候ハ、何時も境地替、愚僧望之場処可被下候

一、重而寺中替被仰付候趣、大公寺貧地ニ御座候得ハ、自力ニ而諸堂引申事曽而難義候、御公儀之御力ニ而御取立被成可被下候、末代之儀ニ候間、御詮儀之上右之通リ御墨付可被下候、以上

四月十日（寛文五年）　大公寺　書判

平岡岡右衛門様

細井次兵衛様　江　参

（B）

表書之通、以来寺内江水押込及難儀ニ、替地望ニおゐてハ、障無之地ニ而可相渡候、引料之儀ハ至其時詮儀之上可被下之者也

寛文五巳

五月二日　　細井次兵衛　書判

平岡岡右衛門

右言上書指上、裏書如此ニ御座候

（C）　寺領替地請取申手形之事

一、寺前之田地、新堰代ニ潰申、為替地とにか屋と申芝間御渡し被下候、慥ニ請取申候、仍如件

寛文八年　　上条南割村

申八月八日　　大公寺

津田伝右衛門殿

矢崎又右衛門殿

（D）

一、新田五反歩

右ハ寛文四辰年徳嶋堰御通し被成候ニ付、当村分内芝間替地ニ被仰付、

（二）祈祷と反対給付

寛文四年、徳川綱重は疱瘡を患い、領内の寺社ではその平癒を祈る祈祷が行われた。『甲斐国社記・寺記』ではないが、窪八幡神社に伝わる由緒書には、次のような記述がみえる。

〔史料9[36]〕

（前略）

一、寛文元丑年、先甲府様(徳川綱重)御領分ニ罷成候節、任先例御祈祷被　仰付、銀子十枚頂戴仕候

一、同年、先甲府宰相様ゟ御家老諏訪若狭守(頼郷)殿御代参被成、鷹之絵神納被遊候、則源頼郷与御書付被成候、今以神前掛ケ置申候

一、同四辰年、右宰相水いも被遊候節、御祈祷被　仰付、則銀子十枚頂戴仕候

一、延宝六午年、御社檀修覆料として右宰相様より銀子三十枚被下置候、則御城代雨宮十兵衛(正直)殿ゟ御状御座候写

一筆令啓上候、然者八幡宮御修覆料内々御願之通、於江戸家老中迄申達候処ニ、宜御寄進可被成候得共、今般御勝手御不如意ニ付、乍少分銀三十枚被遣候由申来候、御請取可被成候、恐惶謹言

五月朔日　　雨宮十兵衛

正直判

八幡

上之坊

大宮司

（中略）

一、前々者八幡宮御祈祷之御礼御祓毎年正月六日　公方(平出)様江差上申候、同十日ニ　甲府様江右御礼(札)御祓差上申候処、三年已前未年、諸国年頭御礼為御赦、三年ニ一度宛参勤仕候様被　仰付、当社之儀上之坊・大宮司廻り番ニ相勤申候

窪八幡神社は、寛文元年、「先甲府様」こと徳川綱重の領地となった際、先例に任せて祈祷を命じられ、銀一〇枚を賜った。さらに家老諏訪頼郷が代参し、鷹の絵を奉納していった[37]。また寛文四年に綱重が「水いも[38]」を患った際にも窪八幡神社は祈祷を行い、銀一〇枚を受け取っている。延宝六年には修復料として銀三〇枚の寄進を受けている。また窪八幡神社は毎年正月六日に将軍、同一〇日に甲府徳川家に年頭のあいさつを行い、祈祷札と祓を献上していたが、「三年已前未年[39]」からは三年に一度にするように命じられたという[40]。

綱豊もまた元禄一六（一七〇三）年の正月に疱瘡を患い、三宮玉諸神社や黒戸奈神社などで平癒の祈祷が行われたらしい[41]。ほかに、厄除けの祈祷の記録も見られる。穂坂神社の項には、歴代の神主の記録として、次のような記述がある。

〔史料10[42]〕

五世　禰津伊予吉次

寛文二寅年清陽院(徳川綱重)様江御継目之御祝儀申上御目見仕候、文昭院(徳川家宣)様桜田御殿ニ御座被為遊候節、御継目之御祝儀申上御目見仕候、天和二戌年十月吉田兼連卿より許状頂戴仕、貞享二丑年六月十一日常憲院(徳川綱吉)様御朱印頂戴仕候、貞享三寅歳常憲院様四十二之御前厄ニ付、文昭院様国中諸社へ御祈祷被為仰付、御祓献上仕御目見仕候、御中厄・御後厄迄同断被為仰付、其節文昭院様廿五之御厄年ニ付、是亦御祈祷被為仰付、白銀頂戴仕候、御祓献上仕候処御目見被為仰付候

六世　禰津若狭盛信

宝永二酉年正月六日、文昭院様西之御丸へ御入被為遊候御祝儀申上御目見仕候、同七寅年正月六日文昭院様御継目之御祝儀申上御目見仕候、享保三戌年七月十一日

穂坂神社の五世、禰津伊予吉次は、寛文二年、徳川綱重の継目の祝儀、おそ

和郡山に転封される享保九（一七二四）年、善光寺を訪れた幕府の目付稲生正武に対して、善光寺が提出した由緒書に、次のような記述がある。

〔史料7〕[31]

一、寛文九年己酉、従　清揚院(徳川綱重)様為御修復料、白銀三百枚奉頂戴、軒廻り修覆仕候、其後享保六丑年、松平甲斐守(柳沢吉里)殿江奉願候所、甲州三郡勧化被仰付、其上修覆料等被下候

（中略）

一、清揚院(徳川綱重)様御　位牌前江、文昭院(徳川家宣)様御代ゟ御城代・御城番中御拝礼、勿論其後御代々御位牌前江御拝礼御座候、依之御代替御礼并時服拝領等被仰付候

まず〔史料6〕でみた白銀三〇〇枚の下賜が示され、享保六（一七二一）年以降、柳沢吉里の指示によって国中三郡の勧化により修復料を調達するようになったとしている。さらに善光寺に徳川綱重の位牌が置かれたことにより、徳川家宣が将軍であったころから、甲府城代や城番（定番）が拝礼を行うようになり、そのあとの代々の将軍の位牌が置かれたことで、将軍の代替わりに際して礼のために江戸に赴き、時服などを拝領するようになったのだという。このように、徳川綱重の位牌が置かれた後、家宣以降の歴代の将軍の位牌も善光寺に置かれるようになり、幕末まで供養が続けられた。これもまた、徳川家による支配を地域に印象付けるとともに、地域における善光寺の格式をより高める効果を持ったであろう。

宝暦四（一七五四）年の「善光寺記録」には、次のような記述がみられる。

〔史料8〕[32]

一、駿河大納言(徳川忠長)様御領国之節、惣修復被成下、因茲毎年御祥月別時念仏法要相勤、御回向申上候事

一、清揚院(徳川綱重)様御分国之節、銀子三百枚被為遊御寄附、則本堂軒付箱棟修復仕候事

一、文昭院(徳川家宣)様甲府之御城代戸田阿波守(忠尊)殿江被仰付、清揚院様之尊牌本堂江被為遊御納、永世長日之御回向可申上旨被仰付、御祥月ニ者別而修行仕、御当日読経法要相勤申上候事

（中略）

一、文昭院様各別之御由緒を以、清揚院様御遠忌御相当之節、御法事於増上寺納経拝礼相勤、其上御能拝見被仰付候事

徳川忠長の領国であった時期、善光寺では忠長の指示で「惣修復」という大規模な修復が行われたらしい。それにちなんで毎年忠長の祥命日には、念仏法要を行い、回向を行うのだという。[33]さらに寛文八年の綱重による修復料の下賜と、翌九年の本堂軒廻りの修復について触れられている。また徳川家宣の将軍就任以前、甲府城代であった戸田忠尊が、綱重の位牌を本堂へ納め、「永世長日之御回向」を命じた。これにより、綱重の祥命日のある月には特別な祈祷が行われ、当日には読経法要が行われたらしい。さらに徳川家宣は、善光寺に格別の由緒があるとして、綱重の遠忌法要が増上寺で行われる際には善光寺に納経を行わせ、そのうえで能を見せたのだという。[34]

なぜ甲府徳川家は、善光寺を位牌所にし、手厚い保護を加えたのだろうか。おそらくこれ以前から国内外で知られた大寺院であったことに加え、当時の住持成譽の力もあったであろうが、詳しいことはわからない。しかし善光寺にとって、徳川綱重の位牌を迎えたことが、将軍家との関係を作るきっかけになったことは間違いないだろう。[35]

また、少なくとも宝暦年間まで、甲府徳川家による堂舎修復の記録が善光寺に伝えられていたこともわかる。おそらく『甲斐国社記・寺記』にあらわれる寺社のなかには、こうした記録をかつて備えていた寺社もあったはずである。それらに基づいて提出された記録から、当時の状況を読み取ることの可能性も、善光寺の記録類は示してくれている。

寺記』を通覧しても、甲府徳川家が関係する東照宮の記述はこの二件のみである[20]。東照宮の権威を守るためにも、その濫用はしなかったとみるべきであろうか。

さて、神社のみではなく、寺院に対しても、綱重は調査を行ったようである。たとえば、普済寺（現南アルプス市築山）の項には、次のような宝永二（一七〇五）年の古文書の写しが収められている。

〔史料5[21]〕

右四奉行之節御証文致所持候処、五十一年以前寛永十二乙亥年正月三日炎焼仕候、二十一年以前貞享元甲子年御改之節、先甲府様御役人衆渡部武右衛門殿・竹川監物（永政）殿、両町御奉行江右之訳以書附申上候得者、先期通被仰付可被下候、以上

宝永二乙酉年八月日　　普済寺

普済寺はかつて桜井信忠ら四奉行の証文を持っていたが、寛永一二（一六三五）年に焼失してしまっていた。貞享元（一六八四）年の「御改」に際して、甲府徳川家の役人渡辺武右衛門・竹川永政と甲府の上下町奉行にその旨を伝え、四奉行の証文の通りの取扱いを認められたのだという。同じような事情が竜華院[22]や桃岳院[23]にも伝わっており、甲府徳川家が甲斐国の国中三郡を支配するにあたり、領内の寺社の旧記や由緒の調査をしたらしいことがうかがえる。

他にも『甲斐国社記・寺記』には、甲府徳川家によって修復をされたという寺院がみられる。海蔵院は寛文七年に荒神堂などの諸堂が修復されたといい[24]、愛宕山宝蔵院には寛文一〇年に修復料として甲金一〇〇両と材木一〇〇本が下賜されたという[25]。また東光寺にも白銀が合計八〇枚下賜され、堂舎の修復に用いられたと考えられる記述があり[26]、これらの寺院にも事前に巡見がなされていたのであろう。

なお寺院の修復の事例として、甲斐善光寺にかかわるものがある。ここでは『甲斐国社記・寺記』から離れ、「善光寺記録」にみられる甲府徳川家による善光寺の修造について触れておきたい。

〔史料6[27]〕

一、同（寛文）八年戊申冬、左馬頭綱重公御領之節、本堂修復、願書差上候、成譽上人代、同酉三月相叶、白銀三百枚拝領ス、軒廻り修復、同年御城代戸田半助（忠尊）殿取次ニ而、山主成譽上人殿様江御目見江相済、御城之格式、御年始独礼被仰付候事

一、同九年正月成譽上人江戸出府、甲府様（徳川綱重）江御目見廻

寛文八年の冬、善光寺の成譽は徳川綱重に対して本堂修復の願書を提出した。それが聞き届けられ、同年の三月には白銀三〇〇枚を拝領し、善光寺では軒廻りの修復が行われた。同年、甲府城代の戸田忠尊の仲介により、成譽が綱重にお目見えを果たし、年始の独礼を認められた。それにつき、翌九年の正月には成譽が江戸の甲府藩邸を訪れ、綱重に年頭拝賀を行っている。なおこのときの普請は寛文九年に完成し、供養の法事が行われた[28]。

これまでの事例と異なり、ここでは善光寺側から甲府徳川家に修復の願書が提出され、それを認める形で修復料の下賜が行われている。甲府徳川家による寺社の状況調査を踏まえた修復のほかに、寺社側からの申請による修復もあったことがわかる。また寛文九年の善光寺による年頭拝賀は、「甲府日記」では確認できない。ここからも、「甲府日記」にある年頭拝賀の記事は全体の一部であることがわかる。

こののち善光寺は、甲府徳川家と深い関わりを持ち続けることになる。すなわち延宝六（一六七八）年に綱重が亡くなると、善光寺で法要が営まれ、その位牌が善光寺に運ばれて供養された[29]。綱重の跡を継いだ綱豊が、善光寺を甲斐国における位牌所として定めたことになる。また元禄一〇（一六九七）年には、徳川綱重の二十回忌の法要が三日三晩にわたって行われるなど[30]、年忌法要の場としても善光寺は重視されていた。

甲府徳川家の位牌所として善光寺が定められたことについては、柳沢家が大

だけのことではなく、全国的な傾向とも一致している。

そこで、それを補うために本稿で用いるのが『甲斐国社記・寺記』である。『甲斐国社記・寺記』は、慶応四（一八六八）年、ほぼ全域が幕領であった甲斐国を、幕府に代わって支配することになった新政府が、甲斐国内の寺社に提出させた由緒書などをまとめたものである。すなわちここにみられるのは、幕末時点での寺社の由緒や認識である。この史料から一七世紀後半の甲府徳川家支配期の状況を探るのは、一見無謀にも思えるが、この中には甲府徳川家支配期に関する記述も多く、またここに収められている古文書の写しの多くは、おそらく原本が存在していたか、それに近い写しをもとにしたものとみえ、文言等に不審なところが少ない。特に甲府徳川家に関する記録については、一八世紀後半以降の武田信玄顕彰[14]のなかで、甲府徳川家の存在感が薄れていき、無理やりに由緒と関連付けられることが少なかったことと関連して、潤色はほとんどされていないように思われる。個別の記述を慎重に検討したうえであれば、十分活用できる史料であるといえる。

（一）徳川綱重による領内の寺社調査と修復

さて『甲斐国社記・寺記』には、徳川綱重が、寛文元（一六六一）年から翌二年にかけて、国内の寺社の由緒や旧記の調査を行ったとする記述がみられる。たとえば、以下のごとくである。

〔史料4[15]〕

一、寛文元丑年、清陽院（徳川綱重）様御領国之節、御城代渡辺豊後守殿、御城番戸田半助（忠尊）殿・雨宮十兵衛（正直）殿御越被成、当社由緒御尋ニ付、委細書付差上候処、翌寅年、新見備中守（正信）殿当地江御越被成候節、社頭及大破候場所御見分有之、追而為御修覆料被下置、御大工頭岩井新右衛門殿江仰付、御修覆出来仕候、其節当社中江東照宮様御勧請被為遊、毎年四月十七日御祭礼相勤申候

一、元禄十丑年、従文昭院（徳川綱豊（家宣））様御金被下置御修覆被仰付候、素ゟ御修覆所ニ有之候処、安永年中御修覆奉願上候処、五ヶ国勧化被仰付、夫ゟ御免勧化御例相成、寛政年中・文化年中・嘉永年中御修覆之儀奉願上候処、先例之通五ヶ国勧化御免被為仰出候

ここで綱重は、甲府城代の渡辺豊後守、城番の戸田忠尊・雨宮正直を府中八幡宮に派遣し、由緒を尋ねてその書付を提出させた。翌年の寛文二年には家老の新見正信が同社を訪れ、破損個所を調査し、後日修復料を与え、岩井新右衛門を大工頭として修復を行わせた。その際、八幡宮内に東照宮を勧請し、徳川家康の命日である四月一七日に祭礼を行うようになった。元禄一〇（一六九七）年には徳川綱豊から費用が出され、社殿の修復が命じられた。それ以降、安永・寛政・文化・嘉永の修復にあたっては、五ヶ国での勧化によって費用が賄われたのだという。

この他にも、たとえば中条村の御牧神社・藤武神社の項に収められた「新府旧記」には、「猶又寛文二壬寅年甲府宰相（徳川綱重）様御領国之節、新見備中守（正信）殿御参詣有之、旧記御糺之上厚キ御寄附有之、御修覆成就仕[16]」とあり、武田八幡宮の項では「其後甲府清陽院（徳川綱重）様御領国之節、寛文二寅年、新見備中守（正信）殿御巡見トシテ当社江御越、由緒御糺、江戸表江御帰之上御修覆料トシテ御金被下置[17]」などという記述がみられる。いずれも寛文二年に新見正信が参詣・巡見をしたとしており、新見が寺社調査の担当であったこともうかがえる。なお『甲斐国社記・寺記』の五〇年ほど前に成立した『甲斐国志』でも、府中八幡宮には「寛文二年寅ノ八月二日、放生会旧例書立甲府殿奉行衆連印ノ裏書[18]」という記述がみられ、旧例の調査のようすがうかがえる。

また、〔史料4〕では東照宮を新たに勧請している点も興味深い。御崎神社には元和八（一六二二）年に勧請された東照宮が、寛文二年に綱重の命によって修復されたと伝えられていた[19]。家康を神として祀る東照宮の勧進や修復は、その血筋にあたる甲府徳川家の権威を神社や地域社会により強く印象付けることになり、支配の強化につながると考えられたものであろう。ただし『甲斐国社記・

同断　甲府西郡小林村南明寺　扇子二箱　御守諫
甲州最勝寺　糊入御札
甲州加々美村法善寺　末広五本　糊入巻数
甲州窪八幡神主大宮司　糊入巻数
甲州八幡今沢右京
一束一本　甲州和田村法泉寺
扇子一箱　羽生村堤村延命寺
同断　同所常木村龍門坊
右一同ニ御礼、御領分之寺社年頭之御礼ト天野市郎左衛門披露之、畢而退席也

このとき綱重は、まず対面所において伊勢の御師山本太夫と駿河国の大石寺の拝賀を受け、次に大泉寺や法善寺、〔史料2〕にも登場する興因寺・南明寺など甲斐国の寺社および甲府藩領であった駿河国富士郡の先照寺、武蔵国羽生領の四ヶ寺と稲荷神社の神主二名の拝賀を受けている。ここで拝賀を行っている寺社も、この時点までに甲府徳川家と関係を結んでいたものとみえ、おそらく所領の安堵などを受けていたのであろう。また同年正月一二日には、尊体寺も拝賀に訪れた。この時尊体寺は単独で拝賀を行っており、その格式の高さをうかがわせる。

以後、「甲府日記」に現れる甲斐国の寺社の動向を追っておく。寛文一一年正月二九日、この年は寛文九年と同様、久遠寺などが拝賀を行っている。寛文一二年正月二一日には、恵林寺が拝賀を行った。延宝元年・同二年の正月の記録は「甲府日記」に残っていない。延宝三年正月七日、法善寺・最勝寺・慈照寺・大泉寺・南明寺・伝嗣院・一蓮寺・御岳山上之坊らが拝賀を行っている。なかでも興因寺は独礼であった。このときは、延宝二年のお目見えが「中絶」してしまったと書かれている。他に八幡山上之坊・宥蔵院・大蔵寺・今沢右京・土屋伊賀・甲州諏訪惣代中務・駿河先照寺・羽生領源長寺・同所富徳寺・岩松寺・

同断　甲州西郡上宮地村伝嗣院　一束一本
甲州一蓮寺　糊入巻数
甲州河西村諸社惣代八幡神主水上主馬
巻数　甲州武田八幡神主丹後　末広五本　巻数
甲州三宮明神神主磯部刑部
扇子一箱　羽生領須影村蓮華寺
同断　同所名村不動院　御礼　扇子一箱
当地稲荷神主左京　長太夫

医王寺・小松寺・正覚院・正光院・蓮花寺・稲荷神主左京・長太夫らが拝賀を行った。また一〇日後の同月一七日には、瑞泉寺が拝賀を行っている。このとき瑞泉寺は「今年ハ病気故遅参」したとしており、本来であれば右の寺社とともに拝賀を行うはずであったのであろう。

綱重に対する年頭拝賀のすべてが「甲府日記」に記録されたとは考えられないため、ここに現れる寺社のみが甲府徳川家に年頭拝賀を行っていたかどうかはわからない[13]。しかし、「甲府日記」に現れる甲府藩領の寺社は、寛文五年にお目見えを行った寺社および大泉寺・法善寺などの有力寺社が繰り返し現れる傾向にある。これには二つの可能性が想定できる。一つは寛文五年のお目見えが根拠となり、それを受けた寺社が甲府徳川家から特別に扱われた可能性、もう一つは甲府徳川家が最初から地域の有力寺社にのみお目見えを許し、それらを特別扱いしていた可能性である。筆者は、ここで名前の現れる寺社が、これ以前から将軍との関係を持ち、以降も歴代の将軍から安堵状を受けるような有力寺社ばかりであること、なおかつこれらの寺院に遣わされた綱重の朱印状が確認できないことなどから、後者の可能性の方が高いとみている。すなわち寛文五年およびその後数年の時点で、綱重は甲斐国をはじめとする領内の有力寺社の情報を把握していたのであろう。

では綱重はどのようにしてそのような有力寺社の情報を知ったのであろうか。章を改めて考察したい。

二、『甲斐国社記・寺記』にみる甲府徳川家と寺社

甲府徳川家の領内支配を探るための史料は極めて数が少ない。「甲府日記」にしても、あくまで江戸の甲府藩邸の記録であり、度々家臣が甲府と江戸を行き来しているようすはわかっても、甲斐国の状況はほとんど語られない。また甲斐国に残された地方文書も、寛文期までさかのぼるものは数が少なく、甲府徳川家に直接かかわるものはほとんどないといってよい。なおこれは単に甲斐国

国など甲府藩領の寺社の記述が現れるようになる。そのため甲府徳川家にとって、この寛文五年が、地域の寺社との関係を結ぶ第一歩となったとみてよいだろう。

（二）甲斐国の寺社による年頭拝賀

右に見たように、寛文五年以降の「甲府日記」には、甲府藩領の寺社についての記述が散見されるようになる。そのなかでも、甲斐国の寺社による甲府徳川家への年頭拝賀から、両者の関係性をみていきたい。なお「甲府日記」では、甲斐国の寺社による年頭拝賀は、寛文八年まで確認できない。寛文九年正月二九日に、次のような記述がある。

〔史料2〕(11)

一、寺社為年頭之御礼参上、巳中刻(平出)(徳川綱重)相公(熨斗目半上下)御対面下段御上段之方ニ御着、身延(平出)久遠寺巻数・御洗米、御閾之内一畳目置之、一束一巻閾之外一畳めニ置之、進物番(熨斗目半上下)役之、久遠寺御縁頬江出座有之御礼、次ニ申刻、本遠寺・谷中瑞輪寺・最教寺一束一本ヲ以一人宛御縁頬江罷出御礼、進物閾之外一畳目置之也、進物番役之天野市郎左衛門・松平一学(熨斗目半上下)着之、御縁頬ニ伺公、右退座之跡江

玉会 鷹大詰三両
玉会扇子
御礼扇子　諏訪社擬祝
玉会同下社大祝御礼扇子
下祝　諏訪大祝

右五人御縁頬板戸之内一度罷出、御祝(平出)進物等進物番持之、一同ニ置候、披露(平出)松平一学役候、諏訪(平出)上宮・下宮江如例銀三枚被遣候、若狭(諏訪頼郷)守方江松野孫左衛門切紙差添被遣候

巳の中刻（午前一一時ころ）、寺社が年頭の祝儀のためにやってきた。綱重が対面の間に着座すると、まず久遠寺が祈祷の巻数と洗米、それに一束一巻を献上し、縁頬で礼をした。次に申の刻、本遠寺と谷中の瑞輪寺、最教寺が一束一本を献上し、縁頬で礼をした。進物は閾（敷居）の外一畳目に置かれ、進物番は天野市郎左衛門と松平一学であった。さらにその後には、信濃国諏訪社の大祝・擬祝ら上宮・下宮あわせて五名が進物を献上し、縁頬で礼をした。御祝の進物は進物番が持ち、すべて一緒に並べられ、松平一学がこれを披露した。諏訪上宮・下宮には例のごとく銀三枚が遣わされた。このことと関係があるかはわからないが、高島藩諏訪家出身で、甲府徳川家の家老であった諏訪頼郷に松野孫左衛門から切紙が送られている。

このとき、久遠寺・本遠寺という甲斐国でも屈指の法華宗の大寺院の年頭拝賀が行われた。家光と秀忠がそれぞれ開山に関与した法華宗寺院の瑞輪寺・最教寺ともに拝賀に訪れており、ここでの拝賀の順序はおそらく宗派内部での序列によるのであろう。また諏訪社への銀三枚の下賜が「如例」、いつもの通りとされている。これ以前から諏訪社が綱重への拝賀を行っていた可能性もあるが、ここでは諏訪社による幕府や領主への進物献上の際の先例が参照されたものとみておきたい。

続く寛文一〇年正月八日には、甲斐国をはじめとする甲府藩領から多くの寺社が年頭拝賀に訪れている。

〔史料3〕(12)

巳中刻
一、(徳川綱重)相公御熨斗目御長袴(御紋熨斗鮑一折　伊勢山本太夫)御対面所御下段御着座
右退座之後、御上段御着座
一束一本　駿州大石寺
右一人ツヽ御縁頬杉戸之内一畳目江出座、独礼、進物者進物番長袴着役之、
天野市郎左衛門披露之、過而襖障子(家老中開之)、于時　相公(平出)下段江御立座
糊入紙二束
扇子一箱　甲州古府中大泉寺　扇子一箱　駿州富士郡先照寺
扇子一箱　甲州積翠寺村興因寺　同断　逸見筋東向村倍光寺

いて、享和三（一八〇三）年に幕臣中川忠英が筆写したものが内閣文庫に所蔵されている。甲府徳川家の家政を考えるうえで重要な史料であるが、全文の翻刻はなされておらず、『山梨県史』に抄録が掲載されているのみである(4)。

さて、寺社との関係を軸に「甲府日記」をみていくと、寛文四（一六六四）年までの記述には、徳川将軍家と深い関わりのあった増上寺以外、ほとんど現れない。特に甲斐国の寺社が「甲府日記」に現れてくるのは、寛文五年以降である。

寛文五年三月九日、徳川綱重は、「甲府御領分中、寺社ニ御朱印可被下旨、被仰出候事、附御越被得其意旨被仰遣之(5)」と、「甲府御領分中」の寺社に朱印状を出すと指示をし、あわせて江戸の綱重のもとに直接意向をうかがいに来るよう命じた。寛文元年に加増を受けた綱重によるこの指示は、新たな支配地域に対する継目安堵に相当するものであろう(6)。これに応じてまず七月一九日には甲斐国から八幡寺と宝生寺が朱印状を受けるために甲府徳川家の江戸藩邸を訪れている(7)。そのおよそひと月後の八月二〇日条には、これ以前に綱重にお目見えを果たしたであろう寺社が書き上げられている。

〔史料1(8)〕

甲州之寺社今度　御朱印頂戴参上ニ付　御目見之面々

小林村南明寺　府中八幡神主今沢右京
宮沢村深向院　万力村大宮権現神主同左近
大師村松雲院　千塚八幡神主窪田侍従
龍王村慈性寺(照)　甘利南宮神主矢崎左京
大八田村清光寺　西八幡村八幡神主水上主馬介
塚原村恵雲院(運)　志田村明神々主根津豊後
万力村永性院(昌カ)　穴山村明神々主生山讃岐
石水寺村興因寺　国玉村三宮神主磯部内蔵助
山梨権現神主中村宋女(采)　住吉神主加々美兵部

右出家衆　御前面所次ノ間ニ並居、社人同所御縁頬通ニ並居、御襖障子明之出御、一同ニ　御目見、天野市郎左衛門披露、即刻被為入、各退去

まず上段に並ぶ寺院について、南明寺、深向院、慈性寺(照)、清光寺、恵雲院(運)、興因寺は、所在する村名などから現存する同名の寺院とみてよい(9)。松雲院は『甲斐国志』に記述が確認できるが(10)、現存していない。また万力村に永性院という寺院は存在しない。おそらくこれは近隣の落合村に所在する永昌院のことであろう。神社については、所在地と神主の名前などから以下のように推定できる。府中八幡は現在甲府市宮前町に所在する八幡神社、万力村の大宮権現は山梨市万力の万力金桜神社、千塚八幡は甲府市千塚の同名の神社、甘利南宮は韮崎市上條東割の南宮大神社、西八幡村八幡は甲斐市西八幡の八幡神社であろう。志田村の明神は『甲斐国志』にみえる諏方明神、現在の船形神社であり、穴山村の明神はこれも『甲斐国志』にみえる諏方明神で、現在は巌宮諏訪神社と呼ばれている。国玉村三宮は甲府市国玉の玉諸神社、山梨権現は笛吹市春日居町の山梨岡神社、住吉神社は甲府市住吉の同名の神社であろう。

右の寺院、神社は、甲斐国内の国中三郡（巨摩・八代・山梨）から偏りなく現れている。先に出てきた宝生寺とあわせて、「甲府御領分中」の寺社として、甲斐国の国中三郡の全域におよぶ寺社が、江戸の甲府藩邸に赴き、綱重にお目見えを果たしていることがわかる。いっぽう、このとき甲斐国とあわせて甲府徳川家領であった信濃国など他の地域の寺社は、ここでは姿を現さない。いくつかの可能性が考えられるが、ここでは「甲府御領分中」が、甲府徳川家の所領のうち、甲斐国の所領を指すものであったと考えておきたい。

なお、これらの寺院に出されたはずの徳川綱重の朱印状は、現在のところ一点も確認できていない。後でみるそれぞれの寺社の由緒などにも関連する記述は現れない。ともすればこのときは、綱重とお目見えをしたのみで、朱印状が発給されなかった可能性もある。しかしこれ以降、「甲府日記」には、度々甲斐

甲府徳川家の寺社政策と祭礼復興

中野賢治

はじめに

甲府徳川家は、徳川家光の子綱重が甲斐国を中心とする地域を所領として与えられて成立し、その子の綱豊が将軍徳川綱吉の養子として江戸城に入るまで、二代約五〇年の間存在した大名家である。正保元（一六四四）年に誕生した綱重は、慶安四（一六五一）年に父家光から甲斐国や駿河国などに「賄領」一五万石を与えられた。その後寛文元（一六六一）年には兄家綱から甲府城と一〇万石を与えられ、幕臣を家臣団として与えられて、二五万石の大名となった。綱重が延宝六（一六七八）年に亡くなると、嫡男の綱豊が家督を継承し、延宝八年には叔父の綱吉から一〇万石の加増をうけ、都合三五万石の大名となる。この甲府徳川家は、御三家にも劣らない格式の家として処遇されたが、宝永元（一七〇四）年、綱豊が綱吉の養子として江戸城西の丸に入ると解体され、藩士たちも幕臣に組み込まれていった[1]。

筆者はかつて、甲府徳川家支配期の甲府藩の藩領分布の変遷について分析したうえで、甲府徳川家を藩政の主体としてとらえる視点を提起した[2]。甲府藩を支配した徳川綱重・綱豊の二代約五〇年に及ぶ甲府徳川家は、幕府の政策によって創設された全く新規の大名家であり、幕府の意向を強く反映した藩政を行いっぽうで、たとえば甲府城下町の市場政策などには、幕府のそれとは異なる、甲府藩独自の政策も看取できた。しかし甲府徳川家に関する研究は数少なく、したがってわかっていることも少ない。本稿で扱うような対寺社政策も、本来であればごくごく基本的な事項に属するが、これまで研究対象として扱われることはなかった。

かつて筆者は、長野県佐久市の神宮寺に伝わる徳川綱重及び家康から家綱までの歴代将軍の位牌を紹介し[3]、これらの位牌が甲府徳川家と地域との関係を強化し、その権威を誇示するために安置されたものと考えた。残念ながら現時点で類例は確認できていないが、右に述べたような成立過程をたどった甲府徳川家は、その支配する地域との関わりが極めて希薄であるという特徴をもつ。最大で三五万石にも及んだその領国の安定的支配のためには、宗教的秩序を利用した地域把握が当然必要であったろう。しかしながら、甲府徳川家を藩政の主体とみる視角さえ希薄である現時点では、そうした政策を総合的に論じることもできていない。本稿は、その基礎的作業として、甲府徳川家支配期における甲府藩の寺社や祭礼に対する政策をみることで、甲府徳川家による地域把握を明らかにしていきたい。

一　「甲府日記」にみる甲府徳川家と寺社

（一）寛文五年の朱印状発給

ここでは、甲府徳川家が甲斐国を支配していた同時代の史料を用いて、寺社との関係をみていく。「甲府日記」は、甲府徳川家の初代綱重の江戸藩邸での日記とみられ、慶安五（一六五二）年から延宝三（一六七五）年までのものにつ

運べとか大坂酒の上等を持来れなど意張り散らかし有頂天の底抜騒は又別価と知るべし」とあり、この日の払方摘要に十円八十銭を計上している雄治は、その「有頂天の底抜騒」のケースだったのであろう。

(65) 豊平館は、前掲「札幌案内」の「割烹店」の部の第一に挙げられ、「区内割烹店の巨擘」と記される大通西一丁目の西洋料理店。

(66) 北村雄治書簡　北村黽宛　北海道立文書館蔵北村家文書

(67) この年、雄治は結核と診断されており、度々の入院や療養を繰り返すこととなる。

(68) 「土地貸下願」（『北海道国有未開地処分法完結文書』北海道立文書館蔵）の詳細については、『北村百年史』（三〇五～六頁）に引用されている。

(69) 北村命名の背景については、前述の「雄治伝記」や『北海道開拓秘録　第一篇』などに記述があるが、『北村百年史』（三三九～三五五頁）に分村と命名の経緯についての資料（「岩見澤村分村ニ付請願」など）や考察が掲載されている。

(70) 『北村百年史』三三九頁

(71) 根津嘉一郎書簡　北海道立文書館蔵北村家文書

(72) 『北村百年史』四〇四頁

(73) 話題となっている根津の工夫を凝らした大磯の別荘は現存しないが、邸跡に植えられていた黒松が根津記念館（山梨市）に移植されている。

(74) 雄治から黽に託された後事の概要については『北村百年史』（四〇三頁）のほか、前述の「雄治伝記」にも記載がある（本稿では後記、『北村百年史』と若干の異同あり）。

(75) 「明治卅六年日誌」　北海道立文書館蔵北村家文書

(76) 「望月日謙・河西豊太郎）弔辞」　北海道立文書館蔵北村家文書

(77) 長遠寺（じょうおんじ）　南アルプス市鏡中條にある日蓮宗寺院。山号は恵光山。旧制甲府中学校時代の石橋湛山が、同寺の住職を務める望月のもとに預けられ養育されている。なお、北村家の宗派は曹洞宗。

(78) 雄治や黽の墓所は、鏡中條の曹洞宗寺院養春院に所在する。『北村百年史』（四〇七頁）の記述によれば、墓所が雄治の心血の注がれた北海道ではなく地元に置かれることとなった理由は、雄治の媒酌人も務めている根津嘉一郎が分骨をするべきでないとの主張をおこなったからだという。

(79) 北村黽（きたむら　びん）　明治九年（一八七六）二月二十七日生まれ　昭和三十五年（一九六〇）十月二十五日死去　北村家の三男で雄治の四人の弟のなかで最年長。

(80) 北村謹（きたむら　きん）　明治十五年（一八八二）十一月九日生まれ　昭和十年（一九三五）二月二日死去　北村家の六男で末弟。

(81) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇六頁

(82) 『北村百年史』三九九～四〇〇頁　ただし、文中の「この年」がどの部分を指すかが不明瞭だが、直前に明治三十五年（一九〇二）の記述があることに加え、根津が雄治の病勢を懸念して媒酌したことから、雄治とともに子の結婚は明治三十五年のことという理解で筆を進める。なお、雄治没後のとも子の動向については、『北村百年史』四〇九頁に記されている。

(83) 北村雄治差出河西豊太郎宛書簡（年不詳十一月十五日付け）個人蔵

(84) 前掲「雄治伝記」　ただし、『北村百年史』（四〇三頁）の黽による「知己録」からの引用には、「夏井氏渡道計画の教育事業」という一項が増えている。

(85) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇一～二頁

(86) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇二～三頁

(87) ホームスパン（home〈家〉・spun〈紡ぐ〉）は、スコットランド由来の羊毛の手染め・手紡ぎ・手織り加工する家内織物のこと。

(88) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇三～四頁

(89) 北村黽着用のホームスパン製モーニング　岩見沢郷土科学館蔵

(90) 「羊肉料理法」　大正十三年　岩見沢郷土科学館蔵　収録されているレシピとしては、「羊肉の網焼」や「羊肉のすき焼き」など十四種類の料理法を収録している。

(91) 岩見沢市北村郷土資料コーナー「北村の記憶」

(92) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇〇～一頁

(93) 石川啄木（いしかわ　たくぼく）　明治十九年（一八八六）生まれ　明治四十五年（一九一二）死去　岩手県出身の歌人。

(94) 『北村百年史』四二五～八頁

(95) 「鹿子百合の碑」の現況については、後述の北村遊水地事業での影響で変更されている可能性もあるが、筆者は未訪問であり未確認である。

(96) 前掲『北海道開拓秘録　第一篇』四〇五～六頁

(97) 黽の帰郷の翌年、昭和二十九年（一九五四）三月十日に、鏡中條・三恵・藤田の三か村合併で若草村が成立している。昭和三十四年十月一日町制施行。

(98) 黽の墓所は、雄治と同じ南アルプス市鏡中條の養春院に建っている。

(99) 国土交通省北海道開発局の石狩川下流直轄河川改修事業として、平成二十四年度から令和八年度にかけて事業予定。

（山梨県立博物館）

(45) 望月日謙（もちづき　にっけん）　慶応元年（一八六五）生まれ　昭和十八年（一九四三）死去　身延町出身の日蓮宗の僧侶で、身延山八十三世久遠寺法主、日蓮宗管長を務めた。鏡中條村の長遠寺の住職も務めていた縁もあり、北海道の雄治のもとを訪問するなど、厚い親交があった。河西豊太郎とともに、雄治の弔辞を読んでいる。

(46) 北村をはじめ、人名が由来となっている北海道の地名の例は次のとおりである。
・北村　（空知）　北村雄治（山梨県・開拓者）　※岩見沢市（合併して現存せず）
・永山村（上川）　永山武四郎（鹿児島県・第七師団長）　※旭川市（合併して現存せず）
・今金町（檜山）　今村藤次郎・金森石郎（愛媛県・山形県・開拓者）
・伊達市（胆振）　伊達邦成（宮城県・伊達家分家）
・京極町（後志）　京極高徳（香川県・華族）
・仁木町（後志）　仁木竹吉（徳島県・開拓者）
・月形町（空知）　月形潔（福岡県・樺戸集治監典獄）
・池田町（十勝）　池田慶徳（鳥取県・大名）
・沼田町（空知）　沼田喜三郎（富山県・米穀商）

(47) 「水戸斉昭卿壁書并松陰二十一回猛士先生跋」　個人蔵

(48) 吉田松陰（よしだ　しょういん）　文政十三年（一八三〇）生まれ　安政六年（一八五九）死去　長州藩（山口県）出身の思想家。「二十一回」は、「吉」は分解すると「士（十一）」と「口」、「田」は「口」と「十」になり、「十一と十で二十一」、「口と口で回」となることから。

(49) 徳川斉昭（とくがわ　なりあき）　寛政十二年（一八〇〇）生まれ　万延元年（一八六〇）死去　第九代水戸藩藩主。

(50) 「戊午幽室文稿」（山口県教育会『吉田松陰全集　第四巻』　昭和九年　三五頁）収録

(51) 佐竹作太郎（さたけ　さくたろう）　弘化二年（一八四五）生まれ　大正四年（一九一五）死去　山城国（京都府）出身の実業家・政治家。藤村紫朗県令の関係者として山梨に来県して第十国立銀行の支配人（のち第二代頭取）に就任するなど、山梨の政財界において活躍。

(52) 根津嘉一郎（ねづ　かいちろう）　万延元年（一八六〇）生まれ　昭和十五年（一九四〇）死去　正徳寺村（山梨市）出身の実業家。

(53) 岩淵は富士川水運の終点。接続する官設鉄道東海道線の駅も岩淵駅（現在の富士川駅）。

(54) 富士川舟運の川下りの旅の所要時間は半日とも約六時間ともいわれる。

(55) 当時の東海道線の時刻表（「廿七年改正　時刻表」　明治二十七年　国立国会図書館蔵）によれば、岩淵・横浜間は五時間一五分を要している。

(56) 長門丸（ながとまる）は日本郵船の神戸・函館航路に就航していた英国製汽船（寄港地は横浜と荻浜）。明治十七年（一八八四）就役、排水量一八五四トン。山田廸生「電気照明を導入した日本で最初の船」（『ラメール』二一〇号〈二〇一一年九・十月号〉）によれば、同船は日本初の電気照明を使用した商船だったという。後年、日露戦争時の旅順港閉塞作戦に投入も戦没を免れた。渋沢栄一率いる共同運輸（のちライバルの三菱と合併し日本郵船となる）が発注した最新鋭の商船であり、北村らも航海当初は船酔いも軽微だったことからも、快適な船旅だったのではないか。北村が「愉快」と記していることからも、当時としては居住性のよい、大型で近代的な船舶だったのだろう。

(57) 荻浜（おぎのはま）は宮城県石巻市の港。明治十～二十年代に日本郵船の内航船寄港地として、また宮城県最大の港として繁栄していた。

(58) 「函館案内」（明治三十四年　国立国会図書館蔵）によれば、商号が「キト」の旅館は函館港東濱町桟橋前の宗澤旅館「KITO HOTEL」ないし同桟橋前の「KITOBOSHI HOTEL」。

(59) 山形屋は当時の札幌を代表する旅館。「札幌案内」（明治二十五年　国立国会図書館蔵）には、「旅店中著名なるを山形屋（北二條西四丁目大竹敬助）（略）等とす家構料理待遇等何れも優劣なく鄭重親切を旨とせり」とある。

(60) 北海道庁地理課長の原田東馬のこと。『恵山町史』（函館市地域史料アーカイブ　令和四年二月二日閲覧）によれば、原田が家族名義で道内の多くの土地原野の払い下げを受けていたことについて批判があったとしており、返地はその影響だろうか。『北村百年史』（二六五～六頁）には、原田の地理課長在任期間は数カ月だったと思われること、本籍が東京市本所区であったことのほか、石狩川左岸地域の調査の状況などを記している。

(61) 白仁武（しらに　たけし）　文久三年（一八六三）生まれ、昭和十六年（一九四一）死去　柳川藩（福岡県）出身の内務官僚。明治二十四年（一八九一）八月に北海道庁参事官・内務部郡治課長、同二十六年（一八九三）十一月に道庁内務部地理課長に就任（同二十八年十一月に文部省へ転任）しており、北村の北海道移住時点の土地払い下げ当局の責任者である。

(62) 札幌南一条西で奥田亮正が開業していた信伊奈写真館のこと。奥田は信濃国下伊那郡出身。

(63) 東京庵は、前掲「札幌案内」の「割烹店」の部に後述の豊平館に次いで挙げられ、「会席料理店の牛耳を執る待遇叮嚀料理亦頗る美なり内抱芸妓七名ありて媚を献し諛を呈し粋士遊郎の至るを待つ」と紹介されている。

(64) 北海楼は、前掲「札幌案内」の「遊廓」の部に、「尤も昌盛なる妓楼」である七つのうちの第二に挙げられている。これら一等貸座敷の相場についての説明には、「菓子などにて一夜の春夢二円以上水泡と立消べし芸妓呼べの号令下り大尽気取て口に適ふ肴を

開拓事業殆んど完了セしを以て、三十三年六月十三日付にて岩見澤より分村、北村と称す。
同年九月　望月日謙氏、函館より特に来場。一泊せられ、互に涙を以て大に語らる。
同年十二月　事業を大に指導せられたる品川子爵逝去せらる。
明治三十六年七月病重体に陥り恢復の見込なく相州腰越の別墅に弟亀を呼寄せ後事を指示（※別記）
明治三十六年八月七日腰越の別墅にて逝去。（略）

(20)「山梨県人物評」明治二十年　山梨県立博物館蔵
(21)「山梨人士伝評」明治二十六年　山梨県立博物館蔵
(22)「自強館掲示」北海道立文書館蔵北村家文書
(23)若林功『北海道開拓秘録　第一篇』昭和二十四年　三九七～四〇七頁
(24)『若草町誌』平成二年　四四九頁
(25)『若草町誌』平成二年　四四九頁
(26)「日誌」北海道立文書館蔵北村家文書
(27)雄治の北海道移住の経緯については、『北村百年史』（平成十六年　二七九～二八〇頁など）に詳述されている。
(28)前掲『北海道開拓秘録　第一篇』三九七～四〇七頁
(29)芳野世経（よしの　つぐつね）嘉永二年（一八五〇）生まれ　昭和二年（一九二七）死去　江戸出身の政治家・漢学者。
(30)富田鐵之助（とみた　てつのすけ）天保六年（一八三五）生まれ　大正五年（一九一六）死去　仙台藩（宮城県）出身の政治家。
(31)北垣国道（きたがき　くにみち）天保七年（一八三六）生まれ　大正五年（一九一六）死去　但馬国（兵庫県）出身の政治家、雄治渡道時の北海道庁長官（第四代）を務めていた。
(32)生振（おやふる）は現在の北海道石狩市にあたり、石狩川の下流の大蛇行部分の内側にあたっていた地域。地形上、湿地帯が広がる洪水常襲地帯であったが、捷水路の建設によって農業生産性が大きく改善した。
(33)岩見沢は明治三十九年（一九〇六）に町制施行のため、この時点は岩見沢村。市制は昭和十八年（一九四三）施行。
(34)品川弥二郎（しながわ　やじろう）天保十四年（一八四三）生まれ　明治三十三年（一九〇〇）死去　長州藩（山口県）出身の政治家。
(35)金原明善（きんばら　めいぜん）天保三年（一八三二）生まれ　大正十二年（一九二三）死去　遠江国（静岡県）出身の実業家。
(36)北海道北村への移住者の出身地については『北村百年史』（五六七頁）に次のように記されている。

・【開村前～明治三十三年北村開村】第一位　山梨県　三九名　第二位　富山県　三一名　第三位　香川県　一三名　第四位　福井県　九名　第五位　新潟県　八名　第六位　石川県　三名　青森県・鳥取県　各二名　山形県・宮城県・福島県・兵庫県　各一名　不明三名
・【昭和十年時点】第一位　富山県　二七名　第二位　新潟県　二六名　第三位　北海道　二〇名　第四位　山梨県　一三名　第五位　石川県　八名　第五位　青森県　八名　第五位　徳島県　八名　第八位　秋田県　五名　第九位　宮城県　四名　第一〇位　岐阜県　三名　香川県・山形県　各二名　愛知県・福島県・三重県・福井県・広島県・静岡県・京都府　各一名　合計一三三名

なお、明治三十四年（一九〇一）の契約書（北海道立文書館蔵）の要項には、「募集地ハ、越中越前加賀能登ノ四ヶ国内トス。」としており、北海道移住に積極的な地域へ、募集する地域を絞っていることがうかがえる。

(37)「殖民広報」第九七号（大正六年）によれば、北海道への来住者の戸数及び人口は、明治二十四年（一八九一）ごろから急増し、明治三十年及び同四十年ごろに年間六万人と八万人というピークを迎える。「殖民広報」七六号（大正三年）によれば、明治三十六年から大正元年にかけての十年間の移住者数は、第一位富山県（六万三千人）、第二位宮城県（五万五千人）、以下新潟、青森、秋田、石川、岩手、福島、福井と続き、山梨県は六七七〇人（来住者から転出者を引いた正味の来住者超過人数は六二五九人）の二十位であり、人口比でみても十五位に過ぎない。当該時期の明治四十年の大水害被災者の団体移住（国・県からの公的補助あり）の三一三〇名を、来住者超過人数から引くと三一五九人となり、三二位相当（人口比一七位相当）まで下落し、山梨県の北海道移住の消極性が浮き彫りとなる。
(38)「日誌」明治二十六年　北海道立文書館蔵北村家文書
(39)「山梨日日新聞」明治二十六年十月九日付（第五六三一号）附録　北海道立文書館蔵
(40)野口英夫（のぐち　えいふ）安政三年（一八五六）生まれ　大正十一年（一九二二）死去　徳島県出身の政治家・実業家。内藤伝右衛門から「峡中新聞」（「山梨日日新聞」の前身）の経営を継承かつ主筆として活躍した。
(41)「明治二十七年　当用日記」北海道立文書館蔵北村家文書
(42)正ノ木稲荷大明神・稲積神社（甲府市太田町）か。
(43)河西豊太郎（かさい　とよたろう）明治七年（一八七四）生まれ　昭和三十四年（一九五九）死去　十日市場村（南アルプス市）出身の実業家・政治家。成器舎で小林一三らと学ぶ。根津らとともに、憲政党系の代議士として活躍。
(44)村松志孝ほか『河西豊太郎』昭和三十五年　一一～一六頁、一五六～一五七頁

くして防禦に努め辛うじて決潰を免れたり。本堤の安全なるを得たるは対岸田之岡村の堤防決潰を生ずるに至りしもまたあずかりて力ありしもののごとし。

(13) 移住は明治四十一年・四十二年・四十四年の三次にわたり実施された。移住者名簿については「北海道移住者調」および「北海道移住民資料」（いずれも若尾資料、山梨県立博物館蔵）に掲載。移住の状況や、「人口排泄」といった移住をめぐる言説については以下を参照。
小畑茂雄「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」（山梨県立博物館『研究紀要』第二集 二〇〇八）および前掲（1）報告書

(14) 北村都八（きたむら とはち） 雄治の妹けいの婿。北村農場の現地代表者として創業と経営に尽力する。明治四十二年（一九〇九）死去。

(15) 「山梨日日新聞」明治四十年九月二十四日付

(16) 田端宏、桑原真人、船津功、関口明『北海道の歴史』二〇〇〇 二二四～二二七頁
団体移住の第一陣が送り出された明治四十一年（一九〇八）には、その時点で全国から北海道への移住者数の最高値（八万五〇〇〇人）を記録したことも示されている。

(17) 「北海道殖民地選定報文附属図 石狩」（明治二十四年 山梨県立博物館蔵）でも、その後の北村の村域にあたる函館本線と石狩川に挟まれた地域に、大きく湿地が広がっていることがみてとれる。

(18) 北村雄治（きたむらゆうじ） 明治四年（一八七一）十月八日生まれ 明治三十六年（一九〇三）八月七日死去

(19) 「雄治伝記」北海道立文書館蔵北村家文書
北村雄治事十七歳にして家業を継承、三十三才にして逝去。其間十五年、学校教育すら満足に終えざる青壮年としての施行せし事績、実に感慨無量のものあり。
姻戚河野氏の慫慂に依り 雄治五十六回の命日昭和三十四年八月七日 亀誌
私より見たる家兄雄治十七才にして家業を継承、実業に精励。東京蓬原堂塾生夏井庄六氏を家庭教師として招聘、自強館の私塾を経営。家業の醸造業、二回の火災に遭遇。東京府知事富田氏と計り、北海道の開拓事業を決意。廿六年北垣長官と同行渡道。貸付地百五十万坪の貸下を予約。廿七年一月、渡道事業開拓の準備を整へ、四月移住民を入植。学校、寺院等建設。
三十一年 品川子爵により北村の姓をとつて北村と命名。信用組合経営を強調せらる。
三十三年 札幌製糖会社起業地を買収。造田計画実施。
三十三年六月 岩見沢より分村、北村と称す。
三十二、三年の頃 京地に滞在中、冨（ママ）田氏を通して京地の諸名士と共に諸会社発起人として活躍。
去る廿六年 事業準備の為め、一月厳寒の候渡道の際罹病の肺患、三十五年頃より更し、片瀬に別墅（べっしょ）を建設、静養を計りしも、七月弟亀を呼寄セ、後事を詳細に渉り指示。
三十六年八月 斃る。
雄治
明治四年 山梨県鏡中条茂兵衛五郎作の長男として生る。
明治十六年（十三才） 甲府市徽典館に学び、十八年 東京市芳野世経先生経営の蓬原堂塾に寄宿、中学に学ぶ。
明治二十年（十七才） 父死去家業の醸造業を継承。叔父恭八、後見役として衝に当り、千余円の損失を蒙る。
明治二十一年 東京蓬原堂塾生夏井庄六氏を家庭教師として招聘。村有志の懇請により、私費を以て学術研究会自強館を開設。
明治二十五年 醸造期間中殆んど半歳、関西の業者宅に宿泊研究。翌年 酒造改良拡張準備としての諸施設三月焼失。損害約二千円を算す。
同年五月 自強館新築校舎落成移転。八月 東京芳野世経先生を迎えて落成式挙行。
明治廿五年五月 酒造の屋根焼失（一回目の火事）。冨田鉄之助氏（東京府知事）と計り北海道開拓事業を痛感、直ちに乗馬一頭（代百円）を購入、松尾氏を聘し稽古す。
明治廿六年（二十三歳） 五月 冨田氏照会（ママ）にて北海道北垣長官と同行渡道、同年中三回に渉り石狩国岩見澤に百五十万坪貸付の予約を得。
明治廿七年一月 厳寒の侯渡道、三月帰京、肺症に侵さる。四月七日 移住民を引卒（ママ）、開拓事業に着手。同年七月七日 山梨県の名士木内信春氏特に渡道。来場三日間滞留。詳細に視察調査せられ、事業の偉大なると土質の良好なるに驚愕。非常に羨望の体たりしと。
同廿九年 寺院建設。十月 遷仏式挙行。同年十月 郷里鏡中条を引払ひ、東京麻布区新桜田町に移転す。
同三十一年（二十八才） 金原明善氏によりて品川弥二郎子爵此の事業を大に賛せられ、村名を北村と命名。農地の開発に農村の経営に北村信用組合施設を強調、大に指導せらる。
同三十二年 去る廿六年月寒村上要作氏を尋ね大に優待。本道農業経営に牧牛の要を説かれ希望を抱き居りしか、十二月乳牛数頭を飼育、酪農経営の基礎を為す。
明治三十三年四月 農場隣接地札幌製糖会社企業地約三千町歩の貸付権利を購入。金原明善氏と共に復興を計りしも其意を得ず。土質の優良なる部分約百四十万坪を耕地として経営、水稲耕作を計画。揚水機を鏡沼に据付、揚程九尺を吸揚ケ、灌漑用水として開始す。

事業的才腕とに依るのだ。之を要約すれば、事業に其人を得、更に財力の豊富なことが鬼に金棒で、能く不利な条件を克服してあの大事業を完成したのだ。

ここで指摘されているように、事業に公益性と意志があり、充実した資金と担い手に人を得たことが、北村家の人々の北海道移住という大事業の成功につながったのだろう。また、自強館の掲示（二章冒頭参照）にあるように、志を立て困難に際して耐え抜くことを事業の哲学の中心に据え、少なからず実践していたことと、甲州財閥と同じように人的なネットワークや協力関係を最大限に活用したことなどが、その成功につながった要因なのではないかと考えられる。事業の困難さを乗り越え、先駆的な業績を残すためのノウハウが、雄治らの「北村」建設の歴史には隠されていると思うが、さらなる検証が必要であることは間違いない。それでも、輝かしい業績のわりに、送出地である山梨には、彼らの歴史は十分に伝わっていないといえるので、ぜひ多くの山梨の人々に知っていただきたい人物の歴史であると考える。

雄治と黽をはじめとした北村家の墓所
（令和３年10月撮影）

その後、戦後の農地改革により北村農場は終焉を迎え、黽は昭和二十八年（一九五三）四月二十一日に北村を離れ、晩年は郷里鏡中條村[97]に戻り山梨で亡くなる[98]。そして、北海道北村は平成十八年（二〇〇六）三月二十七日に、もとはひとつの村だった岩見沢市と合併し消滅した。さらに、北村農場附近は石狩川遊水地事業[99]が進められており、いずれは北海道でも「北村」や雄治らのことを語り継ぐこともなくなってしまうのかもしれない。雄治の生誕一五〇年という節目の年に開かれた、今回の南アルプス市ふるさと人物室による展示をきっかけに、彼らの歴史に再び光が集まることを願ってやまない。

註

（1）山梨県立博物館『調査・研究報告14　山梨県における明治40年の大水害被災者の北海道団体移住　―移動をめぐる地域の形成と経営、交流について」報告書―』二〇二〇

（2）南アルプス市ふるさと人物室（同市立中央図書館内　南アルプス市小笠原一〇六〇―一）

（3）南アルプス市ふるさと人物室　第一〇回展示「拓―ひらく―北村雄治」（令和三年十月九日～同四年三月十三日）

（4）北海道空知支庁空知郡にあった村。明治三十三年（一九〇〇）岩見沢村より分村、平成十八年（二〇〇六）岩見沢市に編入。

（5）同館森本さくら氏と小澤由樹氏が資料調査や展示準備にあたられた。

（6）筆者は展示アドバイザーとして関与した。

（7）令和三年（二〇二一）十月三十日（土）、南アルプス市櫛形生涯学習センターあやめホールにて開催。演題「山梨から北海道へ―水害団体移住と北村兄弟の軌跡―」。

（8）国土交通省北海道開発局　帯広開発建設部子ども向けパンフレットより

（9）明治十三年五月十三日付　開拓使長官黒田清隆宛（『明治建白書集成　第六巻』一九八七）

（10）『小淵沢町誌　上巻』六六九～六八〇頁　一九八三

（11）明治四十年の大水害によって、山梨県内だけで二三三名の死者を出し、山崩れや家屋・田畑の埋没・破損・流失などにより、近代以降で最大の人的被害をもたらした災害となった。

（12）「明治四十年八月山梨県下水害地巡視日記」（古文書雑輯（2））
鏡中条村将監堤はその関係藤田村・南湖村および増穂村など旧十三ヶ村にわたり、釜無川沿岸の堤防中竜王村信玄堤とともに治水上最も重要なる堤防にして、本堤の安危はすなわち関係諸村の死活問題なり。これをもって防禦すこぶる苦心せしものあり。付近の民家寺院などより徴発し水防に使用せし畳のみにても数千畳の多きに達せり。かくのごとく非常手段を採りたるもなおその効なくして遂に決潰せり。竜王村信玄堤は釜無川の大水御勅使川の激流を合わせ、悽愴なる勢いをもって高岩岩下に構築せる水勢工事を瞬時に破壊し、改修堤の一端を破りて驀然信玄堤に衝突せしをもって一時すこぶる危殆に瀕せり。急を関係諸村に伝え、西条村・国母村などよりも多数の水防人夫を召集し民家より畳・繭籠などを徴発し、人力の限りを尽

牧畜業における北村謹の功績

北村兄弟の末弟である謹は、雄治よりも十一歳、毘よりも六歳年少となる。札幌農学校への進学を志すも、兄の雄治と同様に結核に罹患したことから、志望の断念を余儀なくされ、義兄の都八の没後に牧場の管理を担当することとなる。大正三年（一九一四）に、謹は牧場とともに分家独立し、北村農場牧所あらため北村牧場のリーダーとなった謹は、のちに「空知ホルスタインの父」と呼ばれるようになる。『北海道開拓秘録　第一篇』[92]には、そのような謹の乳牛牧畜業における功績について、次のように記している。

牧場の方は生物好きの弟謹が大正五年に本家から土地建物の分与を受け分家独立して、曩に堤防地で試みた経験から派生して独立の牧蓄業（ママ）を営んだ。彼は優良畜主義で、物質的には多大の犠牲は払ったが、不撓不屈改良に改良を加へ、自家基礎畜から次第に血液の向上と、扱ひの合理的周到とで優良畜を造り上げ得るとの信念で進む中、不幸、病に斃れたが、息茂雄が父の業を継ぎ、努力の結果昭和十四年十一月能力年検の結果、七十五石六斗餘の乳量を生産して新記録を出した程の優良牛を造り上げた。

北村謹肖像写真　個人蔵

謹は有限責任北海道製酪販売組合（のちの雪印乳業）の設立に参加するといった、北海道の畜産・酪農業の発展にも重要な役割を果たしている。

このような牧畜業の功績の他に、謹らの名前を著名にしている事情のひとつに、妻の智恵と石川啄木（いしかわたくぼく）[93]にまつわるエピソードが挙げられる。明治四十三年（一九一〇）五月、謹は進学を予定していた札幌農学校の同級生橘儀一の妹・智恵と結婚する。この橘智恵は、函館での小学校教員時代に同僚となった石川啄木から好意を寄せられていたことから、この頃の石川の歌集である「一握の砂」には、智恵にまつわる作品がいくつも残されているという。智恵は謹との結婚後にも、石川の生活を気遣い、北村製のバターを石川に贈っているが、歌集「悲しき玩具」には、「石狩の空知郡の牧場のお嫁さんより送り来しバタかな」という、石川の智恵への感謝を綴った歌が収録されている。石川と智恵にまつわるエピソードについては、『北村百年史』[94]にも掲載されており、また現在の北海道岩見沢市の北村牧場に隣接して、石川の歌碑と「鹿子百合（かのこゆり）の碑」[95]が建てられている。

おわりに　―北村のその後とこれから―

雄治・毘・謹の三兄弟を中心とした人々の情熱と力で建設した北海道「北村」だが、その成功の理由を『北海道開拓秘録　第一篇』[96]は次のように端的に評している。

従来の大部分の開拓移住者は自己発展乃至財産造りを目的とする者で、謂はゞ食ひ詰め者の避難所の感がないでもないが、北村家は国家の為、社会の為に何事か有意義な事業を成さうとの大きな抱負と目的とで、北海道の開拓と云ふ大事業に志したのだ。（略）

財力が豊富であつても総ての事業の成否の主要な鍵はその中心人物にあるが、本事業に於て先づ第一人物は之を企てた雄治の聡明で、次は之に最も有力な断案を下した母だ。次は事業を守成した毘と謹とで、謹は比較的早折したので、専ら毘が独りでやつたのだ。その毘の人物識見の明と秀でた

など詳細にわたり語らる。

一つ目が結婚から間もなくして未亡人となる雄治の妻とも子のことで、媒酌人である根津に相談するよう指示している。最後には成墾後の小作者への土地の譲渡について伝えているが、罷はその忠実な実行者として取り組んでいくことになる。北村農場は、「自作農創設に対する好事例」として「此の創設は従来本道に於て行はれた大地積農場の自作農創設のそれに比し、幾多の異なる点がある。その異なる点が、即ち以下述べんとする一の好事例であるのである。」として取り上げられ、『北海道開拓秘録　第一篇』[85]にも、農地解放にまつわるエピソードが収録されている。

罷は過ぐる昭和二年に小作人に、「お前達は資本力を以てする開墾は見事に済んだ。今後は之により各自の財産増殖を図る段階となつたが小作人では不可能だから、昭和六年とならば自作にしてやる」と宣言したが、（略）彼等は創業の際で物要りも多いし不安も少くないとの浅墓な考から乗気にならなかつた。（略）

農林省に行つて意見をたづねると「従来のは地主が売り付ける地主本位の法律で、凶作等のことは考慮に入れてないのは頗る遺憾だ。然るに君のは買人たる小作人本位で、洵（まこと）に結構だ。加之（しかのみならず）酒田の本間家でも利率は年五歩以下では承知せぬのに君は三歩五厘とするは敬服の至りだ」と松村農務局長から賛辞を蒙り（略）

愈々（いよいよ）自作農創設事業を実行したが、二百町歩分の上納金が不足したので、罷が二番分を貸付して処理した。斯くて小作人は二十五年間の小作料（二割引）丈で土地を買つたのだ。

罷が残した功績として、農地解放の実現のほかに挙げるべきなのが、牧羊業の確立と北海道におけるホームスパンやジンギスカンの普及であろう。罷は北村農場の経営にあたる前に、オーストラリアでの牧羊業について修業していたとされており、第一次大戦時の毛織物不足や寒冷地ゆえの防寒着不足を憂慮した罷は、このオーストラリア時代に経験した緬羊の実践を考えたのである。湿度が高く土地が狭いといった日本独特の事情を勘案し、副業として少頭飼いすることを奨励し、『北海道開拓秘録　第一篇』[86]によれば、罷は地域の青年たちに「犬猫を置いた積りで親切に扱へ」と懇々と注意し、良好な成果を挙げたとされる。（牧羊については巻頭図版2　羊放牧風景を参照。）

第一次大戦中に乗り出した牧羊であったが、大戦後の恐慌によって羊毛価格の暴落が発生したことから、地域での羊毛加工業として、罷は大正十二年（一九二三）頃からホームスパン[87]の普及や技術指導を推進している。北村家での取り組みが、北海道におけるホームスパンの先駆けだったようで、『北海道開拓秘録　第一篇』[88]には「十二年二月末日に日本における最初の羊毛加工講習会を北村に開き、全道から集つた十四名に伝習し、民間では北村家が嚆矢となつてホームスパンを織つた」としており、罷もホームスパンで仕立てられたモーニング[89]（前頁の写真参照）を好んで着用したとされている。

罷ら北村の人々が牧羊の先進的立場となったことは、この地で羊毛だけでなく羊肉も生産されるようになることでもあった。北村では大正時代から羊肉食が普及し、北村緬羊畜産組合が大正九年（一九二〇）二月に集会後の「羊食会」を催し、同十三年（一九二四）二月には、パンフレット「羊肉料理法」[90]を配付している。「羊肉料理法」を展示する岩見沢郷土科学館の展示[91]によれば、北海道内でジンギスカンのレシピが普及されはじめたのが昭和二年（一九二七）のこととされており、先行する罷ら北村での羊肉料理の取り組みは、道内に羊肉食文化が広まる基礎を築いていたともいえる。

十三年（一九〇〇）九月に北村農場を訪れた際、雄治は望月に「我母今猶心ニ許サヾルモノヽ如シ。況ヤ世間幾多ノ人ヲヤ。」と語ったと述べており、数年を経てもいまだに北海道移住を快しとしない母まつ像もみえてくる。より実像が分からないのは、雄治の妻のとも子である。後述する黽へ託された後事にも登場するとも子だが、『北村百年史』にも下記のような不確かな状況の記述[82]がみられる。

ただこの年の喜ばしい出来事の1つとして、雄治の結婚があげられる。甲州財閥の有力な一員であった根津嘉一郎の媒酌によって、伊藤とも子と結婚したのであるが、なぜか月日は不詳となっている。雄治の妻となったとも子は新橋の芸妓だったが、雄治の病状からみて再起不能を予測した根津嘉一郎が、雄治の身の回りの世話をさせるために取り持った縁組だったという。（※傍点筆者）

境遇がよく分からないとも子夫人だが、雄治から河西豊太郎にあてた手紙[83]に次のような記述がみられる。

小生去八九日、略儀ナガラ人事之曲礼を相済し、昨夜紅葉館に於而知人を招き披露迄相済し（略）愚母も大安心之体に御座候。昨夜之席上大兄を欠き申は誠に遺憾に候得共、山川千里不得已次第と被存候。

前後などに意味を取り兼ねる部分もあるものの、結婚の報告のように読み取れる資料といえる。この手紙は年代不詳の十一月十五日に差し出されたものであるが、『北村百年史』の記述と重ね合わせると、この書簡の年代と雄治とともの結婚の時期は、明治三十五年（一九〇二）十一月初旬のこと、というように読むことができる。ただし、この時点で雄治は腰越（神奈川県）の別荘での療養に入っていると思われ、東京や山梨にいると思われる河西に対して「山川千（万）里」というほどに、隔絶された距離を厭う表現をするか疑問でもある。いずれにせよ、周辺人物の動向についての調査など、さらなる資料の精査と研究の進展が必要となるだろう。

北村発展のリーダー　北村黽

前述の『北海道開拓秘録　第一篇』にて「専ら黽が独りでやつたのだ」と評されているように、黽は北村発展のリーダーといえる人物である。

黽が雄治に後事を託された際には、次のように数か条の順守すべき事項[84]が示されている。

記

一　姉ともに関しては根津様に相談する事
一　当時懸案中の義弟都八より財産分譲請求に対しての件
一　酪農経営
一　造田事業

開拓土地について耕土の利用、最高度の造田迄は地主即ち資本家の手に俟たねばならぬが、より以上の生産を挙ぐるには、耕作者の有其田即ち「アンガーヤーサー」氏の説かれたる所有欲は瘠土を変して沃土となすの真理に基き、適当の時機に耕作者に譲渡して以て、拓地殖民の実を挙ぐるよう外親戚関係の事

ホームスパンのモーニングを着用した北村黽　個人蔵

幸ニ我意ヲ了シ、隠ニ陽ニ補助セラレヨト、且ツ談ジ且論ジ、深更夜ヲ徹セシ知友今ヤ則亡矣。嗚呼哀哉。

越ヘテ卅三年五月、予ガ北遊セントスルヤ、遠ク書ヲ寄セ曰ク、聞ク上人近日身延山ノ用ヲ帯ビ北海全道ヲ一巡スト。果シテ然ラバ我ガ農場モ亦一錫ノ栄ヲ賜フラン。況ヤ上人ハ曽テ我志ヲ賛同セシ知友ニアラズヤ。況ヤ天涯萬里不毛ノ地ニ在テ、国家ノ為メニ尽粋セル吾人ヲ慰問スルハ、寧上人ノ天職ニアラズヤ。況我故園ニ住居セル上人ノ来遊ヲ聞カバ、同村幾多ノ移民ノ喜果シテ如何ゾヤト。縷々数千言以テ予ノ巡遊ヲ促セリ。是ニ於テ予同年九月十六日、札幌ヲ発シ江別ニ至リ、石狩川ヲ遡リ、北村農場ニ至ル。君義弟都八君夫妻ト共ニ之ヲ迎ヘ、款待至ラサルナシ。本村ヨリ移住セルモノ甲乙相伝ヘ、丙丁相語リ、来テ曰ク、某ハ如何ト相見テ相喜、其情恰モ親族ニ接スルモノヽ如シ。夜ニ入リ君ガ創立セル某寺ニ一場ノ法話ヲ為ス。君喜テ曰ク、我世上幾多ノ譏笑ヲ忍ビ、風雨ノ艱難ニ耐ヘ、業漸ク其ノ緒ニ就キ、遂ニ北村ノ一聚落ヲ造リ、村政ヲ施クコト方ニ本月ヲ以テ許可セラレン。上人請フ、安セヨ。曽テ木内信春翁ノ来遊アッテヨリ、同県人トシテ甫テ上人ノ巡錫ヲ辱フセシ喜、何ソ之レニ過ギン。我母今猶心ニ許サヾルモノヽ如シ。況ヤ世間幾多ノ人ヲヤ。願クハ上人国ニ帰ルノ後、現状ヲ我故山ノ人ニ告ケヨ。別ニ虚飾ヲ用ユル勿レト。言々切実感極テ倶ニ泣キ、室ヲ同フシテ、寝卓ヲ同フシテ食セン知友今ヤ則亡矣。嗚呼哀哉。（略）

三、遺志を継いだ北村毘と謹の足跡

―雄治の弟たちは北海道の先駆者となる―

北村家の人々

雄治亡きあと北村の発展を目指すリーダーは弟の毘[79]となったが、後継者となった毘と謹[80]のほかにも、当初の北村農場の現地リーダーを務めた義兄弟の都八なども、雄治の大事業を創っていくうえで、また雄治本人の体調が勝れないことが多くなっていった事情からも、重要なパートナーであったといえるのではないか。雄治の側で、またその代理として、北村の創立と発展に寄与した北村家の人々について、『北海道開拓秘録　第一篇』[81]は次のような評価を与えている。

> 財力が豊富であつても総ての事業の成否の主要な鍵はその中心人物にあるが、本事業に於て先づ第一人物は之を企てた雄治の聡明で、次は之に最も有力な断案を下した母だ。次は事業を守成した毘と謹とで、謹は比較的早折したので、専ら毘が独りでやつたのだ。その毘の人物識見の明と秀でた事業的才腕とに依るのだ。之を要約すれば、事業に其人を得、更に財力の豊富なことが鬼に金棒で、能く不利な条件を克服してあの大事業を完成したのだ。

後継者の毘と謹については、次節以降に触れていくとして、ここでは女性の家族についてみてみよう。雄治ら兄弟の母であるまつは、前述の評では一族の年長者として雄治を後押しする決断を下したように描かれているが、『北村百年史』などには、親戚一同とともに北海道行きに猛反対したことが指摘されている。また、前章おわりの望月日謙の弔辞において、望月が明治三

雄治の妻とも子と母まつ　個人蔵

北村老兄
侍史

追テ、新橋にても幸に客も毎日沢山有之候。亦村良より宜布ト申候。

御書面拝見。無恙御帰着。母上も御快気の由、安心仕候。時候柄旅行は困難思やられ、誠に御気の毒に存じ候。乍去此行を煩し候結果として、今後は心身之安静静養を得、一家の基礎を固め、何が安心と申しても、此位安心致たる事、既往に御座なく候。謹は入学許可書一昨日到着。明日にも出立可為致之処、四五日来原因不明之発熱、毎夜九度以上に登り、例の間欠熱ならんと。其の薬用を致し、大体下熱候得共、未だに八度内外に昇降気味悪敷候間、何とか此処数日の内には熱の本尊もわかり候事と被存候。夫迄出立見合わせさせ候。当地中村と申す医師は、肺患部には異常無之申居候、小生も何の感応無之に付、左様に思候。只衰弱を想居候。明日にも容体次第鎌倉に参り、岡村博士之診察を受候積にて、大体に付ては御心配被下間敷候。如何に避暑地とは申ながら、中暑以外の病気も候者、且つ煩務を加られたる事とて、第一に摂養を祈居候。乍遅延切なる懇情厚意を謝候已。　匆々不一

七月二十四日　　雄治

黽殿

出荷之節、双眼鏡御作込被下候事

根津は雄治の結婚にも関わったという間柄で、雄治の体調を気遣いつつ、お互いの普請[73]についての相談をしている知己の間の普段着の遣り取りである。黽への書簡は、『北村百年史』によれば、書簡を遡ること二週間ほどの七月十一日に、雄治は黽に上京を命じて既に後事を託した後のもの[74]とのことで、雄治の手元にいる末弟の謹のことを気遣う家庭内の内容に終始している。まだまだ満年齢三十一歳と若く、事業の課題も発展の種も山積だった雄治だが、明治三十六年（一九〇三）八月七日に逝去する。当日の北村農場の日誌[75]には、欄外に「（場主逝去）」とあり、「今夜十二時在相州腰越場主死去の電報あり。一同愁傷す。」と記されている。

雄治の葬儀は八月十八日に行われ、雄治への弔辞[76]は、親交の厚い関係であった時の長遠寺[77]住職の望月日謙と、十日市場村出身で北海道移住の構想を共に語らった河西豊太郎が読んでいる。ここでは雄治との具体的なエピソードが含まれている望月の弔辞を紹介する。なお、雄治は鏡中條で葬儀がおこなわれたあと、北海道北村に墓所が設けられるはずだったが、最終的には郷里の鏡中條に葬られることとなり、現在の南アルプス市内の寺院の墓所[78]で眠っている。

北村雄治の墓所（令和3年10月撮影）

桑門ノ知友望月日謙恭ク香ヲ拈シ、故北村雄治君ノ霊ニ告ク。

回顧スレバ明治廿六年四月、予東都ニ行クノ際始テ君ト行ヲ同フシ、翌廿七年五月再東上スルヤ、南風強ク、船為ニ降ラズ。岸ニ登レバ突如トシテ予ヲ呼ブモノアリ。顧レバ則チ北村君ナリ。相携テ八日市場若尾屋ニ投ズ。君予ニ語テ曰ク、我不幸幼ニシテ父ヲ失ヒ、夙ニ家政ヲ取リ、以テ完全ノ教育ヲ稟ケザルヲ憾トス。然トモ徒ラニ父祖ノ餘徳ニ甘ジ酔生夢死スルハ丈夫ノ恥ヅル処、此ノ行や北海不毛ノ地ヲ開拓シ移民ノ業ヲ起シ、聊カ国家ニ報セントス。然トモ我志ヲ知ラザルモノハ壮言大語ノ徒ト同視シ、或ハ父祖ノ遺産ヲ失フヲ憂フルモノ、或ハ狂ト呼ビ癡ト呼ブモノアリ。上人

であることから岩見沢村から切り離された、という地元の見解[70]もあるようだが、北村は前述のように大湿地帯が広がるという土地柄もあり、水害にも悩まされる地域であることは、雄治らにとっても悩みの種でもあったことは間違いない。『北海道開拓秘録　第一篇』には、この水が出やすいという地域の特性に応じて、雄治らがどのような対応策を用いたかについて、いくつかの事例を紹介している。

明治三十一年の大水害に亜いで三十四年に復又水害を被つたので、黽は心中大に畑作の前途を憂ひ、且つ何か水に耐へ得る作物を栽培する要を感じ、現在の牧場内にある、郷里の村の名に象り且つ相似たる点から命名した鏡沼に揚水機を設備して水田経営を始めた。蓋し揚水機を使つたのは本道に於ける嚆矢である。

場所が石狩川の沿岸で、治水施設がなかつた間は度々大洪水に見舞はれたが、大洪水でなくても毎年雪融水が氾濫するので、牛が中二階住ひをすると云ふ特殊の牛舎を要する様な、云はば水害の常習地なる不利なハンデキヤツプを有つてる。

ひとつめは揚水機を用いた土地改良対策である。石狩川周囲の湿地帯であり泥炭層が広がる北村において、揚水機による水の除去と客土の導入は不可欠な対策であり、北海道における揚水機の使用の事例でも早い時期であるようだ。地図上から北村が消滅した現在でも現存している鏡沼の名が出ているが、「郷里の村の名に象り且つ相似たる点から命名した」と記されており、雄治らの郷里である鏡・中條村の「鏡」からとって名付いたものであることを記している。

また、牧場経営にあたっては、乳牛が洪水に浸からないように、牛舎を二階にして、スロープで牛を出入りさせるというユニークなアイディアを採用していることも記している。

さまざまな困難を乗り越えて、新たな「北村」の建設という著しい進境のなか、創業者である雄治は病に伏し、明治三十五年（一九〇二）頃には症状が重くなり、神奈川県片瀬腰越（鎌倉市腰越）の別荘にて転地療養の日々を送っていた。この頃の資料として、交友のあった根津嘉一郎から送られた書簡[71]と、雄治から弟の黽にあてた書簡[72]が残っている。

其後存外御無音仕候。御病気の事一向存じ不申為め、又御尋も不申上候段、御海容被下度候。御病気も追々御快方にて近日御入京に相なり候由、何よりの事に候。然かし充分御養生の上、ヒツクリ返し無之様、呉れゞゝも希望仕候。小生も是非一度伺度と存じ居り候処、会社の事佐竹氏ハ不在の為め、是非なく大阪より四日ニ戻り、毎日出勤いたし居り申候次第ニて、終ニ御尋も不申上候。

御建築も定めて御落成近きにあらんと存し候間、近日の内御伺申候。家内より宜布申上呉れとの事に候。令閨へも宜布御致声奉願候。今度御上京の際ハ、小生方へ御泊り被下度候。必す御遠慮にハ及び不申。小生大磯の別荘建設坪数ハ百坪斗り相なり申候。少々大き過ぎるの感有之候。図面ハ御上京のせつ、御一覧を願候。

貴兄か名古屋へ御注文なされ候積りは、一坪何円ツヽにて候や。御序で御洩し被下候。小生のは畳建具一式にて一坪八十四五円ニ候。尤も屋根の如きは京都風にて、（イラスト）の風ニ候間、不少入費ハ余分ニ懸り申し候。しテ奥座敷二間の総ツガ、次か二間ハ面皮ノ柱ニ御座候。何にか御心付きも候者ハ、御申聞ケ被下候。未ダ注文もいたし不申候間、此際の如何様にも変更出来申し候。

先ハ右要まで申上度。　草々拝具

（※筆者注　明治三十六年一月）十九日　嘉一郎

状況を知らせたのが次の書簡[66]である。

北海道札幌区二條東二丁め一番地　北村農場出張事務所
　北村雄治
一月廿三日

前略
其后は種々繁忙之為め無音に打暮候得共、更ニ異常無之、一行悉く壮健にて打暮居候。
土地貸下之義者、着札以来専ラ従事致居候。出願ノ土地は、都合を以テ幌向タップ岩見沢村字狐森と変更仕候。該土地ハ原田地理課長曩(さき)ニ占領致候地所ニテ、昨年返地致候分ニ有之。生振之土地ゟは数等勝居候。不図意外之好運に有之、大に歓喜罷在候。
扨テ、該土地引渡之義者来月中旬と被存候。如此引渡延期之理由は、雪中ナルコトと、土地区域を判明ナラシムルと、先之貸下人即チ原田エ係ル間(ママ)係を全く根絶除去スルトの為めに、其間猶豫延引致候趣、課長ゟ懇々説明有之候。
有様之始末に候而者、旧年末は勿論、十一日之小作判取にも帰国従事は覚束なくと被存候間、萬端可然様取計之程依頼候。不在中之事柄に対しては、夫々相談協議を遂け取計ヒ呉候様、一重に依(たの)み入候。火之用心事丈は厳重に廻呉候様、是又依頼仕候。醸造之模様は如何。間暇之砌景況報告致呉候様、古酒捌方は如何、今やて通報ノ程希望仕候。
寒気は恐るに不足、昨今は身体に慣込候加減か、決して寒気を不感、別段厚着も不仕居候。余は后便と申残候。
　忽々頓首
一月廿三日　北村雄治
北村毘殿

山形屋ヲ引払、今日借家の方へ転住仕候。男世帯は又一興之者にて随分気楽にて、且つ亭談に冨み、土産談之材料不尠(すくなからず)候。（※傍線筆者）

雄治は狐森について「生振の土地よりは数等勝れおり候。図らずも意外の好運にこれあり。大いに歓喜まかりあり候。」と、その喜びをあらわにしている。そのほか、原田東馬の返地手続きで時間がかかることなど事情を説明しつつ、国元の様子を気にかけ、特に北村家に大きな打撃を与えた火事については、現段階の家業のこととあわせて、特段の注意を毘に与えている。また、雄治は「寒気は恐れるに足りず」などと胸を張っているが、一週間後の狐森調査の際には、「夜ニ至リ寒気甚シ。僅ニ眠ルコヲ得ント雖トモ、夜半ゟ寒気ノ為メニ安眠スルコヲ得ズ」という状況を経験し、またこうした無理の積み重ねが体を損ね、雄治が早世する遠因[67]にもなっていくのである。

このような雄治の奔走もあり、明治二十七年（一八九四）七月四日に道庁へ土地貸下願を提出し、同年十二月二十六日に石狩国空知郡岩見沢村字狐森の一四〇万坪の貸下が許可となったのである。[68]

北村の発展と創業者である雄治の死

正式な許可に先だって、雄治らは明治二十七年（一八九四）春に移住民団を連れ、狐森の北村農場へと入り、小屋掛け土地割などの準備に着手した。

雄治らの北海道における新天地は、明治三十三年（一九〇〇）七月一日に岩見沢村から分離して、空知郡北村として成立する。村名としての北村は、雄治の姓である「北村」が由来となっているが、前々節でとりあげたように、品川弥二郎の影響が大きいものと思われる。[69]（巻頭図版1の岩見沢市との村界標の写真を参照。）

分村の理由のなかには、北村に相当する地域が石狩川の沿岸の洪水常襲地帯

晩餐ノ后、親敷(したしく)雑談ス。午后三時過河野富重氏来訪。夜ニ入帰園。

金曜辛酉　一月十九日　天気晴

午前八時五十分発ノ汽車にて、今村志村源之弐氏ヲ引連れ、幌向(ほろむい)タップ岩見沢狐森(きつねもり)ノ土地踏査ニ出張ス。幌向ゟ道案内ヲ得テ、雪中旅行ノ仕度ニテ雪を踏破シ、タップ之内奈良初太郎ノ小屋迄行歩シ宿泊。此間奇談困難アリシ。夜に入リ、此ノ原野収獲之模様ヲ聞キ、大ニ羨望ノ感念発起ス。

土曜壬戌　一月二十日　天気晴

午前九時過、小屋を一同出立シ、又案内一名ヲ増シ雪中踏破シ、午前十時原田開墾地ノ農夫小屋に入リ中餐ヲ喫シ、清水該開墾地ノ監督に面接シ、詳細ノ実況ヲ得タリ。夫ゟ道ヲ転ジテ大湿地ヲ横行シ、幌向へ帰リ、汽車ニ投シテ帰札。晩餐后、直ニ白仁課長[61]ヲ訪ヒ、土地交換貸渡之義打合、上首尾ナリシ。此日案外ニ暖気ナリシ。

日曜癸亥　一月廿一日　天気半晴

午前九時、水科ヲ居宅ニ訪ヒ、種々雑談ス。午前十一時三十分、長官ニ面接。土地ノ事ニ就キ陳述ス。午后二時、河野同行。信伊奈(しいな)[62]に行撮影ス。午后三時、本間儀兵衛ヲ訪フ。儀兵衛氏病床ニ在リ。夜加藤土木課長ヲ訪ヒ、種々雑談。酒肴ノ馳走ニ与ル。午后九時卅分帰宿ス。諸氏ハ借家捜索之為奔走ス。

月曜甲子　一月廿二日　天気雪　借家シテ四人丈転住ス

信伊奈での撮影と思われる河野との写真　個人蔵

午前九時、道庁に出頭。下絵図ヲ借受ケ帰宿。書面調製に取罹リ、午后三時、漸ク成就セシヲ以テ、直ニ提携出願ス。夜八時、信伊奈同行。東京庵[63]に於て芸妓ヲ招キ、大に擾飯ス。后一時頃、鈴木野北海楼[64]に上り、終に泊ス。川中直邦氏ヨリ、豊平館[65]に於て魯刺亜貿易談ヲナシ度旨ヲ以テ招待セラル。時恰モ書面調製中ナルヲ以テ謝絶ス。（払方摘要　鈴木野ノ暁烏　東京庵ノ花月10円80銭）

火曜乙丑　一月廿三日　天気晴

午前七時、帰宿。午前十一時、道庁へ出頭、地理課長ニ面会シ、土地貸下ノ急速ナランコヲ請願ス。願書訂正ノ箇所夫々符箋ヲナシ、水科氏ヨリ懇々説明アリタリ。依而帰宿ノ途次、北二條東二丁めの借家ニ至リ、今村ト同行シ来リテ、午后ゟ書面訂正に取罹リ、夜ニ入リテ漸ク結了ス。午后ゟ降雪。（※傍線筆者）

鏡中條を旅立ち二週間ほどの雄治らの動向であるが、その日記からは記録の几帳面さと行動の迅速さとともに、北海道への壮図に意気があがり、若干羽目を外す年齢相応な青年雄治像もみえてくる。雄治が函館や札幌で使っている店はいずれも当地で最上級の地位にあり、苦労人よりも御曹司としての享楽や交際ぶりもみえてくる。

そうした雄治の社交性は、札幌到着後、すぐに道長官の北垣に面会したり、道の高官や有力者との積極的な交流にもつながっており、移住先の調査や払い下げ手続きなど、迅速に一大事業が進んでいく背景ともなっているのであろう。

矢継ぎ早に調査や調整が進むなかで、雄治の北海道移住事業における大きな転機として訪れたのが、候補地の変更である。前の地理課長と思われる原田東馬が貸し下げの認可を受けていたが返地したとされる地点で、道庁の厚意で図面を入手した雄治は、翌日には現地（幌向タップ岩見沢狐森）の調査に乗り出している。結局、雄治は当初の移住予定地だった生振から狐森への変更を決断することになり、その書面の調製がなった日には、薄野(すすきの)で豪遊するほどの喜びをみせている。朝帰りとなった翌日、さまざまな事務のかたわらで、弟の毘に

が困難に直面して勇気を得たというこの言葉を与えたのであろう。

北海道への旅立ち

雄治の日記には、明治二十七年（一八九四）一月十日、天気は晴の午前五時半に鏡中條の北村家を出発し、その日の内に横浜に到着していることが記されている。

水曜壬子　一月十日　天気晴　出発横浜着
午前五時半黎明出立。同行ハ中込モ。鰍沢ニ於テ、佐竹根津之両氏、志村順吉君ト同行。一舟五人。午前八時同地出舟。午後四時着岩。途中酒宴ヲ開、大ニ愉快ナリシ。午后六時二十二分岩淵発ノ汽車ニ乗込、佐竹氏ト別レ、余等ハ横浜ニ下車シ、鹿島屋ニ宿泊ス。時ニ午后十一時三十分。（略）

富士川舟運に乗る鰍沢で佐竹作太郎[51]と根津嘉一郎[52]と思われる人々と合流したようで、朝八時出発で夕方四時に岩淵[53]（静岡県）に到着という、八時間の船旅[54]であった。岩淵で東海道線に接続し、乗車後五時間[55]で横浜の宿に入ることができている。

雄治はこの北海道行で、移住先となる狐森を見出すことになるが、この明治二十七年の雄治の日記をしばらくみていこう。

金曜甲寅　一月十二日　天気晴　横浜出帆ノ日
五人連ニテ、午前十一字出帆ノ定期船長門丸[56]ニ乗込、北海道ニ向ヘリ。幸ニ一行船暈ナク、愉快ナリシ。別ニ他事ナシ。
土曜乙卯　一月十三日　天気半曇　荻浜上陸[57]
夜ニ入リ逆風強。加ふるに吹雪寒気強。別ニ他事ナシ。船中種々面白キ談話ヲ通交セリ。荻浜へ上陸、大ニ食ヒ且飲み愉快。
日曜丙辰　一月十四日　天気雪
夜来之風雪猶甚ク、動揺一方ナラズ。一行ノ中三人船暈、幸ニ軽微。終日上甲版ニ出ルヿヲ不行。午后七時函館ニ着スルモ、港内ニ碇泊スルヿ不能。故ニ上陸スル不能。失望ト共ニ、船中ニ宿泊トナリ落胆一方ナラズ。夜大ニ談判ノ末、粥ヲ煮サシメ之ヲ食フ。一小説ノ材料。
月曜丁巳　一月十五日　天気半晴　函館上陸ノ日
午前七投錨。少シク運転ヲナシ、港内ニ碇繋。直ニ風雪ヲ冒シテ単身上陸。直ニ名取健四郎ヲ捜索シ談話ヲ聞得タリ（村春氏ノ依頼事件）。午后一時長門丸一泊。翌日十時出帆ノ趣ヲ聞知セリ。依テ同行ノ四人ヲ上陸セシメ（〇に「キト」[58]）ニ宿泊セリ。（略）
火曜戊午　一月十六日　天気半晴
午前九時、名取健四郎ト決別シ、一行五人再ヒ本船ニ帰リ大風波を冒セリ。午前十一時三十分、函館出帆。午后三時頃ゟ逆風にて動揺一方ナラズ。夜ニ至リ益々甚シ。進行為ニ遅々タリ。別ニ他事ナシ。（略）
水曜己未　一月十七日　天気雪　寒暖（略）　札幌着小樽上陸
夜来ノ風雪烈敷動揺、益々甚シ。午前七時、小樽港口ヨリ濃霧之為、乗船ハ汽笛ヲ鳴シテ緩速力ニテ進行ス。忽ニシテ霧晴、雪降ル。霧ト同ク、海面更ニ判明セズ、為メニ遅刻。午前十時投錨碇泊。降雪ヲ冒シテ上陸。越中屋ニテ一食。原喜作氏ニ面接。午后三時五十分発ノ汽車ニテ札幌ニ向ヒ、午后六時廿分着。直ニ北垣長官ニ面接、覚目出タシ。山形屋[59]ニ投宿ス。
水曜庚申　一月十八日　天気雪　寒暖（略）
寒気厳烈ナル由ナレトモ、別段北海道と云ふ感情丈ニハ非リシ。午前水科加藤弐氏ヲ邸宅ニ尋ネ面接を不行。道庁に於て水科柳本弐氏ニ面会。親切ナル待遇を受ケ、図面ヲ借シ、原野ノ踏査ヲナスノ準備ヲナセリ。又水科ノ尽力ニテ、地理課長[60]ノ返地ノ図面ノ略図ヲ得タリ。午后山崎氏来訪懇談。又川中直邦氏来訪。魯剌亜易レ貿ノ談アリ。西比利亜ノ貿易又希望。鼎座

前述の日記にある雄治の北海道への出張の期間を裏付けるように、百余日の北海道巡遊であったことを誇示し、北海道の実体験者としての視座から紙上演説をスタートさせる。雄治の説く北海道移住に至る問題意識には、山梨の山がちゆえの土地の狭さと、それに不相応の人口の多さを挙げて、その正反対に人口希薄である北海道の有望性について語られている。新聞を大々的な広報に活用した雄治だが、当時の「山梨日日新聞」の野口英夫[40]との交友がうかがえる記述を、雄治の日記[41]にみることができる。

火曜辛亥　一月九日　天気晴
午前九時出宅。十時過県庁ニ至リ、証明時ノ認可ヲ得ルコニナシ置。山梨日日新聞ニ野口を訪ヒ、来道ノ目的ヲ談シ、且広告ヲ依頼シ、大母ノ厳命不得止公園地稲生大明神[42]ニ参詣シ、認可書ヲ請取帰宅。出道ノ用意ニ取罹リ、夜九時漸ク仕度ヲ準ヘ寝ニ就ク。又県庁ニ於テ、佐竹ト同行ヲ約束セリ。
（※傍点筆者）

この日記が記された明治二十七年（一八九四）一月九日は、雄治が北海道へと旅立つ前日である。雄治は野口に対して北海道渡航の目的を話し、また広告の掲載について依頼したとのことであり、全六面もの附録広告を掲載しえた背景には、野口とのかねてからの親交があったのかもしれない。

雄治の渡道にあたっては、郷里である鏡中條村の近隣である十日市場村（ともに旧若草町、現在の南アルプス市）の河西豊太郎[43]にも勧誘していたことが河西の伝記[44]に記されている。親戚一同の大反対を振り切った雄治に対して、河西は母の反対を押し切ることができず、西郡筋からふたり目の北海道移住の大成功者の誕生は未遂に終わった。それでも雄治と河西の関係は、雄治の渡道後も株式取引のパートナーとして続いていったようで、雄治の逝去にあたって河西は望月日謙[45]とともに弔辞を読んでいる。

雄治をめぐる群像としては、村名としての「北村[46]」を名付けたともいえる、長州出身の品川弥二郎との関係が特筆に値するだろう。前述のように、品川は「創設者の名誉の為北村と称すべし」として、北村の命名につなげたとされるが、雄治には「水戸斉昭卿壁書并松陰二十一回猛士先生跋[47]」という書もあたえている。

水戸斉昭卿壁書并松陰二十一回猛士先生跋
一　飯を得る毎に兵粮の粗々敷を思ひ
一　衣を製するに甲冑の窮屈をおもひ
一　居宅を構ゆるも陣中の不自由を思ひ
一　起居の安きに山野の苦しみをおもひ
一　父母妻子同居し兄弟親族と交るに遠国離居の時の悲歎を思ひ遣りて
　今日の無事安穏の大幸とせは何そ奢りの念を生せむ
丁巳冬墨使入府踰年不去天下皆憤（焉）松下士乃謂徒憤無益且天下之事奉身家始而水戸老公当世泰斗其隻可以矜式吾党矣況其壁書云者乎於是活刷以頒同志云安政戊午正月之吉松下村塾
　明治三十一年四月廿三日為
　北村君
　念仏庵主人（花押）敬書

念仏庵主人は品川弥二郎のことであり、標題の「二十一回猛士先生」は吉田松陰[48]のこと。これは、第九代水戸藩主（烈公こと）徳川斉昭[49]の壁書に吉田松陰が跋文を加えたもので、烈公から大きな影響を受けていた吉田は、投獄中にこの跋文を入手して、感激して日々暗唱するとともに、周囲の人々に筆写して与えたという[50]。吉田を尊敬し、師と同じく長州出身である品川弥二郎は、新天地にて新たな大事業を興そうという雄治に対して、その困難な道のりの前に、師

「四旬間（四〇日間）」の予定を大幅に超過する三ヶ月もの調査出張であり、既に渡道は既定路線として、入念な現地調査や根回しに取り組んでいたのだろうと思われる。「日誌」は鏡中條に帰宅した雄治を訪問する者が二日間も混雑を呈したと記しており、雄治は新天地北海道のことを大いに吹聴したことだろう。その後、雄治は渡道準備や工作のために各地へと出張しているとの姿が記録されており、明治二十七年一月には、最終的な移住地決定のための北海道旅行へ旅立つ雄治のことが記録されているのである。

この間、雄治は「山梨日日新聞」に、北海道移住についての勧誘を記した「北海道移住者の参考に供すべき見聞私言[39]」を全六面にもわたる附録広告として掲載した。

北海道移住者の参考に供すべき見聞私言

緒言　北村雄治稿

予は本年五月下旬を以て北垣北海道長官と共に彼地へ渡航せり。爾来百餘日間同道を巡遊し、全道に関する諸般の取調を為し十分視察の後、遂に自ら三百五拾町歩の土地を貸下移住開墾の挙を断行せり。本年は諸般の準備を為し、来春早々着手の順とす。今予が同道に関する取調の結果を世に報道するは、予が同道に対する自然の義務なり。唯だ之を報道するのみならず、若し就て其の意見を問はんと欲する人あれば、敢て朝夕の労を辞せず。又移住開墾の希望者にして、土地撰定並に貸下の手続を詳了せんと望まるれば、当局主任官及び実際家に対し、予が為し得る限りの便を与ふることを惜まざるなり。旧来版行して世間に散見する同道に関する諸書は、大抵道庁旧時の統計表に由て、坐上の想像を加へられたる議論的粗大の設計多し。余が記する所は目下の現状にして、凡（すべ）て実境に因り、直接に其主任者の意見を叩き、或は老練なる実業家の意見を問ひ、以て襍集（ざつしゅう）せる者にして、敢て想像武断の私見を加へざるなり。読者其言の旧書に合はざる所あるを咎むる勿れ。（略）

北村農場開設之主意

土地人民は天下の大宝なり。建国の基礎なり。所謂国なる者は二者相待て一なり。然りと雖も、地は人を養ふを以て大宝なり基礎なり。地ありて民なければ地の用廃す。民ありて地なければ民の生立たず。民生立たずんば国立たざるなり。故に曰く、既に民あれば之を容るゝの地なかるべからず。今夫れ我国の大勢に於て、拓殖の如何は姑（しばら）く之を措く。我甲州一国の現状は、如何耕地の面積田畝合して僅に六萬町歩強。而して、人口実に四十六萬を超す。地狭くして人多きこと如斯、有限の土地年に加ふる人口を容るゝ能はざること固（もと）よりなり。故に曰く、我が一州の大体に於て急務拓殖より先なるはなし。顧て彼の北海道の土地人民の広狭多寡如何を視るに、地の広袤（こうぼう）実に本州二分の一を有せり。其形勢二千萬の人口を容るゝに足る。而して今其人口を数ふるに四十萬強に過ぎず、殆ど我甲州一国の比なり。何ぞ彼に疎にして我れに密なるの甚しきや。

其然る所以の理は、如何土地磽瘠（こうせき）衣食の道なきが為め歟、菓麻菽麦膏粱絹糸皆生せざる者なし。魚漁の利は固より、日本の天府なり。然らば則ち、何を以て如此荒蓼なるや。蓋し、歴史上人為自然の結果ならん耳（のみ）。人為自然の結果は、必要に由て変化せらるゝは亦自然の勢なり。我已に救養せざる可らざるの民ありて、日に窮極に迫る。而して、彼れ開かざる可らざるの餘地ありて、人を待つこと久矣。故に、予は未だ国家全般の利益を詳にせずと雖も、我一州の利害を計り、北海道に移住開拓するの急務たるを信ず。之を換言せば、一は荒蕪の地を開き、以て国家幾分の富源を広め、一は地に比して容るゝ能はざるの民を養ひ、以て立国の基を固し内外共に利し、即ち個人を利して、以て公益を為す者なり。果して不急の企業にあらざるを知る。是れ予が此農場を開設する所以なり。（略　※傍線筆者）

茲に岩見沢町から分村して此村（ママ）（筆者註　「北村」か）と命名した。此の村名は品川弥二郎(しながわやじろう)[34]が「創設者の名誉の為北村と称すべし」とて命名したのだ。寺にも北村浄土寺と彼が命名した。品川と北村とは金原明善(きんぱらめいぜん)[35]を通して懇意になつた。金原は北村の親戚で、貴族院議員で見延（ママ）山久遠寺の会計をしてゐた、その親戚の者が品川と親密であつた関係である。

不正確な部分もみえるが、芳野と富田のほか、第四代北海道庁長官北垣国道の知遇と協力を得たことが、雄治の北海道調査と移住地の選定と決定につながったことが読み取れる。また、後述する北村命名の立役者となる品川弥二郎と金原明善の名や、移住決心後の親戚一同の猛反発、初期の入植者は地元山梨からおよそ一三〇人を募集したものの、定着することなく損害を被ったことから、全国的に入植者を募集した[36]ことなど、北海道へ渡る前後の経緯のあらましについてみることができる。結果として、雄治が築いた北村は、山梨県出身者が最多を占めることなく、この時期に多くの移住者を送出している北陸・東北諸県からの移住者が上位を占めることとなる[37]。

ここからは時系列と人間関係を両軸として、雄治の北海道移住までの道のりをみてみよう。雄治らが北海道へとわたる前年の明治二十六年（一八九三）には、黽(びん)ら北村家の人物のものと思われる「日誌[38]」が残っており、地元視点からの雄治らの準備状況をみることができる。

五月二日　（略）　午後主人公者先日帰京ノ際北海道長官北垣ト北海道同行ヲ計リ、四五六日ノ内ニ出発スルトノ計画ナリシヲ以テ、本日午後三時頃約定履行之為メ、四季之衣服(ならび)并ニ洋服及馬鞍一際荷作リ、今晩鰍沢宿ノ意にて出発ス。下男祐三供シテ宿舎迄荷物ヲ負フ。主人公先度上京之際、村役場(より)ゟ金五十円負債ヲ生シ四エンヲ出発之際返済セリ。（略）主人公之日程大凡(おおよそ)四旬間計(ばかり)、二百円所持セリ。

四日　晴風　正午東京北海道長官北垣氏ト本月十日頃該道へ向ケ出発との電報アリ。主人公トモ安着トノ電音アリタリ。

二十一日　晴天　（略）（※幹について）今度出京中なる夏井先生ニ同行以て北海道ニ旅行可ならんと決シ、衣物を持参シ、午後五時三十分頃、拙者見送として鰍沢迄出発。宿屋ニ向ツて発旅行なれ者、船頭をして岩淵之汽車ニ乗る迄悉皆注意する様依頼セリ。依て即刻帰宅。（略）

八月十三日　晴天　（略）　主人公今晩ヲ以て九時頃帰宅アリタリ。夏井先生甲府迄他用ヲ兼ネ出迎アラセラレタリ。

十四日　晴天　（略）　本日者主人公の帰宅を見舞之者頗ル混雑ナリシ。

十五日　晴天　本日モ相変らず諸人来訪。頗る混雑なリシ。

廿日　雨天　今村氏午前前日ノ書キ残リ認書、午後主人公北海道開拓ニ関スル書面提出の為め出府。（略）

九月五日　晴天　下男祐吉ヲシテ郡衙(ぐんが)に北海道移住開墾ニ関する書面の離形（ママ）を呈送せしむ。主人公中込氏に招かる。（略）

十月十三日　雨天　主人公小作人募集ノ件ニ付き、市川ノ西八代郡衙迄出張。（略）

（十二月）十二日　晴天　（略）　主人公者北海道小作人募集の為河内「もぐら」に出張セリ。（略）

拾七日　晴天　北海道開拓ニ付管理候補者来訪。（略）

十二月廿八日　晴天　主人公■■へ開拓上の事ニ付て出張。（略）

明治二十七年一月十日　晴天　早朝、主人公者北海道へ出張の為め出発せり。

文中で「主人公」と称しているのは雄治のことであろう。明治二十六年の動向としては、北垣とともに五月中旬に渡道し、八月十三日に帰京していることから、北海道からの帰途に東京などに滞在する期間があったとしても、当初の

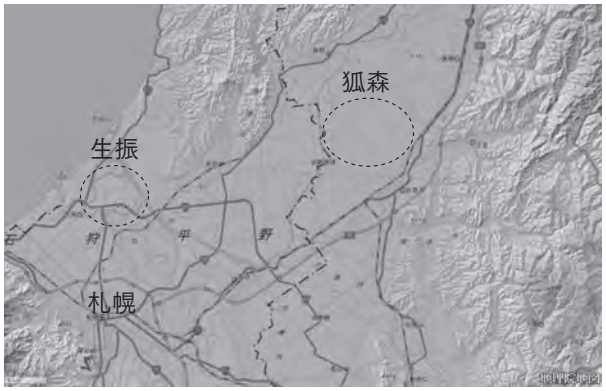

石狩平野の「生振」と「狐森」　国土地理院地図

実ニ貴重トシ受玩セル桶枯シ小屋ノ火災ナリ。然リト雖モ、本酒造蔵ノ屋根ニ焼ケ移ルコト三度ナリシモ遂ニ消火セリ。嗚呼、是レ人和ナランガ、天ナランカ。此レ不幸中ノ幸ナリ。（略）

而シテ此ノ火事ノ始メハ七時四拾分頃ニテ、終リハ十一時半頃ナリ。（略）

而シテ発火原ハ南ノ方東ヨリ三分、西ヨリ七分ナリシト云フ。後此レガ災事三十石十三本、二十石二十三本、三七　九本壷台拾六本、焼酎洞二本、半切百四十余枚、味啉桶一本、小屋一ヶ所ニシテ、金ニツモレバ二千円以上ナリ。（略）

前掲の「雄治伝記」には、雄治が鏡中條で酒造業にあたっていた五年ほどの期間に、少なくとも二回の火災に見舞われたことが記されている。このように、酒造業の経営と技術の習得に邁進するなか、数度の蹉跌をみることとなった雄治は、北海道へ新天地を求めるという大きな決断を下すことになるのである。[27]

北海道への情熱と群像

『北村創設の慈父』北村毘」を収録する若林功『北海道開拓秘録　第一篇』[28]などによれば、雄治が北海道へ針路を定めた契機となったのは、芳野世経[29]や東京府知事富田鐵之助[30]らの次のような助言や勧誘であり、渡道に至る顛末であったという。

後東京の道学者吉野世経に相談すると、彼は大にその意気と着目とに賛意を表し、時の東京府知事富田鐵之助に謀つた処「今我国は北門の宝庫開発が急務中の急務で、人と金とを待ち侘びてゐるのだ。丁度北垣国道[31]が新たに北海道庁長官に任ぜられ、不日赴任する筈だ。彼に紹介するから同道して便宜を乞ひ、然るべき土地を得て北海道開拓の大業に参与するが何よりだ」と慫慂され、雄治も大に我が意を得て、欣然として茲に渡島の決心した。

総ての事業には必ず困難は伴ふが、此の事業の大支障は親戚全部の大反対で、先祖伝来の家屋敷を空にするは祖先に対するこの上もない大不孝だとの攻撃非難で、他家から嫁入つて来た母に対する父方の親戚の猛烈なぶつつかりには、母は一言も弁疎の辞もなかつた。（略）

斯く決心した雄治は明治二十五年に北垣長官に随伴して渡道し、先づ半歳を費して道内を隈なく踏査し、翌二十六年十一月に至り、石狩の生振[32]と、現地北村とを候補地と定め、後遂に北村に決定した。土地は当時岩見沢町[33]に属し、既に区画地となつてゐたが、長官の好意で、二十六年十一月に予定存地に変更の上壱百五拾萬坪を予約し、翌二十七年に更めて貸附された。

是に於て雄治は同年直ちに郷里山梨県から壱百参拾人の小作人を募集引率して渡来し、前年に準備し置いた仮小屋に入れて事業に着手した。斯くて雄治先づ移住し、弟毘は家業を代営して、二年後の二十八年に渡道し、母は一時東京に滞留し、二十九年に子供を連れて挙家移住した。

小作人には旅費、米噌其の他凡ゆる保護援助を与へたが、二年間に半数は遁げ去つて了ひ、莫大な損失を蒙つた。郷人は却つて良くないことを悟り、更に全国的に小作人を募集し、爾来鬱蒼たる処女林を伐り開き、種々の思ひ掛けぬ困難と闘ひ、意気鎖沈し勝な小作人を激励し、開墾料を与へ、入費旅費及米噌を貸与し、開墾した土地の一割を無償分譲（之は小作人の希望により地主に於て買戻した）することにして地主、小作人相結び、三十一年の大洪水に辛くも命を取り止め、努力を続けて三十三年に開墾を了し、

ヲ戒シムベシ。

行強斉書之

自強館掲示終（※傍線筆者）

特に第六訓においては、創業において確かな志を立てることの重要性と困難に立ち向かうことの尊さを、第九訓においては、「艱難汝を玉にす」の趣旨を説き、忍耐の実を結ぶことを、第十一訓においてはあきらめない勇気の重要性と、怯懦心が正しい道を誤らせ、一時の利害に流され失敗のもととなることを示している。

雄治が北村家の若き当主として、また地域の若きリーダーとして見做され、教育活動の一端にもその姿勢を示し始めていたのは、北村家と家業が直面した父茂兵衛の死と相次ぐ火災という、大きな転機となる出来事であった。その経緯については、戦後に刊行された弟亀の伝記「『北村創設の慈父』北村亀」[23]において簡潔に示されている。

北村亀は山梨県中巨摩郡鏡中條村の酒造家の次男に生れた。兄治雄（ママ）が東京遊学中十七歳の時、父茂平（ママ）がコレラに罹り四十七で急死したので、直に家業を継承せねばならなくなつたが、父がまだ若く然も急死したので業務の事を聞いてゐなかつたから、一時醸造事業は叔父に委任した。然るに其叔父が数千円を使ひ込んだので、雄治は止むなく家業を引受け、一冬大阪の本場に行つて研究し大に得る所があつて種々改良計画し、名古屋から道具一式と原料米を取り寄せ、大に将来に希望を持つて熱心に斯業に勤んだ。然るに不幸火災にかゝり一抹の不安を覚えたが、屈することなく努力を続けた。天の試練か、翌年復又（またまた）屋根を焼抜く丈ではあつたが火災を受けた。此の再度の災変は酷く雄治の心事を刺戟し、其夜大に煩悶考慮の末、現世の財産は浮雲の如く更に常にならぬ。苟（いやし）も生を天に享けたのだから生き甲斐ある人生を送り、有意義な事業を成して世を益し、国に御奉公すべく家業を検討して、何物かを見出さねばならぬと一大発心した。

雄治の記した日記にも、さまざまな苦悩が綴られている。明治二十一年（一八八八）四月の「勘定帳」[24]には、「殊に小子義書生揚りの為、家政上に関しては、殊に不馴にて、暗中に物を探る如くにて、万事叔父等と相談の上取計ふ様の始末故、実に一時当惑仕候。酒造業は二十年度仕込とは名のみにて、実者（は）親類一般の協議上新宅叔父に貸渡し候。猶此上者成丈丹精致し、家事世話方万端行届様、厳重に取計可申候事。」と父亡きあとの困惑と家業を叔父に委任するという苦渋の対応が記されている。結果として、その叔父の不祥事によって更なる苦境に陥った雄治は、『若草町誌』収録の明治二十五年（一八九二）の雄治の日記と思われる資料[25]によれば、「家督相続以来意外の扶助及び不慮の災害を蒙り、為めに年一年資本減少致し、祖先に亡父に対し如何にも嘆息痛心の至存候得共、今更乍不及（いまさらながらおよばざること）事に無之候得ば、即ち過世の因縁と放念し（略）」という認識に至り、前掲の資料に言う「何者かを見出さねばならぬ一大発心」に向かっていくことになるのである。

このような認識に至る明治二十五年の二月二十五日には、北村家の酒蔵において火災が発生し、その状況が次のように記録されている。文中に「予ガ兄」と記されていることから、亀の記したものと思われる「日誌」[26]の記録である。

自強館ニ昇館セシニ夏井先生風邪ノ気味ニテ夜学欠業ナリト。稍々話ヲ為シ二階ニ登ルニ、偶々階下ニ火事ヲ呼ブアリ。余驚キ見ルニ、東方予ガ家ノ通リナリ。依テ鬼神をモ紿（あざ）ムカントスルノ声ニテ来リシニ、果シテ然リ。此レ予ガ兄酒造ヲ改良セントテ、上方（かみがた）ヨリ酒造ニ関スル重職ノ者四人ヲ雇ヒ入レ、是ト共ニ本年ノ春ヨリ三十石桶ヲ下リ木ヲ以テ十数本製シ、此レガ準備ヲ為センモ場所狭キ故造中。（略）此桶来年ヲ待ツテ使用セントテ、

二、北村雄治の壮図　―鏡中條の名家の「北村」建設―

北村雄治の人物像

北村家の姓をそのまま村名とした「北村」は、石狩平野の東部で石狩川の左岸にあたる地域で、合併以前は岩見沢市に隣接し（巻頭図版1　村界標を参照）、もともとは岩見沢村に所属した。石狩川の水利や岩見沢駅（JR函館本線）など交通の便に恵まれた平地であり、札幌から比較的近距離という状況ながら、湿地（泥炭地）が広がっていたことから、利用が困難な土地であった[17]。

この「北村」を目指すことになる北村雄治[18]は、中巨摩郡鏡中條村の酒造業北村茂兵衛の次男として生まれる。父は茂兵衛、母はまつで、竹太郎・雄治・けい・黽・幹・弋・謹・ひでの八人きょうだい（長男は夭折）であった。その経歴は、没後五十年あまりを経た後の雄治の命日に、弟黽が「雄治伝記[19]」という形で書き残している。

北村家の家族　個人蔵
左から雄治、ふたりおいて弋（制帽姿）、母まつ、黽、幹、謹

雄治が生まれた北村家の地域のなかでの位置付けは、父の茂兵衛は「山梨県人物評[20]」に挙げられた五七名中のひとりとして「篤実家（着実篤志の者）」と評されているほか、雄治については「山梨人士伝評[21]」に、「鏡中條村北村雄治氏酒造ヲ以テ業トセリ。曽テ某学校ヲ卒業シ、修学大ニ得ル所アリ。今ヤ自村ニ於テ専ラ後進ノ青年ヲ相提撕シ、青年中仝村ニ氏ノ如キハ希有ノ人ト云フヘシ。」と、地域における若手リーダーとしての姿が評価されている。ここで「自村ニ於テ専ラ後進ノ青年ヲ相提撕」と記されているのは、雄治が開いた私塾・自強館のことを指すものと思われる。この自強館には十三か条からなる規則「自強館掲示[22]」が残されており、雄治の事に当たるうえでの志向をも示しているといえるので、いくつか抜き出してみよう。

自強館掲示

学テ人タル所以ヲ知ラザルハ、学ノ本領ヲ得タル者ニ非ズ。学ハ字ヲ知リ文ヲ解スルノミニ非ズ。凡ソ斯館ニ入ル者、左ノ訓戒ニ於テ、宜シク注意スベシ。

第一訓　人ノ道トシテ父母ニ孝ナルベキハ勿論ナレドモ、君ニ忠ナルハ義ニ於テ尤モ重シ。忠君ノ心ナキハ我国民ニ非ス。憂国ノ義モ忠君ノ誠心ヨリ生ズル者ナリ。忠君ノ誠心ナクシテ愛国ノ情アリトハ偽リナリ。（略）

第六訓　志ヲ立ルハ、業ヲ創メ事ヲ起スノ始メナリ。志ヲ立ツルコト堅固ナラズシテ、能ク其事ノ成就スルナシ。難ニ遇ヲテ避クルコト勿レ。小庸ニ安ズル勿レ。（略）

第九訓　患難ヲ践マザレバ、其志ヲ成スコト難シ。忍耐ナラザレバ、患難ヲ践ムコト能ハズ。故ニ曰ク、忍ブコトアレバ乃チ済スコトアリト。忍耐ノ効、甚ダ大ナリ。（略）

第十一訓　事ニ当ツテ、奮進シ屈撓セザルハ剛勇ノ徳ナリ。怯懦ナレバ可為義ヲ知ルト雖モ、遂ニ利害ニ誘ハレテ其身ヲ誤リ、道ヲ失フニ至ル。（略）

第十三訓　口ハ禍ノ門ナリ。多言ハ誠実鮮シ。妄言ト多言トハ自カラ異ナレドモ、殊ニ相因ルノ弊ナリ。修身ハ謹言ヨリ始ム。深ク之

明治十年代には武田（佐野）菊平[8]という人物が函館での木材業に進出し、その後十勝支庁管内で農場経営にあたったとされている。また同姓だが佐野正憲という人物が、明治十三年（一八八〇）五月に「貧民北海道移住特別誘導法建白」[9]を提出している。

団体移住としては、明治二十七年（一八九四）に北巨摩郡篠尾村（現在の北杜市）などの四〇戸あまりが、上川支庁鷹栖村に移住した例[10]があるが、山梨県からの最大の団体移住は、六六〇戸三一三〇名が北海道へ渡った明治四十年の大水害[11]の被災者らによるものである。

明治四十年の大水害と被災者たちの団体移住

北村家があった鏡中條村には釜無川治水を担う将監堤があるが、明治四十年の大水害によってこの堤防は破壊され、旧若草・甲西町にあたる釜無川西岸の諸村に大きな被害がもたらされた[12]。大水害による被災者で北海道移住を選択した者は、中巨摩郡で四九戸二一一名におよび、当時の九郡中六番目に相当した。鏡中條村近辺、現在の南アルプス市域からは、南湖村一五戸、今諏訪村、在家塚村、三恵村各一戸で、合計一八戸となった[13]。

この水害被災者の団体移住先が北海道へと決する前に、北海道への移住者の先達にあたり、雄治らの義兄弟でもある北村都八が、「山梨日日新聞」[14]に「北海道移住は如何なる利益あるか」[15]と題して、北海道への移住を勧奨する記事を掲載している。

> 北海道移住は如何なる利益あるか　在石狩　北村都八
>
> 余は北海道空知郡、北村に於ける北村農場の創業（明治二十七年）当時亡雄治氏と共に本県中巨摩郡鏡中條村から移住して同農場の事業を担任し、引続きて今猶ほ在場勤務せるものであるが、今回郷里山梨県の水害惨状を聞き転た同情の感に堪へず、微力を省みず何とかして被害地の善後策に付一臂の力を副へんと考へた結果、自分が多年実験し来つた、本道農業を同胞被害者に紹介して移住を勧誘することに決した。余は県下有志の幸に賛同を表せられて、続々本道の移住を企図せられんことを切望するものである。（略）私は他府県の事は能く知らんが、山梨県の各河川は皆川底が耕地（否人家の屋上より高き所あり）より高く、築堤によりて之を防いであるが、今回の如き強雨の時は自然氾濫を免れない。氾濫するときは必ず堤防を欠潰して、人家及耕地を流失する勢ひ已を得ない理である。此の如き土地に居住せらるゝものは、将来の事を思ふて此の際余程考へなくてはならぬ。今回の被害者中でも、被害の程度は土地により又財産の多少により各異なるには相違ないが、其の内で多少の蓄財あるものや、親戚故旧より融通の付く人は、人畜迄害を及ぼす様な水害地に飽くまで祖先の墳墓を守りて居住せなくてはならぬと云ふ理はないから、寧ろ北海道の水害なき所を撰定して移住した方が得策で、国家の上から見ても将来自分の発展上から云ふても非常な利益です。

移住からすでに十年以上を経過し、山梨県からの北海道移住者として、規模も含めて最大の成功者ともいえる北村家による勧奨記事は、天井川の危険性についての指摘など、山梨県出身者らしい説得力のあるものであり、被災者たちや県の担当者らの選択に、何らかの影響をもたらした可能性もあるだろう。また、明治期を通じ大正時代にかけて進められた日本人「移民」は、南樺太や台湾、朝鮮半島といった「外地」や、ハワイや南北アメリカといった海外も含めた選択肢のうち、明治二十から三十年代にかけての時期において、北海道は最有力の行き先となっていたこともあり[16]、北海道における成功者である北村家の存在は、その移住の後押しとなり、希望をもたらすものとなったのであろう。

北海道「北村」建設と北村雄治・毘・謹兄弟の軌跡

南アルプス市ふるさと人物室　第10回展示　拓―ひらく―に寄せて

小畑茂雄

はじめに

山梨県立博物館では、令和二年（二〇二〇）三月に『山梨県における明治40年の大水害被災者の北海道団体移住　―移動をめぐる地域の形成と経営、交流について　報告書―』[1]を刊行し、水害被災者を中心とした六六〇戸三一三〇名という、山梨における大規模移住の実態について明らかにしたが、その他の移住者については触れておらず、同報告書でも指摘されている山梨県民の他県民と比較しての移住への消極性については、いまだ考察が深められていないといえる。

北村雄治　個人蔵

このたび、南アルプス市ふるさと人物室[2]において、山梨県から北海道へ渡った個人移住者のなかで最大の足跡を残したといえる、同市出身の北村雄治（きたむらゆうじ）らを紹介する展覧会[3]を実施することとなり、こうした近代山梨における県外移住の実態や、その全体像に考察を加える機会を得ることができた。

北村雄治は巨摩郡鏡中條村（こまぐんかがみなかじょうむら）（現在の南アルプス市）の酒造家に生まれ、地域でも有力な資産家でありながら、度重なる火災などを契機として、北海道への移住を決意する。移住地の村名は「北村」[4]となり、姓がそのまま村名となる珍しい例となるに至る。

雄治（弟らや村名「北村」との区別のために以後「雄治」）は早世して、その遺業は弟の毘（びん）と謹（きん）に託されるが、彼らの挑戦は山梨県にとって顕彰する価値があるだけでなく、北海道の近代史のなかでも評価すべき足跡を記しているといえる。

南アルプス市においては、ふるさと人物室を運営する市立図書館の職員の方々が、ご親族所蔵資料や北海道立文書館所蔵北村家文書を中心に、資料調査と展示準備にあたられた[5]。筆者は協力者[6]として関与したが、本展の記念講演会[7]を担当したので、その内容を中心に整理して本稿を起こすこととした。

一、山梨と北海道　―北海道をめざした人々―

北海道をめぐる山梨の人々

明治時代の北海道は、国策で全国からの移住が進められており、山梨からもさまざまな人々が北の大地へ渡っている。

山梨県立博物館研究紀要　第16集

発　行　日　2022（令和４）年３月31日
編集・発行　山梨県立博物館
〒406－0801
笛吹市御坂町成田1501－1
TEL　055(261)2631
印　　刷　株式会社　少 國 民 社